

平成 2 5 年美浦村告示第 1 0 4 号

平成 2 5 年第 2 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 5 年 5 月 7 日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成 2 5 年 6 月 1 1 日
2. 場 所 美浦村議会議場

平成25年美浦村議会第2回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	6月11日	火	(開会) ○本会議 ・報告、質疑 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決
2	6月12日	水	○総務常任委員会 ○経済建設常任委員会 ○厚生文教常任委員会 ○議案調査
3	6月13日	木	○議案調査
4	6月14日	金	○議案調査
5	6月15日	土	○議案調査
6	6月16日	日	○議案調査
7	6月17日	月	○議案調査
8	6月18日	火	○本会議 ・一般質問
9	6月19日	水	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・議案上程、提案理由説明、議案質疑、討論、採決 (閉会)

平成25年第2回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成25年6月11日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第9号 美浦村政治倫理審査会委員の選任について

(報告・質疑)

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

(平成24年度美浦村一般会計)

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

(平成24年度美浦村国民健康保険特別会計)

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

(平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計)

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村税条例の一部を改正する条例)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度美浦村一般会計補正予算(第11号))

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度美浦村一般会計補正予算(第12号))

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成25年度美浦村一般会計補正予算(第1号))

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

(訴えの提起について)

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

(災害に強い情報連携システム構築業務に係る工事請負変更契約の締結)

議案第8号 専決処分の承認を求めることについて

(災害に強い情報連携システム構築業務に係る物品売買変更契約の締結)

議案第10号 美浦村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例

議案第11号 平成25年度美浦村一般会計補正予算（第2号）

議案第12号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第13号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第14号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

6番 富田隆雄君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	増尾嘉一君
教育次長兼学校教育課長	増尾正己君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	石橋喜和君
国保年金課長	桑野正美君
都市建設課長	池延政夫君
生活環境課長	糸賀正夫君
上下水道課長	青野道生君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 北出攻

書 記 浅 野 洋 子
書 記 糸 賀 一 欽

午前10時02分開会

○議長（石川 修君） 皆さん、おはようございます。

第2回定例会へのご参集、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名です。富田隆雄君の1名が欠席となっております。

これより、平成25年第2回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（石川 修君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。

○議長（石川 修君） それでは、議事に入ります前に、村長のごあいさつをいただきたいと思ひます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 改めまして、おはようございます。

平成25年第2回美浦村議会定例会にご参集、大変ご苦労さまでございます。

ことしの梅雨入りは5月29日の報道がありましたが、例年よりも10日以上早い梅雨入りと聞いております。しかし、梅雨入りはしたものの、梅雨で初夏を思わせるようなさわやかな日々が続いております。今、太平洋南西部に発生した台風3号が北上しており、九州地方では強い雨も観測されております。気象情報によりますと、今週末にも関東地方に影響が出てきそうとの予報でもございます。梅雨ならぬ台風の被害が出ないように、防災の態勢を周知してまいりたいと思ひます。住民の安全・安心を守ることが最優先であります。住民の代表である議員各位には、住民自治活動に日夜奔走されておりますことに改めて敬意を表すところであります。

一昨年の中日本大震災の被害に関連して起きた東京電力福島第二原発の爆発による放射能の被害は、2年が過ぎてもまだ深い傷跡を残したままであります。東北3県や茨城県において生産や操業が再開できないもの、また風評による損失は、評価に組み入れない部分を合わせると5倍、10倍にもなると言われております。現地福島原発周辺の地域では、ふるさとに戻る時期さえ示されない状況下にあります。

茨城県の東海村でも、1999年9月にJCOの施設の臨界事故が起きており、また、先月の5月27日には、研究施設J-PARCの放射能漏れで34人が被爆する事故が起きるなど、安全性に対する神話は言葉の上だけで、施設を運営する研究者の中にも意識が欠如しているとしか思えません。人間がつくっても管理できないもの、自然界の想定外の災害にも防衛でき、対処できるものでなければ、構築すべきではありませんと切実に考えている一人で

もあります。

平成25年に入り、円安・株高と、大企業と一部の国民、メディアには期待感も抱かせましたが、零細企業は原料の輸入高、国民の多数は物価の上昇など、日常の生活にも影響を与えているのが現状であります。政府の成長戦略は、大胆な金融緩和、積極財政、経済政策の三つの矢でアベノミクスと呼ばれ、今週14日には成長戦略を閣議決定されます。

本物の経済再生を実現するには、確固たる成長戦略が必要になってきます。成長戦略に対する国民の期待度は、「期待できる」が38%、「期待できない」が36%と拮抗しているように報道されております。安倍首相は、今後10年間で1人当たりの国民総所得を150万円ふやす方針を示しましたが、長くかかるよりは、今はやりの「やるなら今でしょ」でお願いしたいものであります。

美浦村も25年度に入り2カ月を経過しましたが、本年度の事業298のうち新規事業が18、ほとんどが継続事業となっております。今月1日にメガソーラーのスカイ・ソーラー・ジャパンが、地権者を迎えて現地で通電式を行いました。隣のウエストホールディングスも3月に通電しており、2カ所合わせて約4メガワットの発電を行っております。

その隣には、リッチフィールド美浦が来月パブリカの栽培も始まると、今、募集もされているところであります。あわせて、村内の雇用も実現されることを期待したいと思います。

今定例会に提案する案件は、報告第1号から3号までが繰越明許費繰越計算書についてであります。

議案第1号から8号までが、専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第9号に美浦村政治倫理審査会委員の選任についてが1件、第10号で、美浦村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例が1件、第11号で、平成25年度美浦村一般会計補正予算が1件、12号で平成25年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算が1件、13号で、平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算が1件、第14号で平成25年度美浦村水道事業会計補正予算が1件の、17案件であります。

議員各位には、ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、あいさついたします。

○議長（石川 修君） 村長のあいさつが済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（石川 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

8番議員 林 昌子 君

9番議員 下村 宏 君

10番議員 坂本 一夫 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から19日までの9日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から19日までの9日間と決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第3、議案第9号 美浦村政治倫理審査会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 提案理由の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第9号の美浦村政治倫理審査会委員の選任について、ご説明申し上げます。40ページでございます。

本案は、美浦村政治倫理審査会委員7名の方全員が平成25年6月30日をもって任期満了になることに伴い、殿岡勝夫氏、内藤 寛氏、吉田賢治氏、鈴木隆志氏及び伊藤昇平氏を再任し、磯山貴洋氏及び浅野勝夫氏を新たに任命することについて、美浦村政治倫理審査会条例第5条第3項の規定により、同意を求めるものであります。

いずれの方々につきましても、人格、識見豊かな方として政治倫理審査会委員に選任いたしたく、議会のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、各氏の経歴につきましては、別紙資料をごらんくださいますようお願いいたします。

○議長（石川 修君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第4、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成24年度美浦村一般会計）から、日程第6、報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計）までの報告を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 報告第1号より報告第3号まで一括してご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成24年度美浦村一般会計）でございます。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

本年の第1回美浦村議会定例会におきまして、平成24年度美浦村一般会計補正予算追加議案の平成24年度美浦村一般会計補正予算で議決されました繰越明許費及び平成24年度美浦村一般会計補正予算の専決処分により設定を行いました繰越明許費につきまして、繰越額及びその財源が確定しましたので、報告するものでございます。

繰越額につきましては、予算計上額と同額を繰り越していますので、各事業の財源につきましてご説明申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。初めに、行政情報化推進事業の600万円の財源につきましては、すべてが一般財源となっております。

次に、被災地域情報化推進事業の2億3,667万2,000円の財源につきましては、事業費の3分の1の7,889万円が国庫補助金の情報通信技術利用事業費補助金、残りの1億5,778万2,000円が一般財源となっております。なお、この一般財源につきましては、震災復興特別交付税として既に交付されているものを、平成25年度に繰り越しております。

次に、再生可能エネルギー導入促進事業の4,763万7,000円の財源につきましては、すべてが県補助金の再生可能エネルギー導入促進事業費補助金が財源となっております。

次に、道路ストック老朽化対策事業の1,080万円の財源につきましては、事業費の55%の594万円が国庫補助金の社会資本整備総合交付金、残りの486万円が一般財源となっております。

次に、道路新設改良事業の6,620万円の財源につきましては、補助対象事業費の55%の3,300万円が国庫補助金の社会資本整備総合交付金、残りの3,320万円が村債の公共事業債となっております。

次に、国道125号トレセン入口交差点改良事業の1,842万円の財源につきましては、事業費の55%の1,013万1,000円が国庫補助金の社会資本整備総合交付金、残りの828万9,000円が一般財源となっております。

次に、大谷小学校環境改善事業の1億7,414万4,000円の財源につきましては、学校施設環境改善交付金5,162万4,000円と、地域の元気臨時交付金2,000万円を合わせた7,162万4,000円が国庫補助金となっており、1億250万円が村債の学校教育施設等整備事業債、残

りの2万円が一般財源となっております。

次に、木原小学校環境改善事業の1億2,064万6,000円の財源につきましては、学校施設環境改善交付金3,166万1,000円と地域の元気臨時交付金1,500万円を合わせた4,661万1,000円が国庫補助金となっており、7,390万円が村債の学校教育施設等整備事業債、残りの8万5,000円が一般財源となっております。

最後に、美浦中学校環境改善事業の6,931万4,000円の財源につきましては、学校施設環境改善交付金1,495万2,000円と、地域の元気臨時交付金1,200万円を合わせた2,695万2,000円が国庫補助金となっており、学校教育施設等整備事業債2,410万円と緊急防災減災事業債1,810万円を合わせた4,220万円が村債となっており、残りの16万2,000円が一般財源となっております。

続いて、報告第2号。議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

この繰越明許費につきましては、平成24年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算において、地方自治法に基づき、3月の定例議会におきまして議決をいただいております繰越明許費について、繰越計算書を地方自治法施行令の規定に基づき報告するものでございます。次のページをお開きいただきたいと思います。

この繰越額63万円につきましては、国保税賦課電算処理システム改修事業にかかわる委託料でございます。財源につきましては、全額、既収入特定財源となっております。

続いて、報告第3号の説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。

この繰越明許費につきましては、平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算において、地方自治法に基づき、3月の定例議会におきまして議決をいただいております繰越明許費について、繰越計算書を地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。この繰越額2億円につきましては、公共下水道事業完了工事にかかわる事業費でございます。財源につきましては、全額、未収入特定財源で、国庫補助金1億円及び村債の1億円となっております。

以上、報告第1号から報告第3号まで、一括してご説明申し上げます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（石川 修君） 日程第4、報告第1号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 24年度美浦村一般会計2ページの一番上段の総務費、総務管理費、行政情報化推進事業、これは金額が全く新規で上がっていますが、この内容をちょっと教えていただきたいかなと思いますので、よろしくお願ひします。

〔「新規じゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員のご質問でございますが、この行政情報

化推進事業、これについては、24年度の一般会計の分を繰り越した分でございます。それが600万円というのは、実は皆様方にお配りをしておりますタブレットパソコン、これの購入費、またソフトの購入費、それに充てられているといったものでございます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君、よろしいですか。

○3番（飯田洋司君） 結構です。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

塚本光司君。

○1番（塚本光司君） 今の2ページのところなんですが、道路橋梁費で、道路新設改良事業6,620万円に対して先ほど55万円の補助というふうに、私ちょっと聞き間違ったらあれなんですが、これはこの6,620万に対しての55%ではないですよ。これだともっと上に行っちゃうんですけどね。

○議長（石川 修君） 企画財政課長、石橋喜和君。

○企画財政課長（石橋喜和君） それでは、ただいまの質問にお答え申し上げます。

道路橋梁費の補助金でございますが、トレセン進入路交差点改良事業費の1,842万円の財源につきましての事業費の55%の1,013万1,000円が国庫補助金ということになります。

以上でございます。

〔「違う。上」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質問の途中でございますけれども、ここでちょっと暫時休憩いたします。そしたら、10時40分まで休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時40分開議

○議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場の中が暑くなってきましたので、上着を脱いで結構でございます。

それから、執行部の皆様方に申し上げます。議場への電子機器の持ち込みは原則禁止となっておりますので、私の見えないところに、私の許可をもって持ち込んでください。

それでは、塚本議員の質問の答弁でございますけれども、都市建設課長、池延政夫君。

○都市建設課長（池延政夫君） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

道路新設改良事業費6,620万の内訳なんですけれども、この事業につきましては、村道101号線、村道1508号線の調査費、用地費、工事費から成っております。当初6,000万で推移していました。この事業は3カ年で当初予定しております。昨年の10月くらいに県のほうに補助申請を上げて採択を受けていまして、3カ年でやる予定でおりましたので、その6,000万という数字が生きていまして、その後、用地の見直しをしまして6,620万の事業費になりました。それで、補助対象額が6,000万でその55%が3,300万になってお

ります。

以上です。

○議長（石川 修君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ちょっと数字が55%というか、これが合わないなと思ったものですから。今の説明があれば、すぐその場でもパッとわかりましたので、できればその辺はうまく、答えのほうは今後できればと思います。よろしく。ありがとうございました。了解です。

○議長（石川 修君） 執行部に申し上げます。我々議員は、議案説明要約書をもらっていて、今のような質問が出ないように、この中に繰越額、それから財源、別紙のとおりとなっていますけれども、ここに数字を入れられるはずなので、ここへ数字を入れておいてください。

そのほか、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、報告第1号の質疑を終結いたします。

次に日程第5、報告第2号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、報告第2号の質疑を終結いたします。

次に、日程第6、報告第3号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、報告第3号の質疑を終結いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（石川 修君） 日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例の一部を改正する条例）から、日程第19、議案第14号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）までの13議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでございました。

提案理由の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号から議案第8号、並びに議案第10号から議案第14号まで一括してご説明申し上げます。

まず初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

この案件は、美浦村税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、これを報告し、ご承認をお願いするものであります。

この専決処分を行った美浦村税条例の一部を改正する条例につきましては、現下の経済状況等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、及び社会保障・税の一体改革を着実に実施するために改正された地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年3月30日に公布されたことに伴い、美浦村税条例の一部に改正が生じたため、専決処分を行ったものであります。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。それでは、順次説明を申し上げます。議案書の7ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、条例34条の7第2項につきましては、復興特別所得税が課税されることに伴い、村民税の寄附金税額控除における特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、復興特別所得税率を加算する改正による読みかえ規定を加えたものでございます。

次に、第54条第5項並びに第131条第4項の改正につきましては、独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業等に伴う仮換地等に係る固定資産税の特例措置廃止に伴う文言の削除でございます。

次に、附則第3条の2につきましては、延滞金における特例基準割合の改正による利率の引き下げに伴う改正でございます。

次に、附則第4条につきましては、引用する法律名が前条において削除されたこと及び特例基準割合の定義が変更になったこと等による文言の整理でございます。

次に、附則第4条の2につきましては、租税特別措置法における公益法人等への財産譲渡の非課税特例及び非課税承認が取り消された場合の所得割の課税に対する改正において、一定の要件を満たした法人を加える条項の新設に伴う引用条項の改正でございます。

次に、附則第7条の3の2につきましては、村民税における住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡充に伴う改正でございます。

次に、附則第7条の4につきましては、先ほど第34条の7の改正において説明いたしましたとおり、寄附金税額控除における読みかえ規定を加えたものでございます。

次に、附則第17条の2第3項につきましては、優良住宅地造成等のための土地等譲渡における村民税の特例に対し、引用する租税特別措置法の改正に伴う引用条項の整理でございます。

次に、附則第22条の2の改正でございますが、見出しにつきましては、同条に第2項を新設することに伴う改正であり、第1項につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等において、読みかえ規定を表形式に整理したものであります。なお、新旧対照表におきまして、この表は別記にて11ページに記載しておりますので、ご参照願います。

また、ただいま申し上げました同条第2項の新設につきましては、東日本大震災により居住用家屋が滅失し、居住の用に供することができなくなったものの相続人が、当該土地の譲渡をした場合には、被相続人が取得した日から所有していたものとみなして、長期譲渡所得の特例を受けることができる条文を追加したものであります。さらに、同条第3項につきましては、第2項の新設に伴う項の移動及び文言の整理でございます。

次に、附則第23条の第1項及び第2項につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例において引用する地方税法の改正に伴う引用条項の整理をしたものでございます。

続いて、議案第2号についてご説明申し上げます。

この案件は、美浦村国民健康保険税条例の改正において、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項に基づきこれを報告し、承認をお願いするものであります。

この専決処分を行った美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月29日に成立、4月1日から施行されたことに伴い、地方税法に準ずる本村美浦村国民健康保険税条例に改正が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものであります。なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

それでは、順次説明を申し上げます。議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

まず、条例第5条の2、第7条の3、別表第1及び別表第2につきましては、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後5年目までの間の世帯別平均割額の2分の1を軽減する措置に加え、新たに、移行後6年目から8年目までの間においても世帯別平均割額の4分の1を軽減する措置を行うことになったことに伴う改正でございます。

次に、附則第15項につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に対し、引用する地方税法及び租税特別措置法の改正に伴う引用条項の整理でございます。

続いて、議案第3号についてご説明申し上げます。17ページをお開きいただきたいと思います。

江戸崎地方衛生土木組合で行う循環型社会形成推進交付金を活用して行う処理施設整備

事業の財源として、本村に震災復興特別交付税が交付されることになり、負担金として支出するため、平成24年度美浦村一般会計補正予算の専決処分を行いましたので、報告をするとともにご承認をお願いするものでございます。なお、歳入予算の特別交付税の交付決定による増額補正及び法人税の増額補正をあわせて行っております。

それでは、3月25日に専決処分を行いました平成24年度一般会計補正予算についてご説明申し上げます。19ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,488万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を63億8,067万3,000円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。歳出予算から申し上げます。23ページをお開きいただきたいと思っております。

衛生費でございますが、清掃費の塵芥処理費でただいま申し上げました江戸崎地方衛生土木組合負担金の循環型社会形成推進交付金事業分として、新たに款、項を設定し、7,488万1,000円の計上を行っております。江戸崎地方衛生土木組合の処理施設整備事業の財源は、国庫補助金の循環型社会形成推進交付金、地方債及び基金繰入金を予定していましたが、地方債対象部分については、震災復興特別交付税が交付されることになりました。この交付税は、本村及び稲敷市に対して交付されるもので、本村及び稲敷市で交付税の交付を受け、負担金として支出するものでございます。

続きまして、歳入予算について申し上げます。前のページをお開きいただきたいと思っております。

初めに村税について申し上げます。村民税では、現年度課税分の法人税割で最終的に大幅な増収が見込まれることになりましたので、4,000万円の増額補正を行っております。

次に、地方交付税について申し上げます。特別交付税では、通常分4,919万7,000円及び東日本大震災関連分1,196万3,000円と、合わせて交付額が6,116万円に確定しましたので、予算額との差額4,116万円の増額補正をいたしております。

また、震災復興特別交付税では、江戸崎地方衛生土木組合の処理施設の整備事業分を含む交付額が2億5,891万1,000円に確定しましたので、予算額との差額9,659万3,000円の増額補正をいたしております。

繰入金についてご説明申し上げます。財政調整基金繰入金では、村税の増収、特別交付税及び震災復興特別交付税の増額交付決定等により財源が確保できましたので、9,580万3,000円を財政調整基金に戻し入れることといたしまして、専決後の繰入予算額を1億1,856万5,000円といたしております。

次に、復興まちづくり基金繰入金では、昨年9月議会定例会において、老人福祉センター及び農林漁業者トレーニングセンターの耐震診断の財源として706万9,000円の計上を行いました。特別交付税により財源を確保することができましたので、全額を戻し入れ

ることといたしまして、706万9,000円の減額補正を行っております。

続いて、議案第4号の説明を申し上げます。24ページをお開きいただきたいと思います。

3月議会定例会開催時の3月15日の全員協議会でご説明いたしました行政情報化推進事業費及び被災地域情報化推進事業費の繰り越しについて、平成24年度美浦村一般会計補正予算の専決処分を行いましたので、ご報告するとともにご承認をお願いするものでございます。それでは、3月29日に専決処分を行いました平成24年度一般会計補正予算についてご説明申し上げます。25ページをお開きいただきたいと思います。

この補正予算では、歳入歳出の増減はございませんので、第1条の繰越明許費の追加のみの補正となっております。追加となる繰越明許費についてご説明申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

初めに、行政情報化推進事業費については、12月の議会定例会の補正予算で議会資料等のペーパーレス化推進のためのタブレット端末セキュリティ装置等の備品購入費600万円の計上を行いました。通信事業者の整備状況の検証に時間を要するため、年度内の事業完了ができなくなったため、繰越明許費の設定を行っております。

次に、被災地域情報化推進事業費については、6月の議会定例会の補正予算に計上し、9月の議会定例会で契約の承認、減額補正を行い、事業を進めてまいりましたが、建柱による無線アンテナ設置箇所の中に地盤の強度が不足する箇所があることが判明し、追加の基礎強化工事が必要となり、年度内の事業完了ができなくなったため、繰越明許費の設定を行っております。

続いて、議案第5号について申し上げます。27ページをお開きいただきたいと思います。

昨年の夏に東京都内を中心に流行した風疹は、その後、首都圏まで拡大し、本村においても流行が懸念されることから、緊急対策として大人の風疹予防接種事業費について、平成25年度美浦村一般会計補正予算の専決処分を行いましたので、ご報告をするとともにご承認をお願いするものでございます。

それでは、5月14日に専決処分を行いました平成25年度一般会計補正予算について説明申し上げます。29ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ152万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を54億8,352万1,000円とするものであります。それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算からご説明申し上げます。32ページをお開きいただきたいと思います。

衛生費でございますが、保健衛生費の予防費で、新規事業としてただいま申し上げました大人の風疹予防接種事業費152万1,000円を計上いたしております。具体的な事業の内容としましては、主に妊娠を希望している女性及び妊娠している女性の夫を対象者として、風疹予防接種を希望する者に対して5,000円の助成を行うものであります。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。この事業につきましては、村独自

の単独事業として行うもので、国・県の補助金等の特定財源はございませんので、財政調整基金からの繰入金で財源とし、今回の歳出予算額と同額の152万1,000円の増額補正を行い、繰入予算額を2億4,485万3,000円といたしております。

続いて、議案第6号のご説明を申し上げます。これは地方自治法第179条第1項の規定により、訴えの提起について、専決処分書のとおり、去る3月26日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

平成22年3月に、村職員が上司からパワーハラスメントを受けたとして、村及び上司二人並びに職員組合を相手取り、損害賠償請求の訴えを起し、平成24年9月に水戸地裁の判決が出されました。職員がそれを不服として東京高裁に控訴した裁判において、平成25年3月13日に第二審の判決が出されました。第二審判決の内容は、第一審で認めていなかった村の職場環境配慮義務違反が判決に盛り込まれ、第一審では33万円であった損害賠償額が、第二審では110万円になったため、判決を不服として最高裁に上告したものです。上告期限は判決書到達から2週間以内ということであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

続いて、議案第7号について申し上げます。議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（災害に強い情報連携システム構築業務に係る工事請負変更契約の締結）、並びに議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（災害に強い情報連携システム構築業務に係る物品売買変更契約の締結）でございます。この2議案は、関連議案となっておりますので、あわせて説明を申し上げます。36ページをお開き願いたいと思います。

平成24年第3回美浦村議会定例会で承認された災害に強い情報連携システム構築業務に係る工事請負契約並びに、災害に強い情報連携システム構築業務に係る物品売買契約の変更契約の締結について、専決処分を行いましたので、ご報告するとともにご承認をお願いするものでございます。

それでは、3月29日に専決処分を行いました災害に強い情報連携システム構築業務に係る工事請負変更契約、並びに、災害に強い情報連携システム構築業務に係る物品売買変更契約について、ご説明申し上げます。

いずれも、総務省の第3次補正により創設された被災地域情報化推進事業を活用した災害に強い情報連携システム構築業務の委託契約に伴うもので、事業を進めてまいりましたが、建柱による無線アンテナ設置箇所の中に、地盤の強度が不足する箇所があることが判明し、追加の基礎強化工事が必要となったため、契約期間の延長が必要となりました。しかし、総務省での事故繰越の手続の関係上、平成25年第1回美浦村議会定例会の追加議案に間に合いませんでしたので、契約期間延長の変更契約を締結しなければ、性質上一体不可分の契約を、平成24年度・平成25年度と分割しなければならない状況となり、予算執行上不合理・不経済な事態が生じますので、変更契約の締結について専決処分させていただいたものであります。

続いて、議案第10号について申し上げます。この条例は、産業集積が地方経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、制定された、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法に基づき、工場立地法の規定により公表された工場立地に関する準則にかえて適用すべき準則を定めるものでございます。

これは、工場立地法の特例措置を実施するもので、産業集積の形成、または産業集積の活性化に関し必要な事項について協議するため組織された地域産業活性化協議会が、主務大臣の同意を得て作成した基本計画で定めた企業立地重点促進区域における製造業等に係る工場または事業所の緑地及び環境施設の整備割合について条例で定めることができることから、本村条例でこれを定めるものでございます。

本村は、地域産業活性化を目指す圏央道沿線に位置する13市町村で組織する茨城県圏央道沿線地域産業交流活性化協議会に加盟しており、同協議会作成の、主務大臣が同意した茨城圏央道産業コンプレックス基本計画の中で、本村木原地区の木原工業専用地域を企業立地重点促進区域に定めております。

現行の工場立地法では、緑地の割合は敷地面積に対し20%以上、同じく緑地を含む環境施設の割合は25%以上に規制されています。企業立地促進法における緑地等の面積規制に係る措置として、主として工業等の用に供される区域では、緑地の割合は敷地面積に対し5%以上、20%未満、同じく緑地を含む環境施設の割合を10%以上、25%未満の範囲内で設定することが可能となります。木原工業専用地域においては、この範囲内で設定することができることから、緑地率を5%以上、緑地を含む環境施設率を10%以上とそれぞれ条例で定め、同地域における既存企業の新たな設備投資などにおいて限られた資産を有効に活用していただくこととともに、同地域における新たな企業立地の希望に迅速に対応できるよう、未利用地の有効活用を図ってまいりたいと考えております。なお、特例措置の期間は、茨城圏央道産業コンプレックス基本計画が終了する平成30年3月31日までとなります。

続いて、議案第11号についてご説明申し上げます。43ページをお開きください。

初めに第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ7,978万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億373万2,000円とするものでございます。今回の補正は、緊急性を要する事業及び国の補正予算の措置された地域の元気臨時交付金を活用した事業の計上を行っております。

また、3月議会定例会の追加議案として、国の平成24年度補正予算関連事業として計上を行った事業費の減額補正をあわせて行っております。

それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

歳出予算から申し上げます。49ページをお開きいただきたいと思います。

民生費について申し上げます。社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で、療養費の増加等による歳入不足分1,188万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

保健衛生費の上水道費では、都市計画法により用途指定された木原工業専用地域の上水道整備の設計費及び工事費分として、水道事業会計繰出金2,982万円の増額補正をお願いしております。なお、この上水道整備費では、地域の元気臨時交付金を財源としております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。農業費の農地費では、長期借入債の公的資金補償金免除繰上償還分の一般会計繰り出し分として農業集落排水事業特別会計繰出金3,303万1,000円の増額補正をお願いしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。商工費について申し上げます。

商工費の商工振興費では、補助率10分の10の県補助金を活用して行う消費者行政活性化基金事業費で、消費相談員の研修時の費用弁償費及び消費者啓発パンフレット等の消耗品費として総額102万7,000円の増額補正をお願いしております。

続いて、土木費について申し上げます。道路橋梁費の道路橋梁総務費では、国の補正により3月の追加補正で計上を行いました橋梁長寿命化修繕計画策定事業費1,080万円の全額を減額補正いたしております。

次の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で3月の追加補正分6,620万円の減額を行うとともに、地域の元気臨時交付金活用分として3,749万円の計上を行い、全体で2,871万円を減額補正いたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。消防費について申し上げます。

非常備消防費では、消防団運営費で平成24年度自治消防団員退職者11名分の退職報償金277万7,000円の増額補正をお願いいたしております。長年にわたり地域の消防・防災活動にご尽力いただきました消防団員の方々には、改めまして敬意を表しますとともに感謝を申し上げる次第であります。

次の消防施設費では、消防施設維持管理費で浜地区及び舟子地区の火の見やぐら撤去工事費の補助金として96万3,000円の計上をいたしております。

続いて、教育費について申し上げます。

小学校の学校管理費では、3月の追加補正で計上を行いました大谷小学校空調設備整備事業費で、9,407万円の全額を減額補正いたしております。同じく木原小学校空調設備整備事業費では、7,321万7,000円の全額を減額補正いたしております。

次に、新規事業としまして、太陽光設備整備工事を行うための木原小学校環境改善事業費2,994万3,000円を計上いたしております。この事業は、国の平成24年度補正予算対応分として、学校施設環境改善交付金事業に追加採択されて行うものであります。

次に、中学校費の学校管理費では、新規事業としまして、美浦中学校環境改善事業費1,600万円を計上いたしております。この補正は、3月の追加補正により事業費の計上、繰越明許費の設定を行い、事業を進めているところでありますが、実施設計が完了し、事業費に1,600万円の不足が生じることとなり、不足額の計上をお願いしております。なお、この事業費は、地域の元気臨時交付金を財源としております。

次に、社会教育費の文化財保護費では、新規事業として木原工業専用地域の発掘調査を行うための木原工業専用地域基盤整備発掘調査事業費667万1,000円を計上いたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。次に、保健体育費の体育施設費では、農林漁業者トレーニングセンター耐震改修事業費で、耐震診断完了に伴い設計費に不足が生じることから、実施設計業務148万円の増額補正をお願いいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。学校教育費では、3月の追加補正で計上を行いました美浦中学校給食室空調設備整備事業費980万円の全額を減額補正いたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。47ページに戻っていただきたいと思います。

まず、国庫支出金について申し上げます。国庫補助金の土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金で歳出の土木費で説明いたしました橋梁長寿命化修繕計画策定事業費及び道路橋梁総務費の減額補正に伴う分といたしまして、4,235万円の全額を減額補正いたしております。

次の教育費国庫補助金では、学校施設環境改善交付金で歳出の教育費でご説明いたしました大谷小学校及び木原小学校空調設備整備事業費の減額補正に伴う分として3,225万7,000円の減額、また、追加採択の木原小学校環境改善事業費分1,468万円の計上を行い、全体で1,757万7,000円の減額補正をいたしております。

次の総務費国庫補助金では、歳出でご説明いたしました水道事業会計繰出金2,982万円、道路新設改良事業費3,749万円及び美浦中学校環境改善事業費1,600万円の財源となる地域の元気臨時交付金8,331万円を新規に計上いたしております。

次に、県支出金について申し上げます。

県補助金の商工費県補助金では、消費者行政活性化基金事業費補助金で、歳出の商工費でご説明いたしました消費者行政活性化基金事業費増額分102万7,000円に、学校給食の放射能検査関係経費分25万円を合わせた127万7,000円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、4,914万1,000円の増額補正を行い、繰入予算額を2億9,399万4,000円といたしております。

次の学校施設建設基金繰入金では、大谷小、木原小及び美浦中学校給食室空調設備整備事業費の減額補正に伴う分として1億4,483万円の減額、また新規事業の木原小学校環境改善事業費分1,526万3,000円の計上を行い、全体で1億2,956万7,000円の減額補正をいたしております。

次に、諸収入について申し上げます。

消防団員退職報償金につきましては、歳出の消防費で説明いたしました退職消防団員に対する報償金としまして277万7,000円の増額補正をいたしております。

最後に、村債について申し上げます。

土木債では道路整備事業債で、歳出の土木費で説明いたしました道路橋梁総務費の減額補正に伴い、2,680万円の全額を減額補正いたしております。

続いて、議案第12号について申し上げます。57ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,206万1,000円を追加し、補正後の予算総額を20億7,606万1,000円とするものでございます。補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。61ページをお開きいただきたいと思います。

第2款保険給付費の第1項療養諸費では、これまでの医療費の支払い額から今年度の支払い見込み額を推計し、不足額の補正をするものでございます。第1項の療養諸費の一般被保険者療養費で1,102万1,000円の増額、退職被保険者等療養費で96万4,000円の増額補正をお願いするものです。

第3目、第4目の療養費の増額は、東京医科大学茨城医療センターでの平成25年1月診療分及び2月診療分が療養費払いとなったことに伴い、予算額に不足が生じたため増額補正をお願いするものであります。

次の第11款諸支出金、第3項指定公費負担医療支出金は、70歳以上の国民健康保険被保険者が支払う一部負担金は本来2割と定められておりますが、国の特例措置で1割となっているための差分1割にかかわる支出金で、こちらも東京医科大学茨城医療センターでの診療が療養費払いとなったことに伴い予算額に不足が生じたため、7万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、60ページにお戻りいただきまして、歳入について申し上げます。

第9款繰入金の第1項他会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費で1,198万5,000円の増額補正をお願いしており、この財源として1,188万2,000円を一般会計から繰入金として補正するものでございます。

次の第11款諸収入の第5項雑入では、東京医科大学茨城医療センターの平成25年1月診療分及び2月診療分に係る指定公費負担医療負担金について、17万9,000円を増額補正するものであります。

続いて、議案第13号について説明申し上げます。63ページをお開きいただきたいと思います。

ます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,880万5,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,350万5,000円としております。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書に基づき説明を申し上げます。まず、歳出予算から。66ページをお開きいただきたいと思います。

まず、公債費の元金につきましては、5,001万1,000円の増額補正を計上しております。これにつきましては、今般、特定被災地方公共団体における復旧・復興を支援するため、本年度限りの措置としまして、年利4%以上の旧公営企業金融公庫資金に係る地方債については、補償金免除繰上償還を行えることとなったことから、お願いするものでございます。

次に、公債費の利子につきましては、120万6,000円の減額補正を計上しております。これにつきましては、先ほど申しました補償金免除繰上償還に伴い、本年度免除される利子分についてお願いするものでございます。

続きまして、歳入について申し上げます。

まず、繰入金の一般会計繰入金につきましては、3,303万1,000円の増額補正を計上しております。これにつきましては、公債費の補償金免除繰上償還の財源に充てるためのものでございます。

次に、繰入金の農業集落排水事業基金繰入金につきましては、1,577万4,000円の増額補正を計上しております。これにつきましても、公債費の補償金免除繰上償還の財源に充てるためのものでございます。

最後に、議案第14号についてご説明申し上げます。67ページです。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の水道事業費用の営業外費用で186万2,000円を減額しまして、総額5億8,383万8,000円としております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入では2,982万円を増額しまして、総額3,292万円、資本的支出では1億537万4,000円を増額しまして、総額1億5,967万4,000円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,675万4,000円につきましては、消費税等資本的収支調整額127万2,000円、及び損益勘定留保資金1億2,548万2,000円により補てんするものいたします。

それでは、事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。71ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出の歳出予算についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の水道事業費用、営業外費用の支払い利息につきましては、186万2,000円の減額補正を計上しております。これにつきましては、今般、特定被災地方公共団体における復旧・復興を支援するため、本年度限りの措置としまして、年利4%以上の旧公営企業金融公庫資金に係る地方債については補償金免除繰上償還を行えることとなっ

たことから、本年度免除される利息分についてお願いするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の歳出予算について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思えます。

まず、資本的収入及び支出の建設改良費、配水施設拡張費につきましては、委託料で304万5,000円、工事請負費で2,677万5,000円をそれぞれ増額いたしまして、総額2,982万円の増額補正を計上しております。

これにつきましては、現在、本村の木原工業専用地域内で進められております株式会社ユニフード美浦第二工場建設予定地の前面道路に水道管が布設されていないこと、また、将来新たな企業の進出にも対応できるよう、周辺のインフラ整備を行うとともに、付近の防災対策として消火栓の設置を行うため、お願いするものでございます。布設延長については、470.5メートルを計画しております。

次に、資本的収入及び支出の企業債償還金につきましては、7,555万4,000円の増額補正を計上しております。これにつきましては、先ほどご説明申し上げました補償金免除繰上償還を行うためお願いするものであります。

続きまして、歳入予算について申し上げます。同じページでございますけれども。資本的収入及び支出の負担金では、2,982万円の増額補正を計上しております。これにつきましては、先ほど説明申し上げました配水施設拡張費に充てるため、一般会計より繰り入れられるものでございます。

以上、議案第1号から8号、並びに議案第10号から14号まで、一括してご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石川 修君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでございました。

○議長（石川 修君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後零時04分散会

平成25年第2回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成25年6月18日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

6番 富田隆雄君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	増尾嘉一君
教育次長兼学校教育課長	増尾正己君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	石橋喜和君
福祉介護課長	秦野一男君
健康増進課長	堀越文恵君
国保年金課長	桑野正美君
都市建設課長	池延政夫君
経済課長	中澤真一君
生活環境課長	糸賀正夫君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長
書記

北出 攻
浅野 洋子

午前10時01分開議

○議長（石川 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。本日の欠席議員は、富田隆雄君の1名です。

本日の会議を開きます前に、各議員、村長、教育長、各部長、次長、総務課長、企画財政課長並びに議会事務局長のタブレット端末の持ち込みを許可いたします。ただし、タブレット端末の本会議での使用は、審議に係る部分のみとさせていただきます。

ただいまから、平成25年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（石川 修君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（石川 修君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、飯田洋司君の一般質問を許します。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） おはようございます。3番議員、飯田。通告書に従い、ただいまより第1回目の質問をいたします。よろしく申し上げます。

教育問題について。

成績向上のため、また社会力向上のためには、各種外部団体との協力を得ながら、学校教育を推進していくことが重要であると考えているが、執行部の考えを伺いたしたいと思います。

第2項目、勉強のおくれがちな児童の成績向上のため、教員OBや生徒のOBの団体を設立して、その方たちの協力により、夏休みを利用し、補助的に授業を実施してはどうか。

第3項目、小学生がスポーツのすばらしさや感動が共有でき、夢や希望を与え、スポーツに親しむ態度や習慣を身につけるために、アスリートと直接触れ合えるような事業を取り入れる考えはないか。

第4項目、今後もICT整備やランニングコスト等に予算がかかり、教育予算は増加傾向になるものと考えています。そこで、近隣市町村の教育費の割合及び平均値と財政値に

占める教育費の割合の適正な数値があれば、この席を借りてお伺いしたいと思います。

また、今回初めて小学校・中学校、小学校においてはエアコンが導入されますが、このガスの経費もかかるとお思いますので、その辺の予算などもちょっとお伺いできればいいなと思っております。

第2問、企業誘致について。

今般、専用地域においてユニフードさんが誘致決定ということで、いろいろな材料を提出しましたが、ちょっと私の質問と全員協議会での質問がちょっとかぶりしましたので、最後に残った、今後、工業専用地域をどのようにして、誘致のPRと、推進していくかということをお伺いしましたが、2年過ぎていきますので、多少は具体的に業種を絞るとか、今後5年先10年先の有望な業種、そういうものを絞り込んでいるのか、具体的なPRなどがあれば、ぜひお伺いできればと思っています。

第1回目の質問をこれで終わります。

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） おはようございます。飯田議員の三つの質問について、私の方からお答えをしたいと思います。飯田議員の最初の方の質問は、質問というよりも提案だというふうにとめながらお答えをしたいというふうに思います。

まず一つ目は、村の子どもたちの学力向上及び社会力向上のために外部の力を借りる、外部の人たちの力を借りたらどうかというようなご提案だというふうに理解しております。

二つ目は、プロのアスリートたちに村に来てもらって、子どもたちに指導してもらおうというようなことについてのご提案だったと今理解しておりますけれども、教育委員会としては、この二つの提案とも大変ありがたい提案だというふうに考えております。

まず一つ目の提案でございますけれども、これは、今年の1月からもう1年以上になりますけれども、教育長の私案として、美浦村版の学校支援地域本部、略称SS本部というふうにご提案をしておりますけれども、何とかこれを組織化して学校の教育用の支援をしてほしいということで、もう既に5回ぐらいいろいろな機会にお願いをしております。きょうもお手元に一番新しい修正案を資料として差し上げております。

その中にもありますけれども、このSS本部を立ち上げた暁には、八つぐらいの事業をやりたいというふうに考えておりますけれども、その中の一番最初に土曜日の授業だとか夜間の授業だとか、あるいは長期休暇中の授業とかというようなことも考えております。何とか早い時期にこの組織を立ち上げてみたいと思っていますけれども、できれば昨年中に立ち上げたいと思っていたのでありますけれども、なかなか組織化が難しいということで、現在のところまだ立ち上がるころまでは至っておりません。

また、個人的には、例えば東京理科大学という大学を卒業した人がおります。あるいは、茗溪学園で先生をしていた人もおります。あるいは自衛隊で同時通訳をしていたという方も美浦村に在住しております。個人的ではありますけれども、この方々にもぜひ村の教育

に協力してくださいというようなお願いはしております。その中の一人は、この4月から農トレを使って塾を開いてくれております。まだ受講者が少ないと聞いておりますけれども、一つは立ち上げているところです。

こういうようなSS本部というか外部の力を導入するというようなことは、美浦村の子どもにとって極めて重要だというふうに教育委員会では考えておりますし、来年度からスタートさせたいと思っている教育振興基本計画の中にもこのSS本部をきちんと立ち上げて動かすということは、かなり重要な課題として入れております。そういうようなことを議員の皆様にもぜひ今後ともご協力いただいて、早目に自主的な活動ができれば大変ありがたいと思っています。

そのほかにも、私のかつての同僚たちを通して、筑波大学の学生だとか筑波学院大の学生にも協力できないかということも打診はしております。一つ目の提案については、そんなことで、できるだけ前向きに早い時期に実現を目指しながら動いてまいりたいというふうに考えております。

二つ目のご提案でございますけれども、これは既にエコミュゼ美浦というところが、ここの5月・6月に安中小学校・木原小学校・美浦中学校で実際に試行的に行っております。そこでは、ご提案の飯田議員も協力しているということも伺っておりますけれども、これも実際に行った学校から校長先生の話を見ると、極めてやっぱり有効だと。プロの本物のスポーツ選手に指導してもらおうということの迫力というのか、子どもたちに対する影響というのは極めていいということを伺っておりますので、予算どりができれば、これも積極的に実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ことしは、安中小学校では交通費込みで1万円、木原小学校でも交通費込みで1万円、美浦中学校でも1万円というふうに聞いております。その出どころですけれども、安中小学校が、学校教育振興事業費という費目の中から1万円出していると。木原小学校では、海外教育活動費から1万円出していると。美浦中学校は、PTAの費用からPTA校務協力費の中から1万円出しているというふうに聞いております。小学校2校については、出どころは村の予算から出ておりますけれども、中学校についてはPTAの方から出ているということでございます。

文部科学省に、こういうような事業を支援するようなことがあるのかどうかということも調べてみました。そしたら、地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクトという長たらしいプロジェクトがありまして、昨年度は58億1,000万円ぐらいの予算を計上している、ことしは58億8,000万円ぐらいの予算を計上しているということがわかりました。

その中身を見ますと、もう既に、25年度は全国から61の団体を選定して予算をつけているというようなことのようにです。茨城県では、つくば市のNPO法人つくばフットボールクラブというところが選定されているようですけれども、この事業の中でトップアスリー

トも派遣するというような事業を実際にやっているところが50カ所、50団体というような資料もございます。

どのようなやり方をしているのか、どのような頻度でやっているのか、というようなことについて、さらにまた詳細に検討させていただいて、美浦村でもぜひ早い時期に実現をさせたいというふうに考えているところでございます。

この段階の答弁としては、以上のとおりでございます。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 私の方からは、飯田議員ご質問のうち、近隣市町村の教育費の割合及び平均、財政に占める教育費の割合の適正な数値及び空調に使う燃料費等につきましてお答えしたいと思います。

初めに、近隣市町村の教育費の割合及び平均値につきましては、配付いたしました資料に基づいてご説明申し上げます。この表につきましては、平成23年度市町村の決算状況表をもとに、教育費の割合を算出するために必要な決算額を使用しております。

まず、歳出合計のAにつきまして、平成23年度一般会計歳出決算額Aの隣、普通建設事業、B欄につきましては、23年度内に実施しました普通建設事業費を表示し、隣のC欄には、歳出から普通建設事業費を差し引いた金額を表示しております。

普通建設事業費を差し引きしたのは、年間の決算額の中で経常経費が占める金額を比較することが、教育費の割合を算出するのによい方法と考えます。教育費、右欄のうち、普通建設事業の欄には、教育費として算出している決算額を表示しております。美浦村の普通建設事業費としましては、木原小学校の耐震改修事業費の事業の工事費用が主なものとなっております。

表の中央に、構成比①につきましては、市町村の歳出額に対し教育費が占める割合をあらわしております。右端の構成比②につきましては、市町村の歳出額と教育費から、それぞれ普通建設事業費を差し引いた経常的な経費分が教育費に占める割合をあらわしております。この表で、構成比①、②の数値を見ましても、美浦村が他の市町より大きな数値となっていることがわかります。

その内容は、他の町村が実施していない事業で美浦村だけが実施している事業としまして、学校ICT事業が考えられます。この事業は、絆プロジェクトにより整備しましたICT機器を有効に使用するため、ICT支援員を各学校に配置しております。そのほかに、すべての小中学校にティーム・ティーチングが実施できるように非常勤講師を配置して対応しております。また、不登校児童生徒の解消に向けた適応指導教室を運営し、不登校の解消に取り組んでおり、その関係経費が考えられます。

次に、議員の質問に一般会計に占める教育費の割合に適正な数値がありましたらというご質問ですが、これは、市町村がそれぞれに計画している教育行政の違いがございますので、教育費の割合が変わると思います。国、県から等の示された数値につきましては、特

別ございません。

次に、各学校の空調に使うガスの予算でございます。現在進めております木原小学校・大谷小学校の普通教室等の空調整備工事の期間を、8月31日までとしております。2学期から空調機器が使用できることとなりますが、実質的な、実績的なものはございません。今後は機器の運転方法等で燃料の節約が可能であることから、運転方法につきましては学校・機器メーカーと協議していかなければならないと考えてございます。

25年度の校舎用燃料代としましては、使用実績的なものがないところですので、予算は概算で計上してございます。木原小学校で36万5,000円、大谷小学校73万9,000円、安中小学校20万5,000円を計上してございます。繰り返しになりますが、概算で計上しておりますので、不足が生じた場合につきましては、今後、補正の対応もあり得るということですのでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員ご質問の企業誘致についてお答えをいたします。

初めに、本村の企業誘致の最近の状況を申し上げます。平成23年に企業誘致推進室を設置し、企画財政課、経済課、都市建設課等関連部署の連携を図り、ワンストップのサービスを目指した全庁的な取り組みを図ってまいりました。その成果もあってか、安中地区にメガソーラー2社、野菜の生産法人1社、舟子地区にテントの製造工場1社、木原工業専用地域に村内の既存会社の新工場の建設が決定をしております。それでは、飯田議員ご質問の工業専用地域へ今後どのようにして誘致の推進を図るのか、また、そのPRをどのようにしていくのかという点にお答えを申し上げたいと思います。

木原の工業専用地域には、山林以外でまとまった未利用地が約2.6ヘクタールほどございます。また、空き工場が1社ございます。こうした未利用地の活用、また空き工場の再利用については、村の活性化の観点からも重要な課題であると認識をしております。

木原工業専用地域については、今回の既存会社の新工場の建設に際しましても、文化財の発掘調査、上下水道の整備、進入路の整備等、進出企業への優遇措置を実施しました。また、国の補助事業申請にも協力をしております。今後進出しようとする企業に対しましても、同様の優遇措置を実施してまいりたいと考えております。

さらに、今議会の議案として提案させていただきましたが、工場立地法における緑地率、環境施設率を本村条例において緩和をし、同地域における既存企業の設備投資及び新たな企業立地に迅速に対応できるよう、用地の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

また、工業専用地域に限らず村内の企業誘致を推進していくに当たっては、次のことを重点に行ってまいりたいと考えております。第一に、情報ネットワークを駆使することが重要と考えます。常陽銀行・筑波銀行等の地銀、信用金庫等の地元金融機関、また県の立地推進室等、関係機関等、より広範な機関等との連携、ネットワークをこれまで以上に図

り、情報の収集と発信を行ってまいります。

これまでも企業誘致のためのパンフレットの作成、村ホームページでの広報活動をしてまいりました。特に村のホームページについては、トップページに事業者向けの情報というバナーを設け、そこから企業誘致へのページに入るといった構成になっております。このページ構成、内容についても見直しを行い、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目としては、企業への積極的な誘致活動が重要と考えます。フットワークを軽く、機動性を持った誘致活動を展開してまいりたいと考えております。相手先を見つけるには、一義的には地縁、血縁が重要と考えます。創業者・担当役員の出身地を初めとする人、美浦村に立地する企業の取引先、グループ、関連企業等に対して、あらゆる機会、チャンスを見逃さず、積極的な誘致活動を図ってまいりたいと考えております。

3点目としては、地元企業に対するフォローアップが重要と考えます。これまで美浦村に立地していただいていた企業が、他の地域に移転するという苦い経験がございます。村内に新たな工場・事務所を建設してもらおうという視点も忘れてはいけないと考えます。美浦村工業クラブに加盟している会社が25社ございます。こうした村内企業に対して国の助成制度の案内をするなど、日ごろから企業と連携を密にし、企業の動向を把握し、長く村内にとどまってもらうという環境づくりも進めたいと考えております。

そのほか誘致対象企業につきましても、これまでの既存の産業・製造業にとらわれず、将来成長分野のヘルスケア関連、エネルギー関連、社会的ニーズに対応した植物工場等、対象を広く考えることも重要と考えます。

いずれにしましても、企業誘致にセオリーはございません。地道に泥臭い活動であってもネットワークとフットワーク、そしてコミュニケーションとネゴシエーションに尽きると考えております。立地する企業が、地方自治体美浦村に対して何を求めているのか、企業の視点に立ち、担当部署はもちろんのこと、村長によるトップセールスも含め、企業誘致に取り組んでまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 2回目の質問をいたします。

教育関係について今ご説明いただきましたけれども、皆さんに配付した私の方の配付資料の中で、近隣9市町村財政に占める各企業比率、町村の23年度の決算カードで提出しているものですが、この中で各市町村の財政、土地柄、いろいろこの数字の中で読み込めるとするんですけども、今後26年から美浦中学校に対してのICT事業を進める上で5,000万ほど。3年で1億5,000万円、そのほかに指導員とかという形で相当の財政からの支出というのが見込まれると思うんですけども、一方で私が質問したところ、いろいろ諸団体と協力してやってくれ、またはSS本部に関するんですけども、人材バンク

など、教育に関係しての人材バンクなんかをつくってもいいんじゃないかなというようなことも、こちらでうたっております。

なおかつ、いろいろ教育のことをもっと進めたらということもあるんですけども、このままいろいろな教育に対して事業を進めると、やはり3年後には、今の数字の14.7%、次長が出してくれたものよりも相当、数値的に言うと1%ぐらい、今14点幾つ、公式で17.3ですけども、これは18.3以上上がってくると思うんですよ。もちろん教育関係の方で予算の張りつけでも違うと思うんですけども、もう一つの資料で、ちょっと資料が多いのでごめんなさい。

23年度決算の近隣市町村の財産に占める教育比率の中で私もちょうと意見として述べているんですけども、このままふえていくというようなことに関して、もちろん市町村、県からも全然そういった規制はないんでしょうけれども、大まかなその数字、最低でも上限20%とかそういったものが提示されるのか、そのまま上がっていくのか、そこら辺の財政の比率が今後どういうふうにとっていくのか、パーセンテージですか、そういうものもちょうとお伺いしたいなということです。

もう1点で、企業誘致にかかわることなんですけれども、大変説明していただきましてありがとうございます。確かに、広範囲にわたってくれば何でもいいともちろん私もそう思いますし、ただ、もう2年でするので随分活動しているなど説明の中で受け取りましたけれども、今後やっぱりある程度どういった業種に絞るのか。当村は農業の村ですので、農業の方に企業誘致を絞っていくのか、そこら辺のところのめり張りをつけて、変な話ですけども、誘致委員会もしくはそういった協議会みたいなものをつくっていただいて、今後進めていったらどうかなという提案なんですけれども、そこら辺のところをもうちょっとお伺いしたいなと思いますので、よろしく願います。

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 2回目の質問に対して、私の方から大ざっぱな答えをさせていただきます。

ご提案は、美浦村は他市町村に比べて教育費の占める割合がトップクラスであると。確かにこれまでは、財政の余裕もあったということでいろいろな他市町村でやっていない事業をやってきております。今は、皆さんご承知のとおり財政がかなり厳しくなってきているということで、教育の予算としては、平成25年度は新規事業としては一つも計上しておりません。ここのところ2～3年は図書費を大幅に増大するとかいろいろな事業でふやしてきましたけれども、今年度は全く新規はゼロということで抑えてきております。ご提案のとおり、今までのように、他市町村でやっていない新しい事業をどんどんやるというようなことはかなり難しくなってきているということは認識をしております。

ご提案のとおり、上限を幾らにするかというようなことも、これもなかなか難しいことだと思いますけれども、とりあえずそのようなご提案もいただいているということを考慮

に入れながら、今後、質をできるだけ落とさないような形で教育費の割合が、ほかの市町村に引けをとらないような形で、質を落とさない形で何とか工夫しながら続けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員 2 回目のご質問でございます。誘致対象企業の絞り込みを行ってはどうかという点でございますが、1 回目の答弁の中でも触れさせていただきました。「将来成長分野のヘルスケア関連」とこういう言葉を使ったんですけども、例えば村内にはホギさんがございます。それから、花王の研修所もございます。そういうことで健康関連、それから医療関係、これからますます高齢化社会を迎えるに当たって、成長分野であるそうした関連企業、村内のそういう関係の企業がございまして、グループ会社等を紹介をいただいてということが念頭にあって、そういう説明をさせていただきました。

それから、具体的にエネルギー関連の企業については、もう既に太陽光のメガソーラーの2社が村内に立地をしております。そうした会社。それから植物工場、これも既に1社が立地をしております。そうした関連企業、グループ企業にもご紹介をいただいて、そういうところに企業誘致を図っていければなというようなことで考えております。

基本的にはこういう業種ということに限らず広く、門戸だけは美浦村としては広げておきたいわけですが、当面、村内に立地しておりますそういう関連企業、そういうところを足がかりとした企業誘致の方を進めていきたいなということで考えております。

それから、企業の誘致のための委員会等の設置をというお話でございました。2 点目として。これは、この後の岡沢議員の質問にも関連してくるんですが、既に企業誘致協議会というものが組織はされております。ただし、これは昭和30年代に設立された協議会でありまして、実際のところ、その協議会の活動といいますか開催の事例は最近ございません。どちらかという、美浦村に大きな企業、美浦村を将来左右するような大きな企業を誘致する際に、この企業を誘致してもいいでしょうかというようなことで協議会を開き、村長がその協議会に諮問をしまして、そこから意見をいただくというのがこの協議会の趣旨のようでございます。

飯田議員がおっしゃいます企業の誘致の委員会というのは、またちょっと別な趣旨でのご提案かと思っておりますので、これにつきましては、結果的に村は企業誘致がうまくいけばいいわけでございますので、そういう役割を果たしていただけるような委員会が必要ということであれば、そういうことについてもこれから検討をしてみたいと考えます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3 番（飯田洋司君） 3 回目の質問を今からいたします。

教育関係なんですけれども、去年の12月ですか、専決ということで芸術鑑賞とスキー学校が実行されましたが、今も言ったように、今回、新規の事業は全くないということで、相当、教育長も関係各位がすごく努力しているということは私も認めます。今年やったものを来年はどうするのか、ここら辺のところも少しお伺いしたいなということです。

企業誘致の方なんですけれども、協議会みたいなものがあるということも私もちょっと調べたんですけれども、全く開催されていない。あくまでもこういう企業を誘致したいんだけど、どうでしょうかという形で村民にいろいろ意見を問うという形での協議会だと思います。

今回提示したのは、どういった形で絞り込みをして、今来ている現在企業さんの紹介、もしくは関連会社そういうところにプレゼンしていく。そういう形の本当に実行に移していくような、現実には何月何日この企業を今、村内に來ている企業者からの紹介で、何月何日にちょっとアポイントをとってもらって来ますよという形での、本当にこつこつとやるような、本当に汗水流して動けるようなものをつくってもらいたいです。どうでしょうか、ひとつ。最後の質問なんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 3回目の質問にお答えしたいと思います。

確かに今ご指摘いただいたように、芸術鑑賞については24年度は当初予算からカットいたしました。同じように、中学校のスキー学校についても予算を計上しておりませんでした。

議会からの提案によって、結果としては24年度も実現することになったわけなんですけれども、これも結果なんですけれども、芸術鑑賞については350万ぐらいの予算になっていたと思いますけれども、昨年度は、幼稚園から小学校2年生までですかね。上級生については定期的に厳しかったということもあってやることができませんで、予算は半分で済んだというようなことでございます。

スキー学校についても、結果としては、また実施することになりましたけれども、当初、予算計上できないというようなことになったときに、中学校と話し合いをやった結果、とりあえず中学生が楽しみにしていることなので、学校の父兄の、保護者の負担がふえても、あるいは予備的に500円ずつの貯金を積み立ててもやりたいというようなことでありました。

そんなことを踏まえて、来年度もこの事業そのものを全面的になくすということは今のところ考えておりませんが、経費の節減についてはいろいろと工夫するところがあるんじゃないかというふうに思っておりますので、できるだけ経費を抑えながら、事業そのものの継続は続けてまいりたいというふうに今のところ考えております。

以上です。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 議員各位には、定例会再開日、大変ご苦労さまでございます。

飯田洋司君の企業誘致に関して、議員もご承知のように企業誘致推進室を立ち上げてございます。前は、企画財政課の中にあっただんですけども、より鮮明に動けるようにということで、都市建設課の中に企業誘致推進室を異動してございます。当然そこだけがやるということじゃなくて、庁舎の中、いろいろな情報を持って、どの課であってもそういう情報は共有してやっていかなければならないというふうには思っております。

そういう意味では今、美浦村の中で25社が加盟しております工業クラブ、これの担当は、経済課が今、担当をしております。これも企業との密接な関係とすれば、何が一番ということになると、実質的な運営は経済課がやっておりますけれども、同時並行して企業誘致推進室の方も、そして、企画財政課の企画の方も含め、また都市建設課もいろいろな条例等の把握等もございますので、ひとつ一本化した部分を、どこも同じ共有をした中で進めていくというのが、ひとつの新しい企業の誘致に関しては必要だろうというふうに思っております。

それには当然、先ほど部長が言ったように、私がトップセールスでやるべきだという部分はこれは当たり前のことなので、今までは経済課のその担当者だけが、工業クラブの方に出向いておりましたけれども、ことはもうそういうことじゃなくて、都市建設課、そして経済建設部長が一つの頭になって、地域的美浦村に起業しているところも含めて、情報をもろうために、また、村の方から有利な情報も提示しながら、企業誘致に向けて進めていかなければならないだろうというふうに思います。

いろいろな条件を出すと、今ちょっと協議をしているんですが、新たに条件によっては、進出したいというような事業所が今検討中でございます。これも結果が決まってからじゃないと報告がなかなかできませんので、先走りするとなかなか後が決まらない部分が多いので、これも県を通してある程度国の方の補助が決定すれば、皆様にはご報告をしていきたいというふうに思っております。

今1社、そういう話の中で進めておりますけれども、そのほかについても、どんどん美浦村の条件を提示して、皆さんもご存じのように、ほとんどの自治体は3年間を免除にしてやっているんですけども、茨城県の中では日立市が5年、美浦村も5年ということの免除の部分をつくってございますので、よその地域よりは有利になりますよという部分は、一つのPRにもなるのかなというふうに考えております。

そのほか、既存の企業もある程度大きな投資をしたいというふうに相談に来ております。それは、減免の部分を延長してほしいという部分のところをお願いに来ているんですが、ある程度の投資の金額が決定をしないうちには、村は減免の延長はできないというふうに言っておりますので、その投資額が確実に実施するという部分で決定されれば、雇用もある程度の、150～160人の雇用を目指していますということの説明だったものですから、そういう条件がそろえば、減免の延長も村としては考えていく。そういう中では、先ほど言

った企業誘致の協議会ですか、そういう部分、大きな部分であれば、皆さんも含めて報告をしながら、村としてはいろいろな経済効果にもつながってまいりますので、その辺も踏まえて、議員おっしゃるような活動は、より一層ことしは進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石川 修君） よろしいですね。

以上で、飯田洋司君の質問を終了いたします。

次に、下村 宏君の一般質問を許します。

下村 宏君。

○9番（下村 宏君） おはようございます。9番議員の下村でございます。

議長より質問の許可が出ておりますので、早速、一般質問通告に従って質問をします。

初めに、各小学校の児童数の推移と子育て支援住宅についてお尋ねをします。

三つの小学校は、地域社会の中において、重要な公共施設であり、地域にはなくてはならない施設であります。学校は、地域の人々の連帯、紐帯の形成の場として、常時地域の人々の目に触れる施設で親しみがあり、思い出がいつまでも人々の脳裏に残っている施設でもあります。小学校は、さまざまな公共施設の横並びの単なる教育施設ではなく、地域社会を成り立たせる人間形成の中心的施設とも考えられます。

ことしの3月には、地域の人々を大勢集め、安中小学校の校庭や体育館において防災訓練が行われました。この訓練は、次年度、木原小学校で予定がされており、防災基地としても大変重要な施設となっています。しかし、本村においても急速に進む少子高齢化は、若い世代の人口流出と相まって、人口の減少に歯どめがかからない状況、これには大変心配をしているところであります。

また、現在作成している美浦村の教育振興基本計画、これですけれども、この中で序章の4には、教育を取り巻く社会の動向と教育の課題を取り上げ、その（1）番では、少子高齢化の進行について次のように示しています。

このまま人口減少と少子化が進んだ場合、今後10年以内に学校統合問題が浮上してくる可能性がある」と記載されており、その後段には、子育て世代に当たる若年層の村への移転入をふやす政策を講ずることは重要な課題だと、このように基本計画でも示しております。そこで、村内3校の小学校の生徒数は今後どのように推移をするのか、学校区ごとに予想を含めた状況でもいいのでお尋ねをしたいというようなことでお願いをいたします。

また、安中小学校では、平成25年度の入学生が10人と少なくなりました。法律上は2学年合わせて16人以下になると、複式学級となるように定められておりますが、このようにならないように、そして、人口の減少を防ぐためにも、安中地区に子育て支援住宅を建設してほしいと考えますが、執行部の見解をお伺いをいたします。

なお、平成21年の第2回・第4回議会、そして22年の第3回議会、23年の第2回と第3回の議会でも、安中地区への村営住宅建設について一般質問が行われております。このと

き執行部の答弁では、村営住宅をつくることに大変前向きなように、私としては理解をしておりましたが、一向に進展しないのはなぜなのか。

また、このことについては、地域活性化検討委員会で検討する旨の答弁も、このときあったように記憶をしておりますが、検討の結果、どのような答えが出ているのか、このことについても、前総務部長とはどのような引き継ぎをされたのか、あわせてお伺いしたいというふうに思います。

続いて、緊急通報システムの運用基準についてお尋ねをいたします。前回の一般質問で、単身世帯の障がい者に対するの適用については、前向きに検討する旨の答弁をいただきましたが、その後、検討をした結果、どのようになったのかお伺いをいたします。

以上、2点について、執行部の明快な答弁をお願いして1回目の質問を終わります。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 下村議員ご質問の各小学校の児童数の推移と子育て支援住宅についてお答えします。そのうちの各小学校の児童数の推移についてお答えいたします。

配付しました小学校就学予定者数調査表を見ていただきたいと思います。見方としましては、縦軸一番左側、こちらに学校名を出してございます。横軸につきましては、年齢ごと、小学校入学年度ごとに人数の数値を明示してございます。この人数につきましては、住民基本台帳に基づきまして住民票を有する者の人数でございます。

まず、初めに安中小学校の欄を見ていただきまして、1歳児、こちらが平成31年度入学というところでございます。男女合わせて15名という数字になります。それで、右に行くに従いまして、2歳、3歳、4歳、5歳、6歳と、各年度ごとの入学生というようなことで書いてございます。右端が合計ということになりますので、1歳から6歳まで、安中小学校で申し上げますと、82名の方というふうになってございます。

それと、次の下の表なんですけど、こちらが、学校基本調査の通知でございます。これは、文部科学省が5月1日現在で調査しているものでございまして、これが本年度の美浦村の各小学校の1年生から6年生までの人数になってございます。やはり安中小で見ていただきますと、1年生が10名、2年生19名、全学年合計で99名という形になってございます。

上の表を見ていただきますと、木原小学校で申し上げますと、2歳児41名、4歳児42名、こちらは40名以上ですので、2学級編成になろうかと思えます。そのほかにつきましては、40名以下ですので、単学級の編成となる見込みでございます。

大谷小学校につきましては、ほぼ横ばい的な数字が見受けられるのかなというふうに考えてございます。

それと、上の表と下の表の、学校名で申し上げますと木原小学校のところなんですけど、上の表では220名、下の表では271名ということですので、6年後には減少になるというよ

うなことになろうかとございます。大谷小学校につきましては、481名が477名ですので、若干ですが上回っているという数値になろうかとございます。

それと、先ほど議員の方からございました複式学級のお話でございます。これは、文科省で定めております公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律というのがございます。これによりますと、小学校の場合、これは2学年、複数年ですね、複数年の児童数を合わせまして16名以下になると複式ですよということになってございます。ですから、3年生・4年生とか5年生・6年生が複数ですので、16名以下ですと複式学級というようなことになります。

ただし書きがございまして、1年生を含む場合は、条件が8人以下ということになります。やはり新入生の場合にはちょっと考え方を変えているようでございます。複式学級については、以上でございます。

以上が、美浦村におけます各小学校の児童数の推移でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、ただいま下村議員から質問の過去5回の村営住宅建設につきましての一般質問ということで、前向きな答弁がなされているけれども、その後、進展していないのはなぜかとのご質問でございます。

当初、安中地域内に村営住宅を10棟建築したい計画であるのご答弁を申し上げていると思ひます。公営住宅法以外で、開発行為に対する立地基準、こういうものがございせんために、現段階で安中地区に福祉目的の公営住宅以外の賃貸住宅を建設することが難しい。そして、最終的に建設の是非を含めまして施設の規模、また建設時期など、地域活性化対策検討委員会でご協議いただき、その意見を受け、検討していきたいとそういうご答弁も申し上げたかと思ひます。

その地域活性化対策検討委員会でございますが、平成23年度に2回、平成24年度に1回を開催しております。平成23年度第2回の委員会におきまして、村営住宅整備につきましては、投資額も甚大であり、職住近接という観点から、今後、企業誘致の状況を勘案しながら検討していくというような結論が出ております。前総務部長からの引き継ぎというお話でございましたけれども、そういう引き継ぎを私の方も受けておるということでございます。

また、検討委員会では、委員に対してアンケート調査を実施をしております。村営住宅の整備についてご意見を伺ったところ、積極的に進めるべきという回答もございました。ただ、しかし、現在も村内にある貸家があいているというような状況の中で、必要性につきましては疑問を持つというようなご意見、また、かつ過大な公共投資とならないよう、空き家等を借り受けまして村営住宅に活用すべきというご意見もいただいております。

いずれにいたしましても、少子化社会の顕在化によりまして、本村の人口減少は加速度

的に進んでいくわけですので、空き家対策も含めた中で早急な対応が必要であろうということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、下村議員の質問にお答えを申し上げます。

前回、平成25年3月の一般質問の中でも、緊急通報システムの適用基準につきましてご質問がございました。その中で、単身障がい者の件につきましては、そのときお答えいたしましたのは、人数的に把握をしてございませんということで、今後調査をいたしますということでお答えをした経緯がございます。今回、その調査も踏まえましてお答えを申し上げます。

ご質問内容の単身世帯の障がい者に対しての緊急通報システム適用についてでございますが、緊急通報システムの適用基準につきましては、70歳以上のひとり暮らし高齢者が日常生活に不安なく安心して暮らせるよう援助する事業でございます。本村での緊急通報システム機器設置世帯の状況は、69世帯でございます。ご質問の単身世帯の障がい者に対しての緊急通報システム機器設置の適用につきましては、現状でも70歳以上であれば、申し込みにより審査をいたしまして緊急通報システム機器を設置することはできますが、70歳以下でありますと設置できない状況になってございます。

次に、村内の重度障がい者の方で高齢者につきましては、229名おりまして、うち単身者は4名でございますが、そのうち2名の方につきましては、既に緊急通報システムの機器が設置されております。なお、65歳から70歳未満の重度障がい者が21名ございまして、そのうち単身者に該当する方はおりませんが、本村といたしましても、日常生活をする上で常に注意が必要な方や不便を来すと思われる高齢者で重度障がい者などの方々の緊急時の不安を解消したいと思っているところでございます。それには年齢や対象など実施要綱の見直しのため、近隣の緊急通報システム事業の適用基準を参考にして、総合的に検討しているところでございます。今後におきましては、早い時期、今年度中に周知し活用できるよう、現在準備を進めております。

また、本年度予算におきましては、既に緊急通報システム機器設置の残り台数が3台となっておりますので、申請がふえた場合は補正をお願いすることもございます。

緊急通報システムにつきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） それぞれ答弁ありがとうございます。引き続きお伺いをいたします。

事実として農村地域において学校が廃校となった地域は、地域の活性力がなくなりました。若者の離村に拍車もまたかけている。最終的には地域崩壊、そういうところが全国的には多々見られるというような状況です。ぜひそのような状況にならないよう、先手先手

の対策が必要と思います。

先月、河内町が始めた子育て支援住宅、中島村長も交えて議会議員全員が視察をしてきました。10数年前から人口の減少阻止に向けて子育て支援住宅を建設して、そのほかに近年では、子育て支援金、2人目から、2人目は50万、3人目は100万といったような支給をして、あらゆる手段を講じておりました。このことはやっぱり見習うべきところもあるなというふうに感じました。何もしないで手をこまねいては、本当に地域崩壊につながってしまうのではないのでしょうか。

大きな費用がかかることは、資産を取得するわけであります。このことは多くの議員も当然、私は理解していると思います。どうでしょうか。住むのは自然環境豊かな美浦村、勤めは他の市や町で、このことを訴えて、地域活性化対策検討委員会の皆さんにも、子育て支援住宅の必要性を十分に理解させて、後ろ向きにならないよう、先を見通せる委員会になってほしい。

先ほど岡沢議員の方の資料を見てみますと、地域活性化対策検討委員会かな、これは24年度1回というようなことで資料に出ておりますけれども、今はスピード時代です。十年一昔が五年一昔になって、今からは三年一昔になってしまうよというようなことも言われておりますので、必要なものは何度でもやって煮詰めていっていただきたいというふうに思います。

先ほど言いましたけれども、私が議員になってから既に5名の議員が、安中地区の過疎化対策として村営住宅について質問をしてきたわけであります。村長には、村のかじ取りの責任者としてこの辺で勇気ある決断をしてほしいと考えますが、村長の答弁をお願いをしたいというふうに思います。

それとあと、緊急通報システムについては、部長の対応というようなことで、ことしじゅうには何とかめどをつけるようなことで話し合いましたので、ぜひそのように進めていただきたい。

それとあと、今、実際緊急通報システムを持っている人がひとり暮らしていたんだけど、せがれが帰ってきたんだよ、そういう人がいたときには速やかに回収をしてください。このことについては、私の方にも一部の人から言われました。持っていて返さない人もいるよというようなことを言われたので、この方は調査をして、そういうものはないようにしていただきたいというふうに思います。

このことについて再質問といたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、下村議員の緊急通報システムについては、部長の方が答弁したということで、そういう対象者の方であっても、支援する方があらわれれば返納してもらおうということは、多分把握しておりますので、迅速にやっていただけるものと思います。

それから、少子化の子育て支援ということで、スピード感をもってという話をされました。同じ同僚議員の方からも、村内の空き家の部分をどうするか、それも考えなさいという。いろいろ学校区ごとの空き家の部分を今把握してございますので、安中地区も含めて。そしてこれは、宅建業界との一応情報交換を、そして宅建業者の方をお願いして今やっております。実際、美浦村のホームページの方に載せて、3件ほど載せたら、1件が成約もう、したということでございますので、できれば、当座3件ほど載せたんですけれども、早く持ち主の方と条件の部分がそろったところから情報公開をして、利用していただく方に入ってきていただくというようなことを、まず空き家の情報の部分も含め、一つの地域の活性化にもこれにつながるものだと思います。同僚議員の方から出ていました部分も、どっちかという、子育て支援の住宅よりもこちらの方が先に進んでしまった部分がありますけれども、それは、持ち家の方がどんな管理状況を維持していくかの中で村からそういう提案もいただいて、そして宅建業者との間の部分で金額的な折り合いができたということで、賃貸の部分と、そして全部譲渡をするという部分の成約ができれば、そういう物件は載せていけるものだというふうに思っております。

ですから、今、安中地区の方も洗い出しがほぼ済みましたので、その辺のところも含めて子どもたちがいる家族に対しては、今、議員がおっしゃったように河内町を参考にして、2人目50万、生まれた場合にですけれどもね。でも、美浦村としても何らかの支援策は考えていきたい。この前、一緒に子育て支援住宅を視察させていただきましたけれども、河内町の住宅は本当にすばらしい住宅だなというふうに見てきました。10棟で2億以上もかかるような部分のものをみてきましたけれども。そのほかにも、河内町は先駆けてそういう部分をやってきました。

美浦村もそういう部分を見習って、ということでございますので、まずは小学生のいる家庭の方が入れば、1人目、2人目、3人目というような部分でお子さんがいたところの支援は、村としても、そういう空き家住宅に入る方であっても支援はしていきたいというふうに思います。

この前、都市建設課と生活環境課の方で、村の土地の部分のいろいろな除草、それから伐採も含めてしてきたということで、その土地につきましても、村の土地ということなので、その辺をどのような活用ができるか早目に、今あるいろいろな機材を処分をして、その利用を進めていきたいというふうに考えております。ぜひ今年度中にその方向性を示して。

学校の福祉的な部分の子育て支援という部分がありましたけれども、今までは学校の耐震、そして教室の冷暖房、それも以前から念願であったわけなんですけれども、ここ3年ぐらいの間に、美浦村の場合は幼稚園から小学校、そして今度は、中学校の給食室まで含めて今年度中に全部耐震を、冷暖房も完了をいたします。

そういう意味でも、これは元気交付金を使った部分で今回できたということは、本当に

村としてもラッキーな部分があったわけなんですけれども、計画を立てておかないとそういう部分では採択されないということがありますので、議員おっしゃるような一つの事業も、各課の方である程度予算的な部分を把握しながら、事業計画として上げておくということは、いずれ今の政権が打ち出した成長戦略という部分であっても、この後、本年度の秋ぐらいに、来年度予算をまた編成をする中では、そういう第2の成長戦略の部分もある可能性もあるかもしれません。そのときにそういう計画がないと採択されませんので、なるべく来年度の中にもそういう事業としての部分は組み入れておくということが必要であろうというふうに思います。

この地域の活性化、それについては、国からのいろいろな成長戦略の部分、元気交付金みたいなものがまたあるときには採択がされるように、各部署の次年度の計画を早目に出して、議員の皆さんにもお示しできればというふうに考えております。

ぜひ空き家バンクの方の中では、ホームページ等でも周知させておりますけれども、早目に持ち家の方との成約ができたところからネット上に載せて、利用者に利用していただく。それに、先ほども言いましたけれども、子どもがいれば、補助を村の方から出しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、ただいま、下村議員のご質問でございますが、現在、緊急通報システムにつきましては、先ほどもご説明申し上げましたとおり、単身世帯ということでなっております。

村といたしましても、今後単身世帯の適用に適合しない方につきましては、調査をいたします。また、単身世帯につきましては、緊急通報システム設置世帯以外も、民生委員の方が訪問するようになってございます。今後、民生委員の方とも連携をとりまして、調査をしてまいります。また、この緊急通報システムの機器につきましては、村からの貸与となっておりますので、適合しない方につきましては、速やかに回収をしていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。今、空き家バンクの話も村長の方からありましたけれども、残念ながら今の若い人はきれいな建物があるところに行っちゃうんです、実は。それで駐車場のあるところに行っちゃうんです。これは牛久市にしろ龍ヶ崎市にしろ稲敷市にしろ、そういうきれいなところを見つけて行くんですよ、若い人たちは。夫婦そろって。したがって、そういうものを、器の確保をしないと、若い人は外へ出っちゃう。このことはぜひ理解してほしいなというふうに思います。

今、計画を立てないと採択がされないというようなこともありましたけれども、私、国の補助金に頼らないで、自前で資産の購入ですので、資産は売れば金になるものでありま

す。したがって、かけるべき費用は私はかけていいと思います。やはり美浦村独自のものをつくって私はいいいと思いますよ。したがって、その計画をつくっても、例えばそこから文化財が出てきちゃったと、それから今言った予算の問題、場所の問題といろいろあります。計画を立てても最低3年はかかっているというのが現状だと思います。

したがって、後からゆっくり考えればいい、じゃなくて、できるだけ早くそういうものの計画を立てて進めていきたい、進めていってほしいというように私から切に要望をいたしまして、私の質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（石川 修君） 以上で、下村 宏君の一般質問を終了します。

ここで、10分ほど暫時休憩をいたします。再開時間は11時35分といたします。

午前11時25分休憩

午前11時35分開議

○議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山本一恵君の一般質問を許します。

山本一恵君。

○7番（山本一恵君） それでは、通告に従い、人口減少に対する取り組みについて質問いたします。

今、日本では人口減少が進み、2010年には1億2,806万人でしたが、5年後には1%減り、40年後には16%も少ない1億728万人になるという予測が出ています。国立社会保障人口問題研究所が3月に公表した都道府県別の予測では、2020年から25年にかけて沖縄県が減少に転ずると、増加する県はなくなり、2040年には、すべての都道府県で2010年の数字を下回るという予測が発表されました。少子化と人口減少が進む中、歯どめをかけることは難しいことですが、せめて緩やかにできないかと各自治体も懸命に対策に取り組んでいる状況です。

本村でも、人口減少が顕著であり、ことしの1月から6月までで、181人の減少となりました。そこで、本村として人口減少に歯どめをかける施策がどのように進められているかお伺いします。

まず1点目の少子化対策についてです。県がまとめた子どもの数は、38万4,102人で、県の総人口に占める割合は13.2%となり、過去最低を更新しました。また、市町村別の人口に占める子どもの割合が最も高かったのは、東海村、守谷市、つくば市、また最も低かったのが太子町、河内町、利根町の順でした。本村は25位でした。また、前年比で増加したのは、つくば市、つくばみらい市、牛久市、守谷市、阿見町、大洗町の6市町だけという結果が出ています。

2012年版「子ども・子育て白書」によると、理想とする子どもの数をあきらめる夫婦のうち、最も多い理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるから、ということでした。本

村ではいち早く、小中学生の医療費の助成、ワクチンの無料化、妊婦健診の医療費の助成に取り組んでいただき、高く評価をしています。ここで、子育て日本一の村の取り組みを紹介いたします。

青森県西目屋村というところで、人口が約1,500人と青森県で最も少ない小さな村ですが、手厚い子育て支援への大きな挑戦が注目を集めています。2008年に少子化対策推進本部を立ち上げ、妊婦健診の無料化や高校3年生までの医療費の無料化など、現在まで、子育て世帯の負担をゼロにする施策は10を数えるほどになっています。

また、国で本格的な議論が始まった幼児教育無償化についても先駆けて取り組み、2009年から3歳児以上の保育料の無償化を開始、さらに、今年度から2歳児以上に拡大しています。このほか子育て世帯を村に呼び込もうと、オール電化で家賃が安い定住促進住宅を整備し、その結果、子どもの数も増加し、3人目の子どもが誕生する家庭がふえてきたということです。なお、この村は、平成21年の定額給付金が、全国のトップを切り給付が始まった村としてテレビ等に放映され話題になった村です。

県内の中でも頑張っている自治体があります。常陸太田市で「子育て上手 常陸太田推進隊」を発足し、30代の母親らを中心に隊員を委嘱し、子育て世帯の定住促進を目指し、市の施策をまとめた小冊子「子育て上手常陸太田」を活用し、口コミの力で市の魅力をアピールしています。施策の中には、新婚家庭への家賃や乳児のオムツ購入費の助成などが入っており、何とかして多くの子育て世帯に住んでほしいという強い願いが幾重にも込められているのです。

文部科学省は、幼児教育無償化について、現行の補助制度を来年度から拡充させる方針を打ち出しています。このような背景の中、本村として幼児教育の無償化を推進していく考えがあるか、あわせて伺います。

2点目として、定住促進対策について。空き家対策についても関連していますので、あわせて質問いたします。

ある町では、空き家を定住促進や地域活性化を目的として空き家を借り上げ、改修後に貸す、空き家利活用事業を進めている自治体がありました。本村でも美浦村定住促進条例を制定し、村内に住宅を取得し、村に定住される方に新築住宅と中古住宅、また条件によって交付額は違いますが、奨励金を交付する事業が始まりました。その中で、空き家バンクの制度も導入し、それと並行して各地区での空き家の調査も進めているとのことで、対策事業として一歩進んだのかなと期待しているところでもあります。

県内では、利根町が空き家バンク助成金制度を導入しております。美浦村のホームページにアクセスいたしましたが、空き家バンクの内容については、美浦村の魅力を前面に出し、特に子育て支援政策は、大きく出して見せる工夫がほしいです。PRの仕方にも工夫が一つほしいのかなという思いがいたしました。

3点目の生活環境の整備についてです。企業誘致の強化、これは、先ほど同僚議員の質

間に答弁がありましたので、要望だけいたしますが、働く場を確保することで新規雇用が見込まれることから、積極的な情報収集と企業への情報提供を行うことを強く要望いたします。

また、生活しやすいまちを目指し、村内の道路網の整備、公共交通の拡充などの施策が必要だと思います。昨年、通学路の安全対策として調査をし、順次整備はしているところかと思いますが、そのほかの生活道路に関しても、整備見直しを進めていただきたいと思います。また、公共交通については、少しずつ改善はされてきましたが、今後高齢化が進み、利用者が増加する一方、幅広い年代の方たちについても利用しやすい方法を検討、考える時期だと思います。例えば、各公民館経由のルートで、予約なしで乗り合わせる公共交通もこれからは必要になるのではないのでしょうか。高齢者の方も公民館までは出てこれると思いますので、そういうお考えがあるかも伺いたしたいと思います。このような生活環境の整備も住み続けたい条件の一つだと思います。

以上の3点について、現状と今後の取り組みについて伺いし、1回目の質問を終わります。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、山本議員ご質問の人口減少に対する取り組み、これについてお答えを申し上げます。

この人口減少の問題につきましては、本村のみならず全国的な問題となっております。ことしの3月に厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所が発表した将来人口推計を見ますと、2040年の茨城県市町村の人口は、つくば市・守谷市・東海村の3市村を除きまして、41市町村で減少することがわかっております。

この調査によりまして、本村につきましても他市町村の例外ではなく、2040年の人口は推計1万2,036人となってございまして、現在の人口から5,000人程度が減少するとの推計となっております。人口の減少につきましては、地域活力の低下を招くだけでなく、村政の運営の存続にも多分な影響が出てくることが予想されるわけでございます。

このような状況であることから、山本議員がおっしゃるとおり、少子化対策、定住化促進、またこれは空き家対策も含めて、生活環境の整備、これらにつきましてこれからの人口減少対策、行政運営上の目下の課題となっているわけでございます。

それでは、各対策につきまして、私の方からは、定住化促進、空き家対策、これらについてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、定住促進対策でございますけれども、定住人口の増加を促進し、活力あるまちづくりの推進を図ることを目的といたしまして、美浦村定住促進条例、これを制定いたしまして、平成24年1月2日より施行としております。具体的には、村外に住まれている方、村内の貸家、寮などに住んでいる持ち家のない方が、村内に住居を取得し、美浦村に定住する場合、固定資産税相当額の奨励金を最長5年、最大で100万円の奨励金を交付すると

いう制度でございます。

第1回目の申請につきましては、平成26年3月ということもございまして、実際の申請件数は把握できていないとそういう状況ではございますけれども、窓口への直接問い合わせ、電話での問い合わせ等につきましては、月に5～6件程度はあるような状況でございますので、実際の申請も想定するものより多くなるのではと考えております。

これも、今、ホームページ等で掲載して周知を図っているわけでございますけれども、議員ご指摘のホームページが非常に今は見づらいというか、周知を図るためにはもう少し工夫必要なのではないかというようなご指摘もございますので、これにつきましては、今後検討を図るように努力していきたいと思っております。

続いて、空き家対策についてでございます。

平成20年の住宅・土地統計調査の結果を見ますと、平成20年10月1日現在の全国総住宅数は5,759万戸、空き家数では750万戸となっておりまして、実に13.1%の空き家を示しております。これは全国が13.1%といった状況でございます。100軒中13軒が空き家であるという状況となっているわけでございます。

村内におきましても空き家は点在しており、防災・防犯上の観点からも問題となっております。冒頭にも人口の減少について述べさせていただきましたが、今後、本格的な少子高齢・人口減少時代に突入してまいりますと、一層空き家率が高くなっていくことが予想されます。このような状況の中で空き家の再利用・有効活用をしていくために、この4月から美浦村空き家バンク事業をスタートさせてございます。

空き家バンク事業とは、村内の定住促進と地域活性化、空き家の減による地域の防犯・防災対策を目的といたしまして、空き家の売却・賃貸を希望する所有者に、美浦村空き家バンクに物件を登録していただきまして、その空き家物件情報を村のホームページ等において公開し、定住や住みかえ等で空き家の利用を希望する方に物件の情報を提供していくという制度でございます。

また、利用希望者との交渉、契約につきましては、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会との間で締結いたしました空き家バンク売買に関する協定をもとに、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会が進めていくと、そういう形になっております。

セールといたしましても、まず、まだスタートさせたところでございまして、物件登録もまだまだ少ない状況ではございますけれども、今後、本制度を積極的にPRしていき、登録物件の増、契約件数の増を目指せればと考えているところでございます。

また、村内の空き家の状況についてでございますけれども、安中地区につきましては、各地区の区長さんを通じて空き家状況の調査をお願いし、その結果に基づいた空き家の状況の取りまとめを完了しております。残りの木原地区・大谷地区につきましては、現在、保健福祉部局と総務部局が連携をしながら調査を進めているところで、間もなく完了をする見込みでございます。今後この調査結果をもとに、空き家の所有者等に空き家バンク事

業について通知等でお知らせをいたしまして、事業の利用者拡大を図っていきたいと考えているところでございます。

定住化を促進させる上で住宅を購入していただくことが最良の方法と考えるわけですが、新築住宅までは手が届かないと、そういう方は中古住宅を購入いたしまして、リフォームすることによって新築に近い居住環境を安価で手に入れることができるわけですから、空き家情報等につきましても、今後ともホームページ等を通じて提供していきたいと考えております。

また、本村で住んでみたいとそういう気持ちになっていただくためには、田舎暮らし体験、また都市交流事業等を実施いたしまして、村の魅力を伝えていくと、そういうことも必要であると考えておまして、そのための情報等は、いろいろな媒体を活用し発信をしていかななくてはならないと考えております。

以上、山本議員に対する質問の答弁でございます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、私の方から山本議員の人口減少に対する取り組みについてご説明、ご回答を申し上げます。まず、少子化対策についてでございます。少子化対策につきましては、ご質問のありました乳幼児保育料の関係も含めましてご答弁を申し上げます。

まず、保育所の現状と今後の取り組みについてお答えを申し上げます。木原保育所は、立地条件のよさが加わっているためか年々入所児童が増加しておりまして、平成21年度に定員60名から80名に変更いたしました。その傾向は今後も続き、現在86名が在籍しております。

一方、大谷保育所は、現在89名で減少傾向にあります。いずれもゼロ歳から2歳児までの低年齢児の占める割合は、3割から4割となっております。家庭にかわる保育の場として、一人一人の成長に合わせた支援はもとより、近年の核家族化や地域・家庭の養育力の低下などにより、保育所の新たな役割が求められている状況でございます。

また、乳幼児を間近で見たことがない、あやしたり遊んだことがない親が多く、育児を知らない親がいるという原点に立ち、悩み、向かい合い、子育てが楽しいと実感できるような支援をしていくこと、保育所に通う子どもと親だけではなく、園庭開放などを通し、地域の親への支援によって親同士のかかわりをサポートしたり、学び合いの場を提供することにも力を注いでいきたいと考えております。

また、家庭での保育が困難な場合に一時的にお子さんをお預かりする一時保育、障がいを持った子どもも他の子どもたちとともに生活する統合保育、将来親となる小中高校生の積極的な受け入れ、社会全体で子育てをする意味で地域ボランティアの活用など、今後も継続し、地域の実情に合った支援を探りながら取り組んでいきたいと考えております。

また、先ほどのご質問の中で、保育料の無料化についてでございます。こちらにつきましては、先進事例も参考といたしまして、財政事情もでございますので、検討事項として検討してまいります。

続きまして、生活環境の整備についてお答え申し上げます。

生活環境の整備につきましては、交通弱者対策や地域の公共交通としてのデマンド交通のやまゆりタクシーにつきまして、ことし3月25日開催の地域公共交通会議に諮り、変更の承認を得たところであります。平成25年度において改正点を申し上げます。

運行状況の中で、車両をセダン2台から、ワゴン車10人乗り1台とセダン1台に変更し、利用者の利便のため、乗車定員増を図りました。運行時間につきましては、午前8時から午後5時までの1日8便制に変更いたしました。予約センターの受け付け時間を1時間延長し、午前9時から午後4時として、当日出発の1時間前までの予約ができるようにいたしました。ただし、1、2便については、前日予約となります。こちらの変更につきましては、既に4月10日から運用しております。

24年度のアンケート調査の中で苦情のありました予約センターの件でございますが、5月7日から女性オペレーターにかえまして、現在2名体制で業務を行っております。また、4月10日以降、予約センターにおきまして確認をいたしましたところ、変更による苦情やトラブルがなく、また、予約を断ったこともないということで、福祉介護課におきましても苦情等はありません。地域公共交通につきましては、今後とも利用者や地域の実情に合った地域公共交通としてのデマンド交通を推進してまいります。

議員ご質問の公民館までの公共交通につきましては、既にこのデマンド交通で戸口まで迎えに来るというシステムになっておりますので、より利便性の高い公共交通ということで認識をしております。そういうことで、こちらの今現在のデマンド交通を今後とも推進をしてまいります。

また、4月からの変更に伴いました受け付け件数でございますが、これについては、変更後も変更ございません。ほとんど前月並みということでございます。今後とも、こちらにつきましても、より一層利用できるような形で住民の皆様方に周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 山本議員ご質問の人口減少に対する取り組みについてお答えを申し上げます。経済建設部としましては、さきの全員協議会でも説明をさせていただきました大谷地区総合まちづくり構想地区計画の具体化をさせていきたいと考えております。

まちづくりの骨格構想、大谷地域の将来像として、第5次美浦村総合計画では、大谷地域は良好な自然環境の保全を図りながら、JRA美浦トレーニング・センターの立地を生

かすとともに、国道125号バイパスの延伸に合わせた商業機能の導入により、利便性の高い生活地域を目指すこと、また、美浦村都市計画マスタープランでは、緑に引き立つ買い物住空間の創出をテーマとして、美浦村が目指すまちづくりの姿、将来の骨格的な構造として、大谷地区は交流拠点として位置づけをされております。

土地利用の方針としては、美浦村の地理的中央部かつ交通結節点である大谷地区の国道125号線沿線において将来的な市街地の配置を検討すること、この新たな商業地は、村民が日常的に利用する商業施設やサービス施設の立地を誘導するほか、村民と村を訪れる人の交流拠点となり、本村のよさをPRする情報発信の場としても活用し、交流拠点として機能させるとしております。

交流拠点は、商業・サービス・娯楽・レクリエーション機能などを集約的に配置、村内外の人が集まり交流を図ることのできる拠点とすること、具体的な機能の例としては、道路交通情報提供、休憩、飲食、農産物産の直売、日常的商業、娯楽などの機能を想定をしております。

交流拠点の整備プロジェクトとしては、村民の快適な日常生活を支えるとともに、本村への来訪者の利用も念頭に置いた商業施設などの立地促進を図り、あわせて優良な住宅地の形成を目指すこととしております。また、村民と都市住民などの来訪者の相互需要によって生まれる交流による村の活性化を図るための拠点とすることを目指しております。

本村の場合、国道125号バイパスの沿線は市街化調整区域となっており、沿線の都市的土地利用が進まないことが地域活性化の障害として大きな問題と考えております。国道125号線バイパス開通を本村の活性化につなげていくために、市街化調整区域である大谷地区の地区計画を進め、125号バイパス沿線の土地利用の規制を緩和することが、本村の活力維持や活性化を図る観点から重要であるという認識をしております。地区の皆様の協力を得ながら、ぜひとも本計画を進めてまいりたいと考えております。

また、かねてより計画されておりました安中地区の週末ファーマーについても、具体化すべく検討を進めます。昼間の交流人口をふやし、美浦村のすばらしい自然や美浦村の魅力を多くの人に知ってもらい、村の活性化につなげてまいりたいと考えます。このように大谷地区のまちづくりを総合的に進めること、また、交流人口をふやすこと、これらのことが結果的に人口の減少歯どめにつながるものと考えております。

山本議員ご質問の中で、具体的に生活道路の整備というお話がありました。これは、今申し上げた、例えば125号バイパスの件でありますけれども、大谷地区の地区計画、これを具体化することによって、バイパスの整備というものは促進されると考えております。それから、その他の都市計画道路、それから村道等の生活道路、これにつきましては、年次計画がございます。その計画に基づいて順次整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石川 修君） 山本議員に申し上げます。質問の途中ではございますけれども、

ここで昼食のため、休憩とさせていただきます。再開時間は午後1時とさせていただきます。

午後零時08分休憩

午後1時00分開議

○議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本一恵君の一般質問の質問の途中でございましたけれども、質問を許します。

山本一恵君。

○7番（山本一恵君） 残り時間わずかということですので、簡潔な答えをお願いしたいと思います。先ほどいろいろな問題がありまして、少子化対策というのは本当にいろいろな問題が複合的に網羅されると思いますので、一つ一つ尋ねるとかなり時間がかかってしまいますので、ちょっと幾つかポイントで尋ねてみたいと思います。

前回のマスタープランの中にも村民の意向調査というのが出ておりました。その中に、不満足度の高い項目というところの中の一番に、公共交通機関、歩道や自転車道の整備というのが一番出ておりました。また、住み続けたくない理由としても、交通利便性が悪いという、本当に道路関係のことが、住み続けられないとか魅力がない、不満足があるというところの一番に出ていたんですね。

そういう中で、このマスタープラン、本当に冊子で見ますとすばらしい夢のあるようなプランではございますが、現実的にそれが本当にできるのかという思いがしますので、ちょっとその辺の、今そのプランに基づいた、計画をとってやっていると思いますけれども、いつも計画、高い目標の計画ではありますけれども、人口減少という一つの原因によってそれがかなわないのではないかとそういう危惧をいたしますので、この辺もしっかりと検討をしていただきたいと思います。

保育料の問題ですけれども、検討事項ということでありました。その検討事項というのは非常にあいまいでありまして、いつもその言葉にはだまされてしまいますけれども、実際国の方でも今進めておりますし、他の市町村でも少子化対策のためには無料化というか、完全に無料まではしなくても、何かそういう手だてを考える余地はないのかお聞きしたいと思います。

それから空き家バンクの登録、本当にこの空き家バンク登録制ができてよかったと思うんですけれども、実際ホームページを見ますと、今現在3棟載っております。利根町の空き家バンクは、一番最初のページはうちと同じですけれども、詳細情報というのにアクセスしますと、家の見取り図、あるいはいろいろな設備の状況、金額、さらにそれぞれの部屋の写真が載っているんですね。やはりそういうのを見ないと住みたいという思いがないんじゃないかと思います。ただ住所と、家の物件がありますよ、家の外の写真だけでは、なかなかそれは伝わらないのではないかと思いますので、これは全般的に美浦村のホ

ームページの問題にもなると思うんですけれども、なかなかアクセスしても何か魅力のあるものは感じられないホームページですので、ぜひそれはほかのホームページを勉強していただき、これはプロにお願いしているかと思うんですけれども。

していない、はい、わかりました。

工夫をして若い職員を巻き込んで、そのホームページの工夫もして、何とか美浦村に来たいなという思いの、そういうホームページをぜひとも立ち上げていただきたい。今はネット時代ですので、それがなかなかないと、遠くのこの美浦村まではわざわざ物件を見に来ることはしないと思いますので、その辺も、家にいながらにして美浦村に住みたいなと思えるような、そういう施策、そういうのを考えていただけないかなという思いがしました。

それから、定住促進の中でも、空き家住宅でそのまま住んでくれと言っても、なかなか住みません。先ほどもきれいな家ではないという思いがありました。利根町では、リフォームの助成金が出ております。うちの方は、新築とか中古にお金が出ておりますけれども、まず最初に住むときに初年度にお金がかかるんですね、いろいろな経費が。そのときにリフォームしたお金は、利根町は費用の2分の1、上限として30万円を助成していただけるということなので、ぜひ奨励金のほかに、このリフォーム工事助成金というのは考えていただけないかという、そういう提案でございます。

あと、先ほど保育料のこともありましたけれども、済みません、飛びますけれども、龍ヶ崎市あるいは鹿嶋市、大子町などは、給食費の無料化も今やるというところで、美浦村は何一つそういうものにはちょっとないので、何か一つでも、美浦村としての何かそういうものがないのか。具体的にはいますぐには答えられないかと思っておりますけれども、今後こうしたいというその強い思いを、担当の方からお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの山本議員の再質問の空き家バンクに対して、ホームページの中に全景は写っているんだけど、間取り図等を加えていただきたいというようなお話がございました。これにつきましては、まだ予算が、今年度予算、この空き家バンクに対して一銭もつけていないというような状況でございます。

そういうことで、職員がみずからつくったホームページなものですから、まだまだ足りない部分がたくさんあると思います。そういうことで間取り図と、また部屋の内部の写真等も今後考慮に入れて、ぜひともそれは掲載が可能な形になるように努力したいと思っております。

また、リフォーム助成金というお話でございました。このリフォーム助成金につきましては、利根町さんがその補助金、助成金を交付しているといったことでございますけれども、これについては5年以上そこに住んでいただけるということが条件となっているというようなことをお聞きした気がします。そういうことで、なかなか5年後にその助成金を

お支払いするといった内容ではなかったかなと、私その辺がちょっとあやふやなんですけれども、そういうことで聞いた気がしております。

そういうことで、これにつきましても、リフォームをして5年を経過したものについてという、なかなかその制約が厳しいものもあるのかなと思っておりますので、これにつきましても中身をちょっといろいろ精査をして、検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 山本議員ご質問の中でマスタープランのことがございました。マスタープラン、大変すばらしい計画なんだけれども、具体化できるのかという趣旨のご質問だったと思います。

これは全員協議会のときにもお話をさせていただきました。また、きょうの答弁の中でも説明をさせていただきました。何とか国道125号のバイパスの開通、これを村の活性化につなげていきたいというのが大谷地区の地区計画を推進する大きな目的です。そういうことで、庁内の関係部局とも打ち合わせをして、職員でもそういう認識で一致をしたということは、全員協議会の中でもお話をさせていただいております。

実際に、大谷地区の地区計画を進めていく中で一番これから課題となってくるのは、もちろん地区の方の賛成を得なければ、これは進まない話です。そのこととあわせて一番心配しておりますのが、美浦村の大谷地区の場合は市街化調整区域です。市街化調整区域の地区計画を進めるに当たって、木原の市街化区域の土地利用、これが進まない中で、市街化調整区域、これを地区計画で進めるのはいかがかという話は、必ず県の方からあると思います。

そうなったときに、これは議員の皆さんの力を借りなければ、その辺のところは県の方でもなかなか認めてもらえないんじゃないかなということを思っております。何とか125号のバイパスの開通を早期に実現して、あわせて大谷地区のまちづくりを進めたいというのが村の考えなんだと、議会の考えなんだということで、議会の皆様にもご協力いただかないと、なかなか進んでいかない事業かなということで思っております。

そうしたことで、実際、夢のある計画でという言葉、山本議員も質問の中でおっしゃっておりました。実際、そういう夢のある計画を実現、具体化させていきたいと考えております。ぜひとも議会の皆様の協力も得ながら、執行部職員もその実現に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、山本議員の再質問にお答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたように、保育料の無料化につきましては、先ほども答弁いたしましたように調査をしまして、今後検討してまいりたいと考えております。

全員を無料化にするのか、それとも、第二子目からにするのか第三子目からするのか、

この辺も今後、既に実施をされている市町村を調査いたしまして、検討したいと思います。また、財政的なこともございますので、その面も含めまして、検討事項といたしまして検討をしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 山本議員のご質問の中に、給食費の補助か助成というような言葉がございました。それで県内で、私ちょっと記憶なんです、補助しているというのが、全額補助が太子町、以前やっていました。それで制度の見直しをしまして、保護者から2分の1の負担を求めたというのが、たしか新聞では昨年度からだと思えます。24年度から。

それと神栖市でもやってございます。これについては半額ということではなくて、市の方が4,000円のうちの2,000円を補助しますというようなことでやってございます。茨城県の中では、助成とか補助というようなことでやられているのが2市町かと思えます。

それで、やはり44市町村のうちの2つの市町ですので、これについては今後調査しなくてはならないところもあろうかと思えます。

また、補助にしても大分、児童生徒全部の、全体の話ですので、これにかかる村の持ち出し的なものも考えなくてはならないというようなことでございますので、これについても今後調査して検討させていただくというところでよろしく願いしたいと思えます。

○議長（石川 修君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） ありがとうございます。すぐにはなかなか答えられないものだと思いますけれども、検討に検討を重ねて、いい方向にさせていただきたいと思えます。

1点、今回議会というのはあしたで終わってしまうんですけれども、空き家住宅の調査の調査結果、安中地区の方はやられたと思うんですけれども、何軒調査、何軒中何軒空き家があったとかそういうのがもし資料として出せましたら、出していただきたいと思えますけれども、出せますでしょうか。

それと、あと、保育料というか、給食費の問題もすぐにはなかなか難しいとは思いますが、他市、なかなかほかの兼ね合いもありますので、龍ヶ崎市は第三子以降が無料ということになっておりました。それは今年度から始まるということでしたので、少しですがふえていると思えますので、その辺の調査もしっかりお願いしたいと思えます。

ホームページにつきましては、空き家バンクだけではなく、美浦村全体のホームページがなかなか見ても楽しくないので、その辺も、アクセスしたら次、アクセスしたいなと思うようなホームページをよろしく願いしたいと思えます。これは要望です。

最後に、人口減少に対する問題は、これは本当に総合的で大変なことです。本当に複合的なさまざまな要因がありますので、一つ一つの課ではなかなかできないと思えます。ここで最後に村長に、村長は過日、某新聞のインタビューで、住んでよかったと思えるふるさとということでインタビューを受けられておりました。その辺も改めて、村長として

の少子化対策についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山本議員の少子化、住んでみたい、住み続けたいというような美浦村についてということで。今いろいろな項目の中で各担当の部長、次長の方から答弁をしたかと思えます。

よそと同じことでは全然魅力が感じられないというふうに思いますので、その辺のところは、近隣と同じ歩調を合わせてではなく、差別化した部分で美浦村方式を取り入れていきたいなというふうに思っております。議員がおっしゃったような西目屋村ですか、青森県の、そこと同じようなわけにはちょっと。出生率も10名いない。10名もいないところと同じようにすべてできるかという、なかなかそこはね。

高校生まで医療費無料。美浦村も当然、中学生までやっておりますけれども、10名も出生率がないところだと、18歳までだと、10人いても180人なので。美浦村はこれでも130人以上、先ほど手元にもお配りしましたけれども、それぞれ各学年でそれぐらいの人数がおりますので、西目屋村と同等に考えるとなるといろいろな財政負担の部分も変わってくるかなというふうに思います。

その辺も含めて、やるからには近隣の龍ヶ崎市さんがやる、それから稲敷市さん、近くでやっているような部分と同じものでは特色的には出てきませんので、その辺の詰め方は、公共交通も含めて、ことしの4月からデマンドもそういうふうな形を新たにとらせていただきましたけれども、さらに特化した部分で協議を進めながら進めていきたいというふうに考えております。

それには、議会の方にも全協で説明をしながら、当然予算的な部分が発生してきますので、その部分ではご了解を得ながら美浦村方式なるものができれば、住んでみたいと思っ
て美浦村に来る人がいるか。また、ここから出て行かないという部分も一つの人口減少の歯どめになるかと思えますので、その辺も含めて、ことし、来年度予算までの間にちょっと検討をして、ご報告をさせていただくようにいたします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの山本議員からの空き家調査の結果でございますけれども、昨年調査したものですから、その後、変更が出てきたものもあるかとは思いますが、去年のデータであれば、あしたお伝えできると思えますので、そのときにじゃ、提出をさせていただきます。

○議長（石川 修君） 以上で、山本一恵君の一般質問を終了します。

次に、椎名利夫君の一般質問を許します。

椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 4番、椎名です。通告書に従い、自治会の加入促進についてお尋ねします。

自治会は、明るく住みよい安心して暮らせるむらづくりをする上で大切な役割を担っています。区長や班長を通し村から各家庭に配布する「広報みほ」や「議会だより」「社協だより」そのほかお知らせのチラシなど、行政と私たち村民をつなぐ大事なパイプ役となっています。しかし、昨今、加入しない世帯や退会世帯が増加傾向にあり、自治会活動の衰退が危惧されています。

未加入の要因としては、近所づき合いが煩わしい、面倒なことにはなるべくかかわりたくない、区費が高い等、いろいろなことが挙げられます。核家族化、少子高齢化など、私たちを取り巻く環境は大きく変わってきています。だからこそ、みんなで協力し合い、より住みよい安心できる地域社会をつくるために、自治会の加入促進を図ることは非常に重要なことだと思われまます。そこで質問いたします。

まず1点目として、全体的な加入率はどのくらいになっているのか、そして、加入率の悪いのはどの地域で、どのくらいの数字なのか。

2点目として、転入窓口ではどのような対応をしているのか。そして、勧誘はしているのか。

3点目として、未加入世帯の対応はどのようにしているのか。

以上3点、答弁、よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの椎名議員のご質問に対しご答弁を申し上げます。

村内では56の行政区がございまして、区ごとにその区に合った運営形態があるようでございます。例えば決まり事のこと、区費の集め方はどうなっているんだとか、あとはその金額も地区ごとに違いますし、配布物の配布方法等も地区ごとに違っているようでございます。区によっては、規約等を作成し、運営している地区もあるようでございます。最近では、議員ご指摘のように、加入者が年々減少ぎみとなっている地区がふえているようでございます。

先般、各地区へのアンケートを実施した中で、地区に加入していない人はいるのかというようなアンケートを行いました。6割の地区が「いる」ということで回答をしております。また、勧誘はしているかにつきましては、77%の地区で区長さんが「特に勧誘はしていない」と回答をしております。

反対に、勧誘している地区につきましては約20%でございますけれども、勧誘時にはどのような内容で行っているかという調査では、区の意義の説明、また社会の孤立を防ぎ、緊急時に備えるといった内容、また広報・回覧、行政の苦情や申し入れ等は個人ではなく区長さんのみができること、区の取り決め事やごみの扱いの説明など、その内容としているようでございます。

そこで、区になぜ加入しないかを尋ねますと、区費を払いたくない、広報・回覧は要らない、近所づき合いをしたくない、役員をしたくない、などがあると回答をしております。

また、地区を抜きたいと相談に来た人はいるかという問いには、「いない」が75%、「いる」が18%、「いる」人の相談理由といたしましては、地区の行事が煩わしい、体調が悪い、特に理由はないとそういうような回答でございます。抜けないように、サポート体制を伝え、説明、説得はしていただいているようでございます。

なお、ご質問の中で、転入時、住民課の窓口での対応につきましては、どこの区に属するのか、区長さんはだれなのかなどの簡単な概要の説明、それと同時に、加入されるよう促すことでお話はしております。何分個人的な理由がございますので、加入されない方もいるようでございます。

最後のご質問で、未加入世帯の対応につきましては、広報等の配布物に関しましては、郵送の申し込みを受けた村民に対して、月1回、郵送で送付を行っております。また、行政区に加入していない世帯で、回覧や配布物のための自治会に似た組織を形成しているところもございます。

この組織につきましては、行政区への加入促進を阻害する要因となるということなどから、行政区から抜けることを助長するおそれがあること、そういう理由から、今まで村としては積極的に組織づくりを支援することはございませんでした。これらのことにつきましては、今後の対応につきまして、十分に区長会と村で話し合いを行いまして検討してまいりたいと考えております。

村内の加入率等でございますけれども、全体の平均加入率は76.31%でございます。その中で、加入率の低いところを上から五つ申し上げますと、興津地区、田中地区、宮地地区、大谷地区、信太地区となっております。

一番悪いところでいうと、興津地区の23.67%となっております。逆に加入率が高いところと申しますと、美駒地区、見晴台地区、そして間野地区、木地区、桜木地区、こういう順番になってございます。いずれも100%となっております。失礼しました、最後の桜木地区は97.87%という数字でございます。

以上が、椎名議員ご質問の自治会の加入促進についての答弁でございます。以上でございます。

○議長（石川 修君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） まず最初に、1番目の項目ですが、最も加入率が悪かったのは、興津。私の資料をもらったやつで計算しますと、田中地区が約31%ぐらい、あと宮地が31.7%、その次あたりにうちの方の土屋地区が入るんですけども、うちの方で大体54.9%。大谷は59.6%ぐらいだと思うんですが。とにかくワースト幾つかのうちの方は入ってしまいますけれども、そうすると半分ちょっとの加入率ということで、いろいろな弊害が発生しています。一例を申しますと、この4月からごみの分別及び出し方の変更がありました。区に入っていた人は、去年の土屋地区の場合ですけれども、10月から試行、奨励金をもらって試行していたんですけど、その関係で、もう半年間練習というかやっ

ていましたので、何の問題もなく4月から切りかわったんですが、未加入者には、新しい方法が全然徹底されていませんでした。それで未加入の人が、わからなくなって役場に連絡したところ、ごみの分別ガイドとごみの出し方カレンダーを配布しているから取りに来てくださいということでした。

入っている人は、各班長さんが1軒1軒説明及び配布をしましたので全然問題なかったんですけど、未加入者は役場まで取りにこいとは、差別も甚だしいということで苦情がかなり出たという話を聞いています。そこでどうしようもなくなって、シルバー人材センターを使って、未加入者全戸に配布したと聞いています。ただ、今度はシルバー人材センターがうちがわからなくて大変な苦勞をしたということを知っています。

それとうちの方の場合は、ごみの集積所を交代で清掃をやっています。ところが、未加入者は投げ入れていくだけという感じで、よく、出す曜日の違いや出し方の不備で注意書きを張られて残っているのがあるんですけど、それはもう全然取りには来ませんし、ですから、加入者がみんなできれいにしているのに、それがずっと。

出せるのは次のとき、間違っ出てあるやつは、次の回収のときには持っていってくれますけれど、不備のあるやつは全然そのままずっと置きっ放しですので、いろいろとそれを今度はこちらで掃除したり、いろいろやるしかありませんので、かなり苦情が出ています。

あともう一つ例を挙げますと、敬老の日ですか、社会福祉協議会で行っているクーポン券の配布ですけど、区長によりますと、去年うちの方では236人該当者があって、半分近くは未加入世帯で、結局それを全部置いていって、頼まれてしまったということなんですけれど、結局加入していないものですから、うちはわからないし、土屋の住所地番は結構ややこしくて、1番地違っても1キロも離れちゃうところもありますし、ですから、区長としてもかなり、うちがわからなくて骨を折ったみたいで、それと、クーポン券ですので金券と同じですから確認しないと、そのままポストに入れてくるということもできませんで、何度も何度も訪問して、かなり苦勞したということを知っています。

とにかく未加入世帯を減らさないと、これからいろいろなトラブルが発生してしまうと思いますので、全域80%ぐらいを目標に早急に加入率を上げることが必要だと思いますので、その対策をお聞かせ願います。

次に転入窓口で、先ほどの話では説明したということなんですけれど、うちの方の副区長のところに入っていない人が……、要するに入っていないのを副区長が発見したんですが、聞きましたところ、転入窓口では何の説明もなかったということで、組織の関係を説明しましたところ喜んで入ってくれたということで、本当に窓口が適切な対応をしているのかどうか正直に教えてもらいたいと思います

それと、未加入の世帯で一番、原因というか入らない理由は、区費が高いということが一番だと思うんですが、うちの方の土屋地区の場合は、区費の一部を集落センターの補修

費として積み立てています。金額は結構大きいので控えますけれど、必ず何年かすれば屋根の補修とかフローリング、お金が必要なことが必ず発生します。

そういうときのためにすぐに修理とかそういうことができるように積立金をやっているんですが、そういう部分を、あくまでも集落センターなんかは、公民館や集落センターは、公共で使用しているのがほとんどですので、村の方で修理代の幾らとか、幾らかでも助成してもらえるような形にしてもらえれば、自然と区費も安くできますし、そうすれば自然と加入者もふえると思うので、どうかその点、よろしくをお願いします。

結局3点ですか、また質問になっちゃったんですけど、村長及び部長の見解をお願いします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、椎名議員の再質問でございますけれども、まず、住民課の窓口の対応ということでございます。私が話を聞いていたのは、その住民に対してそういう案内というものは、きちんとした形でやっているという話はお聞きしておりますけれども、もしそういう話でございましたら、再度きちんと徹底した指導をさせていただきたいと思えます。

それと、村で行政区に対して加入を促進するような手だてはないかというようなお話でございますけれども、村としてもそういうことで、なるべく行政区に入っていただきたいということは考えてはいるわけですが、あくまでもこれは個人で、入るか入らないかというのはあくまでも自由選択というような部分がございますので、それを無理に入ってくれという話もできないといったところで、そういったところのメリッ的な部分については、今後、広報等に内容を記載しましてPRを図っていきたいというようなことで考えております。そういうことで対応させていただきたいなと思っております。

あと、地区の公民館の修理した部分の助成ということでございますけれど、これは、生涯学習課の方で地区公民館に対しての補助事業がございまして、建築というか修繕費の3分の1の助成というようなことになっているかと思えますけれども、そういうことで申請をしていただければ、そういう形で助成について対応させていただきたいといったところで考えてございます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 今、公民館は3分の1の補助がある、修繕費の、と聞きましたけれど、集落センターの場合あります。

〔「同じです」と呼ぶ者あり〕

○4番（椎名利夫君） 同じ。じゃ、うちの方でそういう話は聞いていなかったものですか、村からの補助は草刈りの1人110円と缶拾いの110円、それに運動会の2万円ぐらいだということで聞いていたものですから、それは私の方の間違いだと思えますので。わか

りました。今度からはきちんと、その点、申請したいと思います。

それと、今回は下水道関係が急に土屋集落センターの場合は、下水管を早急にということ、それで、それこそ40万も50万もかかっちゃうわけですけど、それはやっぱり基本料しか補助はないですね。

そういう点も結局、結構かかることがありますので、なるべくいろいろな補助を交付してもらえれば助かるなと思いますのでよろしくお願いします。

結局、土屋地区集落センターも防災の拠点になっていますので、要するに、区に入っていないと情報がほとんどないものですから、車いすでなくちゃ避難できないとか、この人は目が見えないとか、区の方に入っていただけであれば、班長がほとんど細かい家庭の事情までわかるようになりますけれど、でないと、いざ震災が起きた場合にも助けにもいけないというような状況も出てきますので、どうか加入率が上がるよう村の方としても、窓口対応がまず一番だと思うんですが。

あとは今、要するに転入者には区長の連絡先と電話番号ぐらいしか渡していないということを知りましたので、その点をもう少し内容的にはどういうことだとかそういう説明もきちんとしてもらって、逆転の発想では行くことはできませんか。その点を聞いて終わりにしたいと思うんですけど、要するにとりあえずは加入するような方向で行って、どうしても無理だという人は、区長の方に言って抜けさせてもらおうと。そうすれば、自然と加入率はぼーんと上がっちゃうと思うんですけど、その辺、村長、どうですか。思い切ってやってくれますか、お願いします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、椎名議員のとりにあえずは入ってもらおうという。でも、これも転入してきた人を強制的にというわけにはいきませんので、入るメリット、入ったときのメリットと、そういう部分をやっぱり強調をして入っていただく。いろいろな村からの情報を毎月伝達できるという部分もあるのかなというふうに思います。

入ったところのメリットとデメリットというのは、今までの中ではそんなにはつけていないんですね。ですから、この場で私がこんなことを言っただけですけども、区の方で入ったときのメリットは、区費とかいろいろな部分で区を運営する中ではかなりのメリットが出てくるので、そういうところは今度は区長会の方ともいろいろなところで詰めて、村の助成する部分、そして、例えば今の下水道に加入するときの区に入っていれば、入っていない人よりは助成が受けられますよとか、そういう部分は必要になってくるだろうかなというふうには、この場でそうしますとは言いませんけれども、そういう差別化したもので加入促進を図るという部分は、一ついいのかなというふうには思っております。

土屋地区、多分もう今、本管がずっと延びて行って、今年度も南原に抜けるぐらいのところまでは行けるかなというふうに思っておりますけれども、土屋地区が一番、美浦村の6分の1が土屋地区に集まっておりますので、24年度分でJRAさんが全部加入していた

いただきましたので、あと地区でいうと、土屋地区がある程度加入を進めてもらうと、加入率はぐっと上がってきますので、その辺も含めて加入率を促進するための議員の方からの部分、いいアイデアも含めて、あと区長会と話し合いをして、公共下水道だけ恩恵があるのか、あと農業集落排水も含めて安中地区の部分の加入が、加入率の部分もありますので、全体的に農業集落排水であれ、公共下水道であれ、条件は村としては同じような部分で推移していかないと、それほどの差別化ができない。それには、区に入っている人と、区に入らない人の差別化は、そういうところで図れば、その部分で区にも入っていただけるという部分ができるだろうかなというふうに直感的にちょっと考えますけれども、その辺も含めて全体的な部分をこれからは検討をしていくべきだろうというふうに思います。

○4番（椎名利夫君） ありがとうございます。

○議長（石川 修君） 以上で、椎名利夫君の一般質問を終了します。

次に、山崎幸子君の一般質問を許します。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 傍聴の皆さん、ご苦労さまです。5番議員、山崎です。

通告書に従い、質問いたします。学校行事についてお伺いいたします。

過日、ある新聞のコラムに長池さんという方が書かれておられました。要旨はおおよそ、こうであります。9月に入って、多くの学校で運動会が行われますが、児童生徒が熱中症で病院に運ばれることが話題となった、ということであります。学校行事を優先させる余りの現実。暑ければ運動会の日程をおくらせればいいだけの話。運動会の主役は子どもたちであって教師ではございません。予防対策には水分の摂取という前に、日程の見直しを考えるべきではないだろうか、という提案がこのコラムの中にありました。

私自身、小学校の運動会に臨席した折、体調を崩した児童を見かけました。幸い大事には至りませんでしたけれども、このところ、記録的な猛暑が続く昨今、炎天下での屋外の運動は、ある意味危険といえるのではないのでしょうか。私もこの長池さんのコラムには共感いたしますが、執行部の見解をお伺いいたします。

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） ただいまの山崎議員の質問にお答えいたします。

山崎議員の質問は、熱中症のおそれのある暑い秋に運動会を行うのではなくて、ほかの市町村も春にやっているところが多いのに、なぜ美浦村は秋にこだわるのかというような趣旨の質問かというふうに理解しながらお答えをさせていただきます。

美浦村でももう既に、保護者から、4年ほど前から春に移してはどうかというような要望がございます。毎年、校長会でも年間のスケジュールを決めるときに、ことしはいかがしましょうかというふうな話し合いをしてきております。今回もこういうような質問が出ているということで、6月5日に夕方、4人の校長先生に教育長室に集まってもらって、改めて協議をいたしました。

その結果、学校運動会というのは、単に学校の行事を一つこなすというような性格のものではなくて、学校の教育の重要な一環として行っていることであって、春に移すということは、児童生徒の人間形成にとって期待される教育の効果というものを低下させるおそれがあるということで、春への移行は好ましくないというような結論になりました。なぜそのような判断をしたかということ、やや詳しくまた説明をいたします。

日本では、この学校運動会というのは相当古くから行われてきているわけですね。この学校運動会についての研究をした結果をまとめた本もかなり出されておりますけれども、そういう歴史にのっとっていえば、最初に運動会をやったのは、明治7年に海軍兵学校で行われたと。これが最初ということ。明治11年には札幌農学校で行った。明治16年には、東京大学で運動会を行っている。

初代の文部大臣になった森 有礼（もり ありのり）さんという方が、これは明治18年になりますけれども、この森 有礼さんが、運動会というのは集団訓練の絶好の機会なので、小学校や中学校でもやるようにというような奨励をしたということで、全国の小学校及び中学校でも運動会が行われるようになったというふうな歴史的な経緯があります。ですから、既に120年から30年ぐらい、学校での運動会は行われてきているということです。そんなこともあって、運動会というのは、俳句では今、秋の季語の一つになっていると。入学式は春の季語ですけども、運動会というのは秋の季語にもなっているというような長い歴史を経て今日まで来ているんですね。

その学校運動会の目的というのは何かといいますと、一般的には体力の増強というようなことがありますけれども、さらには集団訓練の絶好の機会だということだとか、あるいは児童生徒同士の協力だとか調和とか、あるいは連帯感だとか団結心というものを養ういい機会だというようなことで行われてきております。当然、美浦村でもこうした目的を基本にしながら、秋の運動会に向けて1学期から計画的に授業を組み、集団訓練だとか各種のデモンストレーションをうまく行うような練習をしてきているわけです。

もう少し具体的に美浦村の場合を説明すれば、例えば美浦中学校では、皆さんご存じのとおり1年生から3年生まで学年を通した三つの集団、自治団とか友愛団とか勤労団をつくってやってきているわけですけども、この三つの団がすべて応援団を組織する。この中学校の校長先生の話によれば、生徒の間では、応援団の団員になるというのは、あこがれになっているんだというような説明もしております。7月の初めぐらいに応援団の募集をして、そこで各学年10人ぐらい応援団を選んで、1年生から3年生まで30人ぐらいになって、7月の半ばぐらいに応援団の結団式を行って、そこから練習に入るとというのが恒例だというふうに伺っております。

さらに、さらにはというか安中小学校では鼓笛隊が演奏するというような、これもまた伝統になっているようで、子どもたちは、1曲だけじゃなくて最低でも3曲は演奏したいというようなことで、その子どもたちの希望に応じて、それだけの長い時間を練習に要する

ということで、これもまた春にやるとそれだけの練習の期間がとれないというようなことで、秋にしないといけないというようなことも申ししております。

今詳しく説明したつもりでありますけれども、このように美浦村では、先生の都合を優先させて秋に運動会をやっているわけではなくて、主役である子どもたちの希望だとか、あるいは子どもたちの人間形成への教育の効果ということを考えて行っているということであることをまずご理解いただきたいというふうに思います。

また、さらに加えて説明すれば、運動会を5月とか6月に移してやるときには、せいぜいできる競技というのは徒競走か玉入れぐらいしかできない。集団で行うデモンストレーションというのは、春に行った場合にはできないというようなことを申ししている校長先生もおられます。

また、春というのは、中学校が中心ですけれども、総合体育大会のシーズンで、ことしももう既に今月の15、16日あたりでしょうか、総合体育大会の稲敷郡の大会が行われております。これで勝ち抜けば、県南地区の大会が控えていますし、最後は県大会まで続くというようなことであります。

また、それに加えて美浦村では、ことしも5月16日だったと思いますけれども、3校、三つの小学校が合同で陸上競技会というのをやっております。あるいは、この5月に陸上競技会を行っている日を、春に運動会をするというような案もないわけでありませぬけれども、こうなると3校合同で行う陸上競技会のメリットというものがなくなるというようなこともあって、さまざまな理由から小学校は、小学校に限らず美浦村では、学校の運動会は秋に行わざるを得ないと。また、行わざるを得ないということよりも、むしろ教育の効果を考えて積極的に秋に行うというような選択をしてきているということをご理解いただきたいというふうに思います。

また、さまざまな理由があると思いますけれども、主に熱中症対策ということで、最近では、近年は春に運動会を行うという市町村があることは確かですね。そここのところを確認するために、県の教育委員会に統計データを出していただきました。それによりますと、去年、平成24年度は運動会を春に行った学校は、小学校では148校、全体に占める割合でいえば27.0%で、中学校でいえば、春に4月、5月、6月、中には10月とか12月にやった学校もあるようですけれども、これは中学校では26校、これも全体の割合でいえば11.3%というような状況です。一番新しい状況です。ということは、逆に言えば、小学校でも7割は運動会を秋でやっているし、中学校では9割が現在でも秋に運動会をやっているというようなことでございます。

さらに申し上げれば、美浦村のどの学校も熱中症に対して全く無頓着だというようなことではございません。例えば練習のときから学校で行う練習は、外で行う練習はできるだけ少なくすると。練習のときも全員が水筒を必ず用意するとか、あるいは帽子を必ず着用するようという指示をしているとか、運動会の当日はテントを張って、テントの

下で過ごすようにというようなことを指示しているとか、あるいは気分が悪くなったら、すぐに先生に知らせるようにというような、さまざまな配慮をして運動会を行っております。

また、その開催の時期のことですけれども、できるだけ暑い盛りを避けて、中学校・小学校・幼稚園というような順番ですけれども、できるだけ9月の終わりの方にシフトすると。中には10月に入るといような場合もありますけれども、そのような配慮もしてきております。

こういうようなさまざまな配慮をしながら、その上でも、なおかつ子どもたちの人間形成にとっての教育の効果ということを考えながら、美浦村では秋にするということが最善であろうといような判断に基づきながら現在に至っているということを改めてご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。ただいまの教育長の答弁で、学校の先生たちの話し合いで、学校運動会を春に移すことは教育効果を減ずるおそれがあり、春への移行は好ましくないという判断、ということでしたが、春への移行が教育効果を減ずるとは必ずしも言えないと思います。

他の市町村の学校で、運動会開催時期を9月以外に移行する学校が年々ふえています。もし教育効果が減ずるのであれば、開催時期を9月以外に移行する学校がこれほどふえていくようなことにはならないと思います。私が独自で調査したデータは、教育長の数字とは少し違っています。

私が調査しましたのは、茨城県内の人口4万人以上の30自治体に問い合わせ、その21自治体から回答をもらい、残り9自治体は、調査日数が足りなかったため回答はもらえませんでした。その中では、その21自治体の中では、小学校が330校中、9月以外の5月、6月、10月の開催の学校が185校、56%ありました。そして、中学校は139校中、9月以外の5月、6月、10月開催は12校、8.6%。中学校は9月開催が圧倒的に多いようですが、小学校は半数以上が9月以外に開催しています。

例を挙げますと、土浦市では小学校20校中、5月開催は18校、9月に開催した学校は2校、ただしこの2校は、学校の生徒が少人数のため、市民運動会と一緒に開催するためにこの2校だけは9月に開催したとのこと。

そして、つくば市は、小学校37校中、5月開催が4校、6月開催が32校、9月開催は1校のみです。そして、取手市では、小学校18校中、6月開催が13校、9月開催は5校ですね。それと水戸市では、小学校33校中、5、6月には31校、9月は2校のみです。

それとひたちなか市、ここは小学校20校中すべて、20校が5月開催で行っております。神栖市は、小学校15校中、6月開催が9校、10月開催が1校、9月開催は5校。そして龍

ケ崎市、小学校13校中6月開催は4校、10月開催は8校、9月開催は1校のみです。

この9月以外の時期に移行した年度は、平成24年度・25年度からが圧倒的にふえています。9月以外に開催した理由としては、熱中症対策がやはり一番の理由ですが、那珂市の理由としては、児童の体調及び安全面を考慮しての暑さ対策、年度初めに行うことにより、学級が団結することによる学級づくり、学校の年間行事のバランスを考慮、学校の2学期における行事の過密化を緩和、夏季休業中の演技練習等、児童の負担を軽減、という理由を挙げているところもありました。

ですから、ただいまの教育長の答弁の中で教育効果を減ずるおそれがあるとおっしゃっていましたが、やはり違った面で見ている市町村もあります。このようなことから、教育効果を減ずるということにはならないのではないかと思います。

それと、運動会の当日は、テントを張り、テントの下にいるよう指示をしているのですが、中学校はテントは後ろにあり、応援は前の方の席のテントのないところで応援をしています。ある保護者から聞いた話ですが、今年の運動会の際に生徒が具合が悪くなり、医務室で休んでいたが、少しよくなって、生徒は運動会に参加したいという気持ちもあって、再度運動会に出たら、また倒れたとのこと。幸い大事には至りませんでした。取り返しのつかないことになる前に考えなくてはいけないことだと思います。執行部の見解をお聞かせください。

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 2回目の質問にお答えしたいと思います。

独自に30自治体だったのでしょうか、調べたことに対しては敬意を表したいと思います。25年度を含めて美浦村の教育委員会で独自に調べたということはありませんので。

今の結果によりますと、小学校では多分25年度だと思いますね。私はここで県の資料を持っていることについては、先ほど説明したとおりでございます。大体3割弱。春の4月、4月というのはゼロになっていますけれど、5月が70校、6月が78校というようなことで、大体3割程度、春で行っている。その部分がことは5割を超えたと、その30自治体については、というようなことでありますけれども、かねがね水戸市だとかつくば市は、ほとんど全校が春に移したというようなことは情報を得ておりました。

なぜ春に移したかということの理由としては、運動会は別に全員がやる必要がないと。つくば市ではエントリー制度を申し出るような保護者も少なからずいるんだというようなことで、だったらもういいじゃないかと。教育の質の効果を考えずに、秋に運動会はなくてもいいというようなことだとか、春にやってもいいんじゃないかというようなことで、多分移行しているのではないだろうかという、これは全く私の個人的なことですけれども。

ただ、美浦村の場合は、先ほども申し上げましたけれども、校長先生たちは何としてもやっぱり今までどおりの教育の効果を上げたいと。子どもたちも、さっきの安中小学校の鼓笛隊の児童のように、1曲でもいいじゃないか2曲でもいいじゃないかというふうな提

案もしているけれども、やっぱり最低でも3曲は立派にやり遂げたい。そのためにやっぱり練習をしたいというような申し入れもあるというようなことであります。

そんなことで、別の面から教育の効果ということを改めて考えてみる必要があるんじゃないかというようなご指摘でありましたけれども、その点についても、我々独自に、また議員が行ったような調査をやることによって、改めて春がいいのか秋がいいのかということについての検討は続けてまいりたいというふうに思っています。

ということで、2回目の質問に対する回答にしたいと思います。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。3回目の質問をさせていただきます。

安中小なんかは、鼓笛隊とかそういった学校ごとでいろいろな事情もあるでしょうから、学校ごとに開催時期を決めてもよいということを知ったことがあるのですが、そのことはどうなのでしょう、ということが1点と、運動会開催時期について、保護者全体の意見を知るために、運動会開催時期希望についてのアンケートをとることはできないか、教育長にお聞きいたします。私の3回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 3回目のご質問にお答えしたいと思います。

秋に行うとしても、その三つの学校一斉に同じ日に行う必要はないんじゃないかというようなことが1点かと思えます。その点についても、ただ、中学校があって、小学校がやって、その後、幼稚園があって、村の場合にはその後に村民の体育祭というのが控えていますね。そういうことで、また、ウイークデーができないということになれば、土曜日か日曜日にやるなんていうと、三つの学校がばらばらにやるというのはなかなか難しいんじゃないかというふうに今の時点では考えます。

そのことも含めて、保護者に対するアンケート調査を行う可能性はないかということでございますけれども、その点は4校の校長先生たちに相談すればできないことじゃないと思いますので、どのような意見が集約できるかということについては試みてみたいというふうに思っております。

もう一つだけ、質問にありませんでしたけれども、安中小学校は去年、空調施設が全部できました。そこで安中小学校について校長先生から報告を受けていますけれども、9月5日から9月22日まで12日間ですけれども、去年は保健室に体調不良で来た児童生徒数が延べ26人。1日平均ですと2.3人という。23年度はまだ空調機器ができていないときの数字ですね。延べ人数が12日間で26人。

それが、空調機器ができた去年は、延べ人数が9月2日から9月21日までの14日間、2日長いわけですけれども、延べ人数で10人という、半数以下に減ったと。空調機器の効果、シャワーはミストシャワーだったかなを取りつけたらどうかというようなことが前に多分

あったと思いますけれど、ミストシャワーでしたっけ。あれよりも空調機器の方がぐんと効果があると。

ことしの夏は木原小学校と大谷小学校も空調機器を完成させることで、今、計画が進んでいますので、そういう効果がまた二つの学校でも期待できるんじゃないだろうかということもつけ加えておきたいと思います。

○議長（石川 修君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了します。

会議の途中ではございますけれども、ここで暫時休憩といたします。再開時間は2時30分といたします。

午後2時14分休憩

午後2時30分開議

○議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡沢 清君の一般質問を許します。その前に、空調を入れてありますけれども、暑い場合には上着を脱いで結構でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 2番議員の岡沢です。質問通告書に基づき質問します。

企業誘致協議会、総合計画審議会などの会議が条例に基づき開催されています。条例に規定されていない会議もありますし、また、法令で自治体での開催が義務づけられているものもあります。こういった各種の会議の目的は、村政の基本方針である協働のむらづくりにあると考えます。

会議は議員がメンバーに加わっている場合もありますが、会議の内容を議員や多くの村民が知る機会は余りありません。協働のむらづくりという観点から、多くの村民が各種会議の内容を知ること、村政の動き、村の将来に関心を持ち、みずから意識的にむらづくりに参加することが望まれると考えます。そういった観点から、以下の点について質問します。

一つ目に、会議の開催頻度についてです。まず条例を定める会議の開催については、委員長が招集するなど記されていますが、開催頻度については、ほとんどが規定されていません。任意なのか申し合わせによるものか、さらに、これまでの開催実績について説明願います。

二つ目に、会議録を作成、保存している会議はあるのかということです。会議録が作成されていれば、会議を傍聴しなくとも、後に会議録を閲覧すれば会議の内容を知ることができます。会議録が公開されればという前提ですが。

三つ目に、一般に公開されている会議の種類です。教育委員会定例会については、一般に公開され、一部は非公開ですが、開催日時や場所も知らされています。そのような事例が他の会議にもあるのか説明を願います。

四つ目に、会議録を公開できる会議はあるのかです。他の自治体では、各種会議録をホームページなどで公開している例もあります。会議の性格によって非公開が好ましいものもあるかとは考えられます。そこで、仮に公開・非公開に分類するとすれば、どのような理由で判断されるのかお聞きします。

五つ目に、各種会議が村政にどのように反映、生かされているかということです。具体的な事例を挙げて説明を求めるのは、困難があるとは承知しています。また、単に会議、あるいは会議録を公開すれば村民の関心を得られるというものでもないと思われまし、公開を求めることを目的とした質問でもありません。継続して開催される各種会議は、決して華々しいものでもなく、地味なものかもしれません。しかし、継続して開かれる会議が村民と共有されることが、協働のむらづくりに大きく作用し、貢献するものと考えます。

各種会議については、条例に規定されていない任意の団体によるものもあるかと思われまし。しかし、会議すべてについて答弁を求める必要性はないと考えまし、時間的余裕もありません。そこで質問事項に関連して一定の枠組みを示させていただきます。

答弁を求める会議として、企業誘致協議会、総合計画審議会、国民健康保険運営協議会、青少年問題協議会、社会教育委員会、公民館運営審議会、水田農業推進協議会、行政改革懇談会、都市計画審議会、情報公開等審査会、国民保護協議会、地域活性化対策検討委員会、物産館建設委員会、地域福祉計画策定委員会などです。必ずしも上記すべてについて答弁を求めるものではありません。また、上記以外の会議についても、情報として有意義と判断されれば、答弁に追加されることも求めまし。

最後に、質問の趣旨は、あえて会議及び会議録の公開を求めることが主たる目的ではありません。しかし、あえてつけ加えるとすれば、可能であれば、一定の情報公開という観点から公開されることも有意義と考えまし。

以上、1回目の質問とします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、ただいま岡沢議員ご質問の各種委員会、協議会、運営委員会等の開催状況についてお答えを申し上げます。

美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の中には、49の委員会と、中には委員会で22、審議会で6、協議会で13、審査会で5、会議として三つの内容の委員会等が掲げられてございます。

一般的に行政が実施している審議会や懇談会等につきましては、法的に設置されているものと法定外のものがございまして、行政機関の意思を決定するものと、住民の意見を反映させるものなどがあり、内容の審議と決定を左右するものが基本となっております。

まず、議員ご質問の会議の開催頻度でございますが、会議の開催につきましては、条例等で規定されている会議、例えば教育委員会は毎月25日を定例会といたしまして、条例によりまして毎月の開催が義務づけられております。

しかし、条例等で会議の開催回数等が規定されていない会議につきましては、審議や協議案件が執行部より提出された時点で会議が招集されるといった状況が主なものとなっております。

次に、会議録の作成保存に関する質問でございますが、重要な内容の審議等と思われる会議につきましては、録音し、会議録を起こします。しかし、何分手間暇がかかる作業でございますので、通常は会議内容をメモし、箇条書き等により会議録としているものが多いものと考えてございます。

次に、一般公開している会議は幾つあるかとの質問でございますけれども、原則、会議は非公開とはしてございません。しかし、開催日時や場所を周知しておりませんため、結果として住民の方々が傍聴できない状況となっている会議がほとんどであるといったことは確かでございます。また、個人情報や公益を保護するために、例外として公開できない会議もあるわけでございます。

また、公開することにつきましては、一般的にはすべての公開は困難であることから、村民の生活に重大な影響を与えるような内容に限定して、公開が必要かどうかをその趣旨に照らし合わせて判断いたしまして、公開するものと考えてございます。特に公開を必要とするものとしては、村民に義務を課すような条例、村の基本的な制度を定める条例、総合計画、行政改革大綱などが挙げられると思っておりますが、現状といたしましては、ほとんどの委員会等の内容については積極的な公開をしていないといったのが現状でございます。これらの公開できる会議につきましては、改善を図るよう検討してまいりたいと考えております。

また、会議録の公開についてですが、これにつきましては、法的な義務はありませんが、運営の公平性や透明性によりまして、一般的に会議録等の公開はできるものとなっております。現在、ホームページでは公開しておりませんが、請求があれば公開しております。

ただし、先ほど申しましたとおり個人情報や公益を保護するため、例外として、公開できないものもございます。会議録をホームページ上で公開している自治体もふえておりますことから、関係部署と協議をしてまいりたいと考えております。

最後に、各種会議が村政にどのように反映されているかのご質問でございますが、村が招集する会議は、行政の独断性を阻止するとともに、村民及び学識経験者等の貴重なご意見を村政に反映することに意義があると考えております。

したがって、会議の内容によりまして、その会議に参加する委員の選考についても、広く村民より公募したり、専門的知識を有する委員を選考することも必要であるものと考えます。各種会議は行政が行う事業に対し、村政、事業運営等への公平性や透明性をもって、村民に対し一方的に不利益とならないよう審議を尽くし、生かされているものと考えております。

そして、ただいまの岡沢議員からの各種審議会・協議会等の開催状況についてといった

ところでの答弁といったところでございますけれども、資料を配付をさせていただいております。この中で、一般に公開されているといったところにバツ印が入っております。これにつきましては、開催期日や開催場所を事前に周知をしていて、開催日時が決定、周知されているといった内容のものはないといったことをご理解をいただきたいと思っております。基本的には、一般的に公開できるものにつきましては、ほとんどのものが対象となるのかなと思っております。

以上が、岡沢議員に対しての第1回目の答弁でございます。以上でございます。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 再質問をさせていただきます。まず、ただいま資料を提示していただいたわけですが、私の1回目の質問の中でも、あるいは先立って提出させていただきました一般質問要旨での会議の開催頻度、さらに開催実績の説明を求めると書いてありますし、そう言っているわけですが、この資料、あるいは今の答弁を見ますと、必要に応じてとか、年2回とか、随時とか書かれていますが、開催実績については触れられていないと思っております。そこで、この場で開催実績についてお答えできるのであれば、答弁を求めます。

次に、開催の知らせについてはしていないということです。これは公開できる種類の会議でも、周知されていないということです。私は、1回目の質問でも発言させていただきましたが、決して、あえて会議の公開、あるいは会議録の公開を求めているものではなく、それを主たる目的としているものではありません、と言いました。その背景には、中には会議の開催が周知され、一般の傍聴もされているものもあるのではないかと推察したわけですが、一切知らされていないと。一切知らされていないといっても、教育委員会の開催案内については教育委員会のホームページに載せられていますので、それは承知しています。

ただいまの返答の中で、一切知らされていないということです。これも検討課題になるかとは思いますが、どれが知らせられる検討かということよりも、この状況が協働のむらづくりという観点からふさわしいのかということで、深く検討をしていただきたいと思っております。

それから、会議録の閲覧ですが、これもすべて閲覧可能かといえば、中には先ほど言いましたように個人情報とか、あるいは途中経過といった審議の経過ということで、なかなか知らせないというものもあると思っておりますけれども、例えば私も議員としては、村政にかかわるこういった会議の経過に関しては、当然知りたいものでありますし、そのために議会においてはタブレット端末などを貸与されています。

ですから、こういったタブレット端末などを使用して会議録を議員掲示板に載せていただくとかそういったことがあれば、議会としても、議員個人としても知ることができますし、広く村民に伝えていくこともできますので、そういった手段を考えて周知していた

だきたい。それをどう方向性づけられるのか、この場でもし答弁できるものでしたら答弁をお願いします。

それから、きょうこれまでの一般質問の経過を振り返りますと、この中にある地域活性化対策検討委員会であるとか物産館建設委員会とか、企業誘致協議会とか都市計画審議会とか、これは定住促進であるとか、それから学校の人数、少子化とかそういった質問に、折に触れてこういった協議会の名前を出されて答弁なされています。それはやはり、今の美浦村の実情に合っているから、こういった検討委員会なりが求められている背景だと思えます。

そこで、地域活性化対策検討委員会、年1回程度となっています。しかし、今定住促進、少子化、学校の問題、雇用の問題、企業誘致の問題などをこの地域活性化対策検討委員会、これは、ほかの委員会と横のつながりもありますけれども、果たして年1回の会議が地域活性化につながるのか、私は疑問を生じます。

そして、ほかの会議においてもそうですが、随時、年2回とかというように実情に応じてきめ細かな開催をしていただきたいと思いますので、その開催頻度を、私の言った例えば地域活性化対策検討委員会の例を挙げましたが、どのように考えておられるか答弁を求めます。

最後に細かいことですが、この資料の一番下の青少年問題協議会、休止状態であると書かれていますが、いつから休止状態になっているのか、お尋ねします。

以上、2回目の質問とします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、岡沢議員の2回目のご質問でございます。開催頻度につきまして、総務部関連の会議名についてご説明を申し上げます。

まず、行政改革懇談会でございます。これは、村長の諮問に応じまして美浦村の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議し、また、その推進について必要な助言を行うといった目的で設立をされたものでございます。これは、委員としては、村長が住民の代表から10名以内で選任をするといったところでございます。この開催頻度というのは、23年に1回実施をしております。これにつきましては、第3次行政改革大綱が23年に改正をされたといったところで、そのときの審議という形で懇談会を開催しております。

続いて、情報公開等審査会、これにつきましては、これも村長の諮問によりまして情報公開及び個人情報開示請求の不服申し立てを審議いたしまして、答申を行うといった内容でございます。これは、村長が情報公開制度に関して識見を有する者の中から委員3名を委嘱すると。これにつきましては、不服申し立てについて今まで出てきていなかったといったところで、今まで開催をされたことはございません。

続いて、国民保護協議会につきましては、村が策定する国民保護計画を審議するといった内容になってございます。これは委員定数30人以内といったところで、これも開催回数

は今までゼロ回でございます。平成18年度に美浦村国民保護計画策定時に1回開催をさせていただいたといった状況になってございます。

続いて、企画財政課が担当いたします総合計画審議会、これは美浦村総合計画の策定に関しまして必要な調査及び審議を行うといった内容でございます。村議会議員5名以内、学識経験者2名以内、各種団体の代表5名以内といったところでございます。これは、総合計画が今年度中に策定といったところになって、これは10カ年のスパンでその計画をつくるわけでございますけれども、ちょうど10年前の策定になってございますので、そのときに開催をしたといった内容となっております。回数の方はちょっと調べてございません。申しわけございません。

続いて、地域活性化対策検討委員会、先ほど岡沢議員からも追及があった内容でございます。これは、地域活性化の施策に関する事、また、その他地域活性化に関する必要な事項を協議するといった内容の委員会でございます。これは村民・各種団体の方々より20名、学識経験者として2名、村議会議員の方々が3名、あとは関係行政機関の職員が9名、合計34名で組織をしております。これが先ほどご指摘あったかと思うんですけれども、23年度で2回、24年度で1回といった審議というか検討された回数でございます。これは、発足は23年7月となっております。今までに3回の協議といった内容になってございます。これにつきましては、当然ご指摘のように回数としては本当に少ないものと感じております。

活性化に向けた検討を今後図っていく上で、この委員会というのは大変重要な部分を占めてくると思いますので、今後はこの委員会を十分に活用させていただくといったところで考えてございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（石川 修君） 部長、タブレットの掲示板は部長が担当じゃないの。タブレット、掲示板に載せられるか載せられないとかという話があったでしょう。

○総務部長（岡田 守君） ただいま、要するに、県内でもこの公開に関する要綱、指針等を整理しているところが県内でも幾つかございます。これは阿見町さんも多分そういう形で、その会議の会議録だとか、あとは会議の開催の場所、位置等をそこで周知しているのかなといったところで、あとは土浦市さんなんかもそういう形で行っております。そういう先進的なところを調査研究いたしまして、今後そういう形で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、岡沢議員の再質問にお答えを申し上げます。

各種審議会の開催状況につきましては、保健福祉部内の各課が担当しております審議会についてご説明を申し上げます。

まず、地域福祉計画策定委員会でございます。こちらにつきましては、前回、全員協議

会するときにもご説明を申し上げましたとおり、平成24年度・25年度の2カ年で計画を策定しておる状況でございます。

平成24年度につきましては2回、平成25年2月1日と平成25年3月27日、この2回開催しております。平成25年度は、現在まで1回、ことしの5月15日に開催しております。なお、計画策定後につきましては、事業の評価と改善のため、年1回の開催を予定しております。

続きまして、会議録でございますが、作成しておりますので、こちらについても保存しております。一般公開につきましては、これまで総務部長が答弁いたしましたとおり、公開はしておりませんが、個人情報等がないということでございますので、非公開の理由もないため、公開は可能と考えております。

続きまして、会議録の公開につきましても、こちらも公開は可能と考えております。

続きまして、村政への反映でございます。こちらにつきましては、こちらの美浦村地域福祉計画は、福祉の向上と村民すべての方が安全・安心に暮らせるための地域づくりに貢献するための施策でございます。

ということで、先ほども申し上げましたように、現在策定中ということでございます。

続きまして、国民健康保険運営協議会についてお答えを申し上げます。美浦村国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法及び美浦村国民健康保険条例並びに同施行規則に基づき国民健康保険事業の適正を図り、円滑に運営するために設置されている村長の諮問機関でございます。

委員は、被保険者代表、保険医及び保険薬剤師代表、広域代表各5名で構成されております。こちらの協議会の開催頻度につきましては、規則第2条、審議事項が諮問された場合につきましては、随時開催をしております。その開催の部分でございますが、税率改正や条例改正等の必要が出てくれば、開催回数はふえるということで、随時開催、年1回は、昨年も開催しております。ことしの3月に平成24年度開催しているという状況でございます。

続きまして、会議録の作成・保存につきましては、こちらの規則第7条に会議録作成についてうたわれておりますので、作成し、保存をしております。一般公開につきましても、こちらも可能ということで考えております。会議録の公開につきましても、公開は可能と考えております。

続きまして村政。

○議長（石川 修君） 部長。答弁を簡潔にしてください。時間のあれですから。

〔「実績だけ」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉部長（浅野重人君） 実績でいいんですか。はい、それではそういう形で。現在、年1回は条例改正等の前に開催しているという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

部長、実績だけの答弁だけで結構ですから、お願いします。

○経済建設部長（増尾嘉一君） では、岡沢議員ご質問の各審議会・協議会等の開催実績でございますけれども、資料の方が開催頻度ということでこのような表記になってしまいました。実績ということであれば、何月と何月に、例えば24年であれば、そういう表記ができたのかなというようなことで今思っております。

それで、まず経済建設部、農業再生協議会なんですけれども、これは年2回ということで、6月と2月に実施をいたします。

それから、物産館の建設委員会の方ですけれども、これは随時ということで、これまでまだ1回しか開催をしておりません。平成24年11月1日に開催をしております。物産館の建設検討に合わせて、その都度、随時開催をしていくということになってまいります。

それから、都市計画の審議会でございますけれども、これは直近のもので申し上げますと、平成24年3月に都市計画のマスタープランを作成をいたしました。その際に、ちょっとこれは手元に資料がないんですけれども、マスタープラン作成時には何回か、都市計画審議会の方を開催していると思います。基本的には都市計画の計画の決定、それから大きな変更ですね。計画の変更、こういうものがあるときには、随時都市計画審議会を開くということになっております。

それから、企業の誘致協議会なんですけど、これは午前中の答弁の中でもちょっと触れました。自分の記憶ちょっと確かでないんですが、昭和36年制定の条例かと思います。ここ数年はこの協議会の開催実績はございません。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 岡沢議員の開催の実績について申し上げます。

社会教育委員会でございます。それと公民館運営審議会、これは同じような内容です。これの頻度につきましては、年度の当初、事業計画を当然つくりますので、年度の当初、6月ごろを予定してございます。毎年2回で6月と10月から11月ごろですね、2回目。

初めの6月ごろといいますと、どうしても公民館の運営審議委員、社会教育委員につきましては、年度当初に事業計画がありまして、その事業計画で講座であれば、募集した実績が出ますので、その内容について各審議会と委員会等を開催してございます。

それで、秋につきましては、前半が終わったところの報告と、あとは次年度に向けての構想みたいなものの打ち合わせをするというようなことで2回開催してございます。

それと、青少年問題協議会でございます。これは村の方で条例化してございまして、記憶なんですけど、昭和30年の前半ごろに制定された条例になってございます。それで、いつから休止状態にあるかというものにつきましては、ちょっと私どもの方では今つかんでお

りませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 3回目の質問をさせていただきます。

まず、開催頻度については、多くやればよいと思うものでもありませんし、適切な開催回数が求められると思ひます。それで、あえて地域活性化対策検討委員会については、先ほど述べさせてもらいましたように、そこは執行部も同じように考えておられるということですので、今後の検討をよろしくお願ひします。

そもそもこの質問をするに当たっては、村長が掲げる協働のむらづくり、人と人がつながって助け合う、教育長のよく言っておられるゼロ歳から90歳までの社会力、そういった観点から考えますと、いろいろな審議会・協議会は、有識者や学識経験者が集まっただいて村政に関して討議をされているところだと思ひます。これは貴重な会議の内容でありますから、その結果については広く村民が知ることが望ましいと思ひます。

広報や、常々組みかえされる村政施策においては、こういった審議会の結果が生かされて、そういった形で目に見えていると思ひますが、ただ、村民は会議の経過については知ることができませんので、改めて検討をよろしくお願ひします。

最後に、今申し上げました協働のむらづくり、あるいはゼロ歳から90歳までの社会力、私は別の場でも発言させていただきましたけれども、美浦村の教育振興基本計画につづられているあの精神は、最後の資料に示されていますけれども、山崎亮氏という方が、「まちの幸福論」でコミュニティデザインとして書かれています。

この地域をデザインしていく、むらづくりを行っていく上で、コミュニティ・デザインの手法、その中の一環でこの会議というものを位置づければ、単に年2回となっているから年2回、あるいは2時間と決まっているから2時間、参加者の都合もあるかと思ひますけれども、重要だと思われるものについては、けんけんがくがくと時間を設けず、あるいは、最初からそれは無理だとかということではなくて、村政にかかわる貴重なことから、ぜひ大いに有効な会議を開催していただきたい。そして、その結果を私たちにフィードバックしていただきたい。その結果、私たちもさらによいむらづくりとはどういうことなのかを、改めて学ぶ機会にさせていただきたいと思ひます。

以上の趣旨から、今後こういった審議会等が有効に生かされることを期待して、私の一般質問を終わります。なお、答弁は求めません。

○議長（石川 修君） 求めませんか。

以上で、岡沢 清君の一般質問を終了します。

次に、林 昌子君の一般質問を許します。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） それでは、私で最後でございますので、気合を入れてしっかりと質問をしてまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

まず通告に入る前に、ひとつ御礼を申し上げたいと思います。私自身が過日、3月の定例議会におきまして、AEDの一般の方々への講習会の実施を計画してはどうかという質問に対しまして、早期に今回計画をしていただき、回覧板等で、また広報等で呼びかけていただきました。本当に担当部課の長の方には敬意を表したいと思います。また、それが年々継続して膨らんでいくことをまた希望いたします。

それでは、通告に従いまして2点質問をいたします。

1点目は、空き地・山林対策についてです。1993年（平成5年）の11月に、国において環境基本法が制定されると、地方自治体においても、みずからの地域における環境行政の基本となる事項を条例として定める働きが全国に進んでおります。

茨城県内においても、環境基本条例として、まずは茨城県、水戸市、石岡市、鹿嶋市、那珂市、ひたちなか市、取手市、土浦市、龍ヶ崎市、東海村、また環境美化条例として、潮来市、小美玉市、牛久市、阿見町、守谷市においては、ポイ捨て禁止条例を施行されております。また、つくばにおいては、「つくば市きれいなまちづくり条例」として平成19年度制定をしております。環境基本条例を制定していたひたちなか市は、昨年1月に、改めまして「ひたちなか市まちをきれいにする条例」を制定しております。その他、多くの独自で条例制定をしている自治体がふえてきております。

私自身も日ごろ多くの住民より、環境整備に関するご要望をいただいております。そこで、平成19年の9月の一般質問においても質問をさせていただき、美浦村環境美化条例の制定を求めましたが、現在までで新たに組みこんでいただけたのは、草刈り機貸し出し事業を昨年4月より実施していただきました。また、草刈りボランティアを年2回ですか、村において募集をして緊急を要するところを、ボランティア活動として草刈りをしていただいております。

現在、住宅地对住宅地に対しましては、近隣より指摘のあった放置地には通知を出していただき、管理を促していただいておりますが、宅地对山林に関しては、行政は介入することができません。これは、民事不介入が法律で定められており、民対民に対することには住民からどのような苦情が行政に問い合わせがあっても介入できず、住民の思いにこたえたくてもこたえられない担当課の方のご苦労がうかがえます。そこで、地権者と近隣住民とよい関係で共存できるための、またモラルの向上のためにも、本村独自の条例制定が必要であると考えます。そこで改めて、再度条例の制定はできないかという質問を本日させていただきます。

また、通告書に明記させていただきました空き地や山林の管理に対する苦情、問い合わせ件数や通知を受け草刈り等を実施された件数も、あわせてお伺いしたいと思います。

2点目、ワクチンの無料化についてです。現在、本村での保険適用外の医療費は中学生まで無料となっており、子育て世代の方々からとてもありがたいと感謝の声を多く耳にいたします。村長を初め関係各部課の皆様には敬意を表するものであります。

その中で予防接種事業も充実しており、BCG、ポリオ、4種混合、麻疹や風疹が合体していますMR、また日本脳炎は、今まで集団接種していただいておりますが、今年度から個別摂取になりました。また、その対象者には全額補助をしていただいております。しかしながら、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンは任意ですが、全額補助をしていただいております、敬意を表するものであります。

そこで、乳幼児が健康で元気に育つ環境の一環として、現在補助対象となっていない個別接種では補助されていない麻疹・風疹、これはMRではなく、これは個別に摂取した場合は有料となっております。また、おたふく、水ぼうそう、ロタ等の生ワクチン摂取の無料化を検討できないかお尋ねいたします。さらに、年齢問わずB型肝炎の不活性ワクチン接種に対する助成も、あわせて検討できないものかどうか、重ねてお尋ねをいたします。

以上、明快なご答弁をお願い申し上げ、第1回目の質問を終わりとさせていただきます。村長、よろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 林議員ご質問、まずは事務的な部分でのお話をさせていただきます。1点目の空き地や山林の管理に関する苦情、問い合わせの件数でございますが、平成24年度の件数を申し上げます。平成24年度生活環境課に相談・苦情等がありました件数の総数は80件となっております。そのうち雑草等の除去に関する条例、いわゆる草刈り条例に関するものが50件、条例以外で雑草・樹木に関するものが6件、その他、野焼き、動物、ごみ等で24件となっております。

次に、通知を受け、草刈り等の実施をされた件数でございますけれども、空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、火災または犯罪の発生源となる雑草が繁茂した空き地と想定される物件は、平成25年度は1,777件ございます。このすべてに対しまして、雑草等除去委託申請書兼雑草除去報告書というものを送付をしております。

ご自身で管理を行うか、村に雑草除去を委託されるかを選択していただき、村委託後は、村が行政委託により雑草を除去しております。6月11日現在、村に委託した方が604件、ご自身で管理をされるという方が349件となっております、残りの方に対しましては、条例に基づきまして雑草除去命令書というものを年に2回ほど送付をしております。

次にご質問の、宅地に隣接する山林等の樹木の枝が境界を越えてきた場合の対応でございますけれども、あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例、これによるあき地の定義というものは、建造物等の所在地周辺で現に人が使用していない土地というようなことが規定されておまして、山林についてはこの規定の条例を適用させることができません。

一方では、宅地に接している山林については、法律上の規定がございます。民法の233条1項により、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる、とされておまして、代替執行は、民法414条の2項本文及び民事執行法171条1項により、執行裁判所が民法の規定に従い決定することができるとい

うことで、法律上の規定がございます。樹木は財産であり、その所有者に管理する責任がございます。原則として、所有者以外の方が剪定・伐採をすることはできません。これは村であっても同様でございます。その土地が私有地である場合、村が強制力をもって剪定、伐採、もしくはその指導、命令等を行うことができないということでございますので、当事者間で解決をしていただくということになってまいります。

しかしながら、現実的には法廷に訴えるということまでする方はまれでありまして、議員ご指摘のように、宅地側の方が大変困っているというのが現状かと推察されます。さきに申し上げたように、当事者間で解決をしていただくことが原則ではありますが、一方ではなかなか隣地の所有者に対してそのような申し入れができないというのが現実かと思えます。そこで、村では隣接山林に対する苦情等を受けた場合、当該山林所有者に対して苦情があったという事実を通知しまして、伐採等の措置を行うように依頼をしております。村としてできることは、この辺が限界かなというように思っております。

なお、空き地とか山林にかかわらず、公道や歩道等に樹木の枝がせり出した場合、通行に支障が出た場合、都市建設課の業務として刈り取り等を行ってきているところでございます。

林議員ご指摘の地権者と近接住民とのよい関係で共存できるための本村独自の条例が制定できないかということでございますけれども、さきに申しましたように、山林所有者に対して山林の適正管理を義務づけますことは、本村の地理的、自然的条件により、現実的には困難であると思われまます。せめて住宅地等の隣接部分の適正管理、これができればいいのですけれども、条例により強制することは、現在の法律、民法の規定上、困難と考えまます。

現実的には、従前どおり宅地所有者等から村へ相談があった場合、速やかに山林所有者に対して適正管理の依頼の文を送付するという対応でまいりたいと考えております。

それと、環境美化条例のご質問がございました。これにつきましては、平成19年の第3回の定例会の中でご質問いただきまして、検討を進めますというような答弁をしております。

その後、まだ条例の制定には至っておりませんが、近隣で申し上げますと、稲敷市、阿見町、土浦市、牛久市などで制定がされておるようでございます。今現在、村の方で空き家の条例の検討を進めております。これとあわせて、できましたら本年度中に条例化も進めてまいりたいと思っております。その際は、除草の条例と、村の方で既に空き缶の条例、これがございます。これも一緒にしたような形で、美浦村環境美化条例という形で制定を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、林議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、美浦村が行う定期予防接種は、予防接種法第5条第1項に基づき、政令で定める対象年齢の摂取費用は、全額公費負担として実施をしております。

平成24年度まで、国の緊急促進対策事業として全額公費負担で実施をしておりましたヒブ感染症、小児肺炎球菌感染症及び子宮頸がんの予防接種は、予防接種法の一部改正により、平成25年度から定期の予防接種に追加をされております。

任意予防接種は、予防接種法に定めがなく、被接種者の自由意思によつての接種となつており、接種費用は全額自己負担となっているところでございます。本村におきまして、任意予防接種の中で公費助成をしておりますのは、子どものインフルエンザ予防接種、成人の肺炎球菌予防接種、そして、今回平成25年度予算の専決処分をさせていただきました大人の風疹予防接種でございます。

また、国においては、平成25年3月の予防接種法の改正で、予防接種の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方向性を明記した予防接種基本計画を平成25年度末までに策定することになるなど、予防接種のあり方につきまして見直しを図っているということでございます。

今般ご質問のありましたおたふく風邪、水痘、ロタ、B型肝炎ウイルスワクチンの予防接種は、任意の予防接種となっております。おたふく風邪（流行性耳下腺炎）は、ムンプスウイルスによる全身感染症で、深刻な健康被害をこうむった症例の存在が一般に認識されていないものの、年長児や成人では合併症の頻度が高くなり、合併症では無菌性髄膜炎、また、最近では、難聴合併の注意も促されております。

水痘・水ぼうそうは、水痘・帯状疱疹ウイルスによる急性感染症です。どちらの疾病も、幼児期から学童期前半に多く、成人になってから感染すると重症になる場合もございます。また、幼児期前半の発病が多く、飛沫及び空気感染により感染し、感染の拡大が考えられます。県内では15市町村が公費助成を実施しております。

ロタウイルスによる下痢症は、乳幼児に多く起こる感染性胃腸炎の一つで、ほとんどの場合は1週間ほどで回復しますが、まれに脱水や合併症で入院する場合がございます。県内では、平成24年度から阿見町が公費助成をしております。

厚生労働省の感染症分科会予防接種部会では、水痘・おたふく風邪は、医学的見地から広く予防接種を促進することが望ましいとし、定期接種の要件である集団予防を図る目的に該当することを提言していることや、近隣市町村の状況からも、美浦村でも来年度より公費助成できるよう、具体的な助成金額、対象年齢等について検討したいと考えております。

ロタについては、国が専門家で検討、評価を行っているとしていることから、国の動向や財政の状況、近隣状況を見ながら検討していきたいと考えております。

次に、ご質問のありました麻疹・風疹の予防接種でございます。現在、この二つの混合

ワクチンのMR接種が定期の予防接種となっております。定期接種の対象年齢の方は、全額公費負担となっております。

麻疹、風疹、単体での予防接種の公費助成は、現在考えておりません。このように二つの予防接種の混合ワクチンでMRワクチンがございますので、こちらで定期予防接種になっているという状況でございます。

次にB型肝炎ですが、主に血液や体液を介して感染し、肝炎を起こす病気ですが、日本では罹患する確率が低いとされてきましたが、予防接種部会では、母子感染の部分とそれ以外の水平感染があり、生まれてくる前に母子感染がわかった場合については、国の母子感染防止事業として、出生後すぐにワクチン等の接種をする費用が健康保険の給付対象となっております。B型肝炎は致命率が高いことや、重大な社会的損失の防止を図る目的で、定期予防接種の一つとなり得るワクチンだろうと考えられてきております。県内では、守谷市が1歳未満の子を対象に助成をしておる状況でございます。

このような県内市町村の動向の中で、本村におきましても接種を希望する方の負担を軽減する任意予防接種の公費助成については、公費助成する予防接種、対象者、公費助成額と財政状況と、あわせて考えながら、計画的に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいま担当部長より、2点に関して明快なる答弁をいただきまして本当にありがとうございます。

まず最初に、環境美化条例に関して、念願の本年度制定に向けましてしっかりと、空き地対策と、また空き缶ポイ捨てとかいろいろな、草刈りとかそういうものも総合的に含めた、本当に美浦村に合った条例が制定されることを望みます。昨今草の、放火とかいろいろと最近出火が、草の火災によるものがあり、いろいろと消防団の方にはご迷惑をおかけしている昨今でございます。

ですので、何とかそういう部分も削減されますためにも、この条例制定を改めて望むものではあります、一つ土浦市の例を挙げさせていただきたいと思っております。参考にさせていただければいい部分なんですけれども。

土浦市においては、平成6年に、さわやか環境条例を制定しておりまして、これの目的というのが、空き地の美化を位置づけて所有者の適正な管理に努めることを明記し、それでも不良であれば、市長が勧告命令を行う。また、やむを得ない事情により不良状態のときは、また、みずからできないときは、市長に改善を委託することができるということで、命令に従わないときは5万円以下の罰金を科すということで、実際に土浦市の中では年間400件、依頼の通知が来ているということでございます。

またさらに、今現在環境美化条例やいろいろな制定がされていますけれども、最近ふえ

てきているのが、「空き家等の適正管理に関する条例」というふうに条例名を変えて、この部分の特出した条例が制定され始めております。平成25年4月現在で、全国で211市町村が、先ほど担当部長もおっしゃっていましたが、勧告・命令・公表、公表するんですね、その方、なかなか実現していただかない方には、公表、罰則、代執行ということで、行政がかわりに行い料金を請求をするという、この項目に対して明記しているわけなんですけれども、罰則を実際に制定されている地域は、秋田県、山形県、栃木県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、大阪府、島根県、愛媛県、福岡県と、全国にまたがっておりますけれども、その中で県内におきまして最近、間近の条例は、多分周知のとおりであると思いますが、平成24年度に牛久市、25年度に入りまして1月に八千代町、4月から牛久市、つくば市、笠間市、取手市というふうに、つくば市は代執行も含んで条例制定をしております。

ですので、各地がこのように独自で、確かに法律の方が上であり、条例は下であって拘束力はないということは存じ上げておりますけれども、それでもやはり美浦村に住み続けていただきたい。美浦村にずっと住み続けてよかったと言えるような住民をふやしていくことが、私たちには必要なのではないかなという観点からこの質問をさせていただき、このたびやっと制定していただけるということは、住民も喜んでいただけると思います。

ただ、強制力はありませんので、何を求めるか、それは地権者の方のモラルの向上であります。やはり、ある程度、モラルの向上を図っていくための啓発活動を定期的に行っていただかない限りには、条例を制定しても、制定ありきで実際に変化はないと思います。

そういう意味では、先ほど来同僚議員もおっしゃってございましたけれども、ホームページの活用やPR活動、また、周知するための広報活動ですね。そういうものをいろいろ工夫していかなければ条例だけ制定して喜んでる人はだれもないと思います。

条例を制定したからには、今度はそれがしっかりと守られていくような方策をきちんと、脅迫するわけではなく、やはりみんなとともに協働のまちづくりということで、村長は公約に掲げているわけですので、そういう意味では、旧村の方・移住してきた方に関係なく、今現在美浦村に地に足をつけて住んでいらっしゃる方は、一律、美浦村の住民としてともに仲よく、何かあったら遠くの親戚より近くの他人ですから、ぜひとも近隣の方々と仲よく協力体制を組んで、震災が合っても助け合っていけるような、そういう近隣の友好活動ができるための大事な制定だと思っておりますので、そういう意味では力を入れて、よりよき美浦村の条例を制定をしていただきたいと思っております。

これは本当は要望を述べようと思いましたが、制定されるということで、これは解決いたしましたので。

○議長（石川 修君） とりあえず4回目になっちゃうので、3回目の質問の中で答弁してください。

○8番（林 昌子君） 済みません。ということですので、ぜひ早期の実現をお願いした

いと思います。

それで、ワクチンに関してですけれども、先ほど来、近隣の動向、また国の動向を見ながら、来年度よりおたふくと水ぼうそうに関しては予算化していただけるという答弁をいただきまして、本当にありがたい限りでございます。これは実際に、担当課長の方から資料を提出していただき、得た数値ではございますが、該当者としまして、おたふく・水ぼうそうが無料化されましたら、1歳から6歳の方で785名の方が受けられることになるわけですね。該当者となるわけなんですね。これは大きな人数だと思います。

また、ロタにおいても7カ月まで受けるという好条件を考えますと、77名の方がいらっしゃると思います。B型肝炎においても、1歳未満の方がもしB型肝炎のワクチンを受けるといたしましたら、該当者が131名と結構な人数がいらっしゃると思います。

こういう小さいお子様がやはり病気にならずに健康体で大きく成長していただけるということは、本当に美浦村にとって大きな財産でありますし、また、大きな目で見ますと、医療費の削減にもつながるんですね。やはり病気にかからないということは、医療費削減になるわけですね。そういう意味でこちらの方に公費助成をしていただく動きを考えていただけているということは、本当に敬意を表するばかりであります。

県においても、昨年4月から6月までは、A型ウイルス、ロタウイルスによる集団感染がありました。三つの保育所と一小学校で発生したわけなんですけれども、11名の方が感染したとありますけれども、大人は軽いんですけれども、子供はやっぱり重いです。ですので、小さいうちに大変な思いをしないための子育て支援の一環として、ぜひこちらにまた力を入れていただきたい。また、ロタの方も動向を見ながらということなんですけれども、早期に無料化の実現をされますことを再度要望させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 私、先ほど、環境美化条例の方、近隣の市町村の制定の状況等のお話をしました中で、本年度中に策定をしていきたいという答弁をいたしました。

それで、この環境美化条例なんですけれども、これは既に制定をしております稲敷市でありますとか土浦市、牛久市、すべてそうなんですけれども、一つ問題になっております住宅地に隣接する山林の部分、その山林の所有者の方に、適正な管理を義務づける、そういう規定を環境美化条例の中に盛り込むことまで含めての、林議員のお話を聞いておりますと、そんなふうには自分は受け取ったんですけれども、そのような。はい。

それで、そこまでの規定というのは、さきに申し上げましたように、法律上の規定もありまして、難しいところだと思います。環境美化条例自体は制定できるんですけれども、既に制定をしております稲敷市、土浦市、牛久市などでも、その部分についての対応というのは、美浦村と同じで困っている方がいる、そういう方から相談があったので境界を越えて枝が出ている分を切ってもらえませんか、というようなお願いをする。条例を制定し

ている市町村でもそういう対応でございます。

環境美化条例の制定は、空き缶条例とか草刈りの条例、これを一本化した形で環境美化条例という形にしたいと思っておりますが、その中に、山林の適正管理、これを強制力をもって行っていただけるような規定を条例の中に盛り込めるかどうかというのは、これはもうちょっと検討をさせていただかないと、この中に規定も間違いなく盛り込んでいきますというのは、なかなか今の状況では難しいかなというように考えますので、ちょっと先ほどの答弁で、自分の言葉が足りなくて誤解を与えたような部分があったかと思えますけれども、その部分については、今お話したようなことでございますので、よろしく願いをしたいと思えます。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、林議員の再質問にお答えする前に、先ほどお答えした中で若干訂正する部分がございます。

麻疹・風疹の予防接種でございますが、先ほど私が、MRワクチンについては定期予防接種で、麻疹及び風疹予防接種の単体については任意接種ということでお答えしましたけれども、麻疹及び風疹の単体予防接種につきましても、定期予防接種の中に入っております。ただ、MRワクチンにつきましては、二つが混合されたワクチンでございますので、一般的にはほとんどの方がMRワクチンの予防接種を受けているという状況でございます。

続きまして、ロタの予防接種につきまして再度ご質問がありましたので、お答え申し上げます。1回目の答弁の中でもお答えを申し上げましたけれども、現在、国が予防接種基本計画を平成25年度末までに策定するという事になってございます。その動向を見ながら、任意接種か、もしくは定期予防接種になるかどうかそちらの、ある程度わかった段階で判断をしていきたいと考えております。

こちらについてはもう一つ、公費助成の件につきましても、やはり財政的な状況もございますので、やはり現在、状況を見ながら検討をしていきたいという考えでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいま訂正等がございましたが、了解をいたしました。

条例制定に、山林の方ですけれども、山林の地権者に適正管理を求めることを条例化することは難しいということではありますが、制定すべきではないでしょうか。やはり皆さんは自分の土地をきちっと管理する義務があると思うんですね。その義務は、多少高齢化になりつつ、お子様方が遠くに行かれたりして近くにいないとか、いろいろなご事情もあるかもしれませんが、先祖代々の土地をきちんと後世につなげていくというのがやはり義務ではないでしょうか。

そういう意味で、美浦村独自としてきちっと制定をし、罰則まで設けないにしても、きちっと自分は自分の土地を管理するものなんだというモラルの部分の啓発的な部分では、

この条文は必要であると私は強く思います。ですので、その部分に関して村長、どのようにお考えか答弁をお願いしたいと思います。

さらに、京都府の長岡市では、逆にボランティア養成講座等を行いまして、この伐採関係ですね。いろいろな地域の方がボランティア活動に自信を持って参加できるように養成講座を設けているような地域も出てきております。やはり地域のことは地域でということを考えますと、そういうボランティアの方々の協力もどんどん必要になってくるのかな。村職員だけでやるのではなくして、地域のボランティア活動を充実させて、そういう方々で、そういう代執行をするようなときには、一緒にやっていけるような。

とても無理だというような表情をされておりますけれども、でも、それぐらいの思いを込めて条例制定をしないと無意味だと思いますので、その辺、どのようにお考えか再度お尋ねをさせていただきます。

あとワクチンの方ですけれども、先ほど来、事務局の方から資料を配付させていただきました。村長が先ほど来言っていました、同僚議員が言っていた青森県の資料であります。執行部にも行っていますでしょうか。

〔「この・・・のやつ」と呼ぶ者あり〕

○8番（林 昌子君）　そうです。西目屋村のホームページから立ち上げて入りました子育て支援対策の資料なんですけれども、すごくわかりやすいですね。ここの部分だけではなくして、総体的に支援対策方針、財源の確保、きちっと、この財源をこのように充てるからこの事業ができるという総合計画、これはすばらしいと思います。

具体的な支援として、村民の負担もゼロ事業ということも、また特出として列記してありますし、支援補助事業もまた国の施策に先駆けて実施した事業も2件ございます。緊急支援事業も1件、定住促進事業ということで総合的に、子育て支援だけではなくして、そこに住む人たちの条件で、その人たちにどれだけ支援をしている、また、どれだけ予算を確保しているかということもきちんと明記している、このような周知の仕方が、私は理想的だなと思っております。

そういう意味で、今回ワクチンのことを申し述べましたけれども、総体的に都市計画マスタープランのときにもそうでしたが、やっぱり総体的に今、計画をしていく時代が来たのかな、一つ一つの項目で考えていく時代ではないのかなということを考えますと、今後も美浦村のホームページ内においても、このように子育て支援対策の部分、このワクチンのことも今後無料化になったときに、広報で周知するときに来ると思います。

そのようなときにも、ぜひこのようなホームページを参考にさせていただいて、当事者の方、また住民の方、すべての方が今、美浦村として新しくこういうことを始めた、こういうことをしているんだというアピールをしていくような、わかりやすい広報活動をぜひしていただきたいなと思いますが、その件に合わせて、村長、最後の答弁、よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のいろいろ、担当部長の方から答弁をさせていただきますけれども、いろいろなウイルスの部分、西目屋村のホームページをいただいておりますけれども、お子ちゃまスクールとかそういう部分で立ち上げて、西目屋村ではやっているところなんです、いかんせん先ほどもちょっと申したかと思うんですけども、本当に出生率が10名以下のところで支えているという部分では、美浦村の15分の1ぐらいの予算でできるのかなというふうに思いますけれども、村のそういう、先ほどもちょっとお話ししたかとは思いますが、美浦村もよそと同じように考える、というよりも、美浦村独自のものをつくっていくためには、何も稲敷市、阿見町に見習うことじゃなくて、そういう感覚でやっていこうということでは、今回の風疹、大人の部分なんですけれども、妊娠にかかわる部分で、後遺症が子どもたちに出てくるという部分は茨城県44市町村ありますけれども、発表では守谷市が新聞で早く出しましたけれども、計画はもうそういう部分で、メディアで出てきたときにはもう健康増進課とそういうところで、いずれ各自治体もやっていかなくちやいかんだろうという部分を先読みして、早目にどのぐらい予算がかかるだろうかということで専決でいろいろやらさせていただきました。そういうことも踏まえて、今回いろいろとロタも含めて、おたふくと水ぼうそう、B型肝炎も含めまして、いろいろ出ている部分、何を先にということを考えれば、先ほど部長の方からは、来年度に向けて、おたふくと水ぼうそうについては早速予算の中に計上するよう検討したいという答弁を本人がしましたけれども、それについてはそのとおりにやっていこうという話し合いは、もう中で進めております。

そういう意味でも、15市町村がもう取り組んでいるということであれば、美浦村としても遅きになるような形にならないように、なるべく早目にやっていくべきであろうというふうに思っております。その辺のすべて無料化という部分については、無料にすべきかと、あと、一部助成をしていくかという部分については、ひとつ検討を重ねた上で提示をしていきたいというふうに思っております。

そのほかの部分についても、よその自治体におくれをとらないような対応の仕方を考えていきたいというふうに思っております。それは子育て支援、少子化の部分の一つの歯どめにもつながっていくであろうというふうにも思っておりますので、そういうような対応の仕方は、今回の来年度に向けて二つはもう部長の方が「来年度」と言っていますから、これらは間違いないというふうに思いますけれども、そのほかの部分も検討の中に入れさせていただければというふうに思います。

それから、環境美化条例につきましては、法律を越えるような条例はできませんので、その辺、その持ち主に管理する義務があるんだよという部分の周知は必要であろうというふうに思います。土浦市で5万円の罰金を条例の中につくったといいながら、なかなか持ち主に、地主さんに周知はさせていて、どのような効果が出ているのかという部分も含め

て、やっぱり先進でやった部分の成果がどのぐらいあらわれているか、それは検証する必要があるだろうなというふうに思います。

その前に、美浦村の中でも管理ができなくて、村の方に寄附しますよというような状況の分もあります。これも含めて、今、土地を持っていて、果たしてその管理移譲だけで大変だと言う人がだんだんあらわれております。実際、例にとって言うわけじゃないんですけれども、太子町の方で、親が管理できなくて、子どもたちは東京の会社の方にいるので地元に戻れないということで、その費用たるや年間200万ぐらい、固定資産税を納めなくちゃいかんということで、そういう支払っていくのが大変だということで、47町歩、町に寄附されたというふうに聞いております。47町歩で200万円の固定資産税を払うのが大変で町に寄附したんですが、町としては、その47町歩を750万で売りに出したんですけども、だれも手を挙げてくれる人がいない。

そういうような今の、本当にそこから実際、お金として生まれ変わってくるものがあれば、価値のある土地、それは管理せざるを得ない。しかし、管理しようにも、持ち出しだけでは要らないよという部分が今の若い人たちの中では、土地持ちという部分からすると、逆の発想になってきているのかなというふうに思います。

美浦村の場合には、まだ東京から60キロ圏ということで、ある程度の部分では利用価値があるかと思えますけれども、やっぱり太子町まで行くと平坦ではないし、この辺は、山といっても山の部類に入らないようなところの山でございますので、向こうへ行くともう700メートル800メートルという高い山の、ほとんど平地としては認められないような部分なので、そういうことが発生するのかなというふうには思いますが、美浦村の中に環境美化条例をやったときに、どのような部分を文言に入れて、地権者が管理ができる。できない場合には、シルバーの方に伐採をお願いするとか、それが本当に近隣に迷惑をかけるときには、という部分でやれば、民民の部分ではなかなか行政が入っていくのは難しいよ。それを周知させる部分ぐらいまでは、迷惑の中で、先ほども部長が言いましたけれども、その辺ぐらいまでは介入できるかなというふうには思いますが、果たして罰金たるや、村がそれを取ってできるかどうか一つの検討の中で進めてまいりたいというふうには思います。

○議長（石川 修君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了します。

以上で、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

○議長（石川 修君） また、傍聴席の皆さん、長時間にわたりまして傍聴していただきまして、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦勞さまでした。

午後4時00分散会

平成25年第2回
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成25年6月19日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村税条例の一部を改正する条例)
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度美浦村一般会計補正予算(第11号))
- 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度美浦村一般会計補正予算(第12号))
- 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度美浦村一般会計補正予算(第1号))
- 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
(訴えの提起について)
- 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて
(災害に強い情報連携システム構築業務に係る工事請負変更契約の締結)
- 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて
(災害に強い情報連携システム構築業務に係る物品売買変更契約の締結)
- 議案第10号 美浦村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例
- 議案第11号 平成25年度美浦村一般会計補正予算(第2号)
- 議案第12号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第13号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第14号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)
(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)
- 議案第15号 美浦村指定金融機関の指定について
- 議案第16号 工事請負契約の締結について(大谷小空調整備工事)
- 議案第17号 工事請負契約の締結について(木原小空調整備工事)
- 閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	塚 本 光 司 君	2 番	岡 沢 清 君
3 番	飯 田 洋 司 君	4 番	椎 名 利 夫 君
5 番	山 崎 幸 子 君	7 番	山 本 一 惠 君
8 番	林 昌 子 君	9 番	下 村 宏 君
10 番	坂 本 一 夫 君	11 番	羽 成 邦 夫 君
12 番	小 泉 輝 忠 君	13 番	石 川 修 君
14 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

6 番 富 田 隆 雄 君

1. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
税 務 課 長	増 尾 利 治 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 竹 美 佐 子 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	堀 越 文 恵 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
保 育 所 長	川 崎 記 子 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	中 澤 真 一 君
生 活 環 境 課 長	糸 賀 正 夫 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 尚 央 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 北 出 攻

書
書

記
記

浅野洋子
糸賀一欽

午前10時00分開議

○議長（石川 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。本日の欠席議員は、富田隆雄君の1名です。
ただいまから、平成25年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。
これから本日の会議を開きます。

○議長（石川 修君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

本日、空調が入っておりますけれども、途中でどうなるかわかりません。暑いときには上着を脱ぐことを許可しますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（石川 修君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第2、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 本案は、これまでの5年間、特定世帯の国民健康保険税に関して

軽減措置を講じるものです。軽減率は2分の1、50%。この条例の改正ということは、ことしの4月から特定継続世帯にかかわる被保険者に対して3年間軽減を延長し、なお、軽減率は2分の1から4分の1に変えるというものです。2分の1から4分の1に軽減率を減らすということは、国民健康保険税の支払い額は計算上1.5倍ということになります。また、これまで1人分だったのが1.5倍ということは1.5人分を払うということ余儀なくされるもので、被保険者にとっては負担の増額となります。そこでお聞きします。

この被保険者にとって負担がふやされる、負担がふえるといった条例改正について、村長はどのような見解をお持ちかお尋ねします。

また、この特定継続世帯、いわゆる特定継続世帯というのは、年齢でいえば、片方は後期高齢者医療制度に属するということですから、高齢者が主に考えられるわけで、収入の少ない方と考えられます。そういった観点からも税の負担の増大は大きいものと考えます。そういったことから、やはり村の方で4分の1軽減される、減らされる分を独自に負担できないか、そのことも求めまして見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ただいま岡沢議員の方からご質問のありました美浦村国民健康保険税条例の改正でございます。これにつきましては、既に提案理由の中でご説明をしておりますように、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月29日に成立をいたしまして、4月1日から施行されたことに伴い、美浦村国民健康保険税条例につきましても、今回改正をお願いするものでございます。

議員からご質問のありました特定世帯につきましては、今まで移行後5年までの間、2分の1を軽減するという条例になっておりました。これにつきましては、今申し上げましたように地方税法の一部が改正されまして、国民健康保険税の部分も地方税の中に含まれておりますので、そちらの部分の改正、703条の4というところで改正になってございます。今回新たに特定継続世帯ということで、移行後6年目から8年目までの間、世帯別平等割額を4分の1軽減するという措置を条例といたしました。

今までの5年間の軽減措置でございますので、新たに3年を追加するというところでございます。こういう形で条例の改正をさせていただきたいと考えまして、提案をさせていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員の国保税の、今、部長の方から地方税法の改正ということでその趣旨は答弁していただいたと思いますけれども、村の方で4分の1を持ってないのかという話なんですけれども、国保だけをそういうふうに補てんをするということになると、よその部分のいろいろな部分で村民に負担をお願いをしている部分があるかと思えます。そういう意味でもこの条例の中で定められた部分、国保だけを、じゃ村

として特別、4分の1を負担して、以前どおりの2分の1を維持しようとする、国保以外の部分でも同じようなことが生じてくるのが懸念をされます。そういう意味もあって、地方税法の改正ということで、これはひとしく負担をしていただかないと、国保以外の部分でもそういう部分が生じてくるであろうというふうに考えられる点がございまして、この点については、4月1日から始まった条例の中で運用をお願いをしたいということでよろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 税負担の増加ということに関しては答弁をいただいていませんでしたけれども、例えば議案書の13ページに示してありますとおり、別表第1の4番の世帯別平等割額に係ることの、これまでは一番上の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯として、1世帯について1万9,600円。特定世帯について、1世帯について9,800円。この特定世帯というのがこれまで5年間軽減措置が図られていたものです。

新たに提案されている税条例には、3番目の特定継続世帯についてこれまで9,800円だったものが、1世帯について1万4,700円、1.5倍になっております。この特定世帯の軽減を設けたその趣旨からいいますと、後期高齢者医療制度が導入された。これまでは老人医療保険制度だったんですけれども、後期高齢者医療制度導入によって、税負担がとても高齢者にとっては大き過ぎる、そういった世論がありまして、政府が軽減措置をとった。この措置費からいいますと、当然高齢者の税負担が大きいということで軽減措置をとってきたわけですから、それは当然続けられるべきものだと思えます。

ただ、今回は5年でなくなるという前提だったものが、さらに軽減率は4分の1に減らされますけれども、3年間延長したということに関しては、一定の前進として評価をさせていただきます。

ただ、これまでも保険税が高くて払えないという悲鳴にも近い声が上がっています。その中で、この表を見ますと、13ページもそうですけれども、次の14ページ、15ページについても、やはり金額は1.5倍になっている。この軽減率、軽減が3年たって、これまで払ってきたよりも1.5倍に上がっているということに関しては、とてもとても収入の少ない方、この特定継続世帯というのはいわば高齢者が多いわけですから、片方は後期高齢者医療制度に入っているわけで、まれに年齢差で元気世代に近い方もほぼまれにいるかと思いますが、やはり収入の少ない方だと考えられます。また被保険者に占める割合としては、それほど数は多くないだろうとも考えられます。

村長のおっしゃるような国保以外の人との均衡で、公平さを保たなければならないということですが、私は人と人が助け合うといった意味から、税の公平負担ということから考えれば、高齢者に負担を増大することが税の公平感かということに関しては疑義を持っている。

そういった観点から、単にこれが公平さを保つという意味で3分の1、4分の1に軽減

される税条例が正しいとは思いません。そういった高齢者の高負担というものに関して、改めて村長はどのような見解をお持ちかお尋ねします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 高齢者への負担という部分でどう考えているか、これは、この前も新聞で、東京の方では大分上がってもう限界だというような部分も見ました。これは村としては、できるだけこういう条例で上げてほしくないというのは、気持ちは一緒でございます。でも、地方税法の改正の中で、美浦村だけじゃなくて茨城県全体、また東京の方でもかなりの、そういう国保に対しての値上がりはちょっと異常だという部分も聞こえております。

ただ、美浦村だけ突出して、この部分を従来どおり2分の1の部分をカバーしてあげるということは、それはある程度財政的な部分も含めてできれば一番いいことなんですけれども、国保の方からも多分9月には大幅な補正を、1年のうちに負担が毎年ふえてきて、一般会計からの持ち出しも多くなってきているということも踏まえると、この分だけで2分の1を美浦村が継続していいのかどうかという部分があるかと思えます。

財政的にいろいろな部分の負担がその分で賄える部分があれば、村としてはできるだけ高齢者の部分の軽減は図ってあげるべきだというふうには思いますが、今回どのように推移をするか、それも国保のこれからの成り行きを見ていかないと、一般会計からの持ち出しをしていかないと国保の会計が成り立たない。議員もご存じのように、国保にかかわる割合がいかにか村の中の、特別会計の中の国保の占める割合というのが一番大きいわけですね。ですから、その辺も考えますと、軽減はさせてあげたい。あげれば、国保の負担の割合がふえていくという部分があるかと思えます。

そういう意味でも、今回は地方税法でこういうふうな改正が4月からとられるということでありまして、美浦だけできるかどうかというのはちょっと条例の施行に伴って、今度の改正の部分ではこの4分の1を進めていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

いろいろな面で高齢者に配慮をするという議員の気持ちはものすごくわかりますけれども、それは議員全員が同じ気持ちだと思います。ただ、財政全般のことを考えれば、なかなか突出して国保だけという部分にはいかないのかなというふうに思います。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） ただいまの答弁で、私の質問の趣旨を村長もよく理解されていると思います。村長のおっしゃったように、国保会計だけで美浦村の財政は成り立っているわけではありません。ただ、これまで国保特会上に一般会計から毎年1億数千万円の繰り出しをしている、そういった中で新たな財政上の負担が生じるのは承知の上です。

ただ、先ほど2回目の質問でも言いましたとおり、対象人数はごくごく限られているのではないのか。私の口からは対象人数が何人かは申し上げられませんが、国保会計あるい

は一般会計に占める、例えば村の方でその4分の1を負担するということになればどれほどの負担増になるのかということは、計算した上でさらに考え直していただけないか。

村長がおっしゃったように、9月にはまた国保会計について見直さなければならない時期を迎えています。そして、ある程度年度が終了間近にならないと、国保会計への一般会計の繰出額というものも確定しません。ただ、村の財政上からいえば、確かにおっしゃるとおりなんですけれども、被保険者個々人の立場からすると、村長も言われたとおり痛みを伴うということが前提です。

ですから、私はあえて提案したいんですけれども、一般会計に占める国保会計への繰出額、あるいは予算全体の中で占める国保会計の割合とも、解した上で、村長がおっしゃっているわけですので、9月には補正予算ということを考えているということですので、仮に私の提案したこの4分の1を村が負担することも含めて、補正の方で考えられないのか、そのことを再度要望させていただきます。その点ではどうお考えでしょうか。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 9月の補正でいつも毎年なんですけれども、議員もご存じだと思うんですけれども、いつももう国保の部分が逼迫をしてくるということで、結果的には2カ月おくれになって、5月いっぱい、だから6月ぐらいにならないと前年度の国保の会計の部分も閉められないということで、なかなか見通しができない。

ですから、この辺の国保に関する部分については毎年読み切れない部分が出てくるんですけれども、9月の部分を見て、それだから、一般会計の繰り出しが少ないから、じゃ今回のやつは、じゃ2分の1にしましょうという意味じゃないんですけれども、今回も含めてそういう地方税制の部分で改正がなければ、多分このまま、2分の1のまま行ったんだろうと思いますけれども、国保のかかわる割合の部分がどうしても大きくなる。これは減っていきませんから、その辺も含めて、村として財政の余裕があれば、高齢者の部分の救済的な部分はあってしかるべしだというふうには思います。

ですけれども、今の部分は見通しも何も見えない中でここで決定するわけにはいきませんので、今このあと、将来的にどのような国保の推移があるか。その中では検討する余地はあるのではないのかなというふうには思います。

○議長（石川 修君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 私は、本案について反対の立場で討論いたします。

2008年3月までは、75歳以上の高齢者は公費と各保険者からの拠出金で運営される老人保険制度によって医療を受けてきました。政権は同年4月から、75歳以上のすべての人を

それまで加入していた国保や健保を脱退させ、新設する高齢者だけの医療保険に加入させました。これが後期高齢者医療制度で、年齢で医療などに差別を持ち込むこの制度は、多くの国民の批判を受け、廃止しかないという思われる制度でした。この制度はさまざまな矛盾を抱えていたため、幾つかの手直しを余儀なくされました。その一つが国保の平等割額の軽減制度です。

国保に加入する高齢者夫婦世帯で、一方が75歳以上で、もう一方が74歳以下の場合、2008年4月から一方は後期医療に入り、もう一方は国保に残って後期医療の保険料と国保税を別々に払うことになりました。こうした世帯に対しては、国保に残った人の国保税の平等割額を5年目までの間2分の1に軽減する措置がとられました。

そして、ことしの4月1日からは、平等割額を2分の1から4分の1に軽減率を半減して3年間延長します。なお、国保税の算定で平等割を導入していない自治体では、条例案は提出されません。国民世論に押され、軽減率を半減して延長したことは、確かに前進であると評価いたします。しかし、これまでは、国保の平等割額は金額1人分だったのに関して、計算するとことしから1.5人分を支払うことになり、大幅値上げになります。以上の観点から、私はこの条例改正案には賛成することはできません。なお、質問及び答弁の中では、村の基本的な考え、高齢者をいたわる気持ちは、村長の答弁からも私も評価させていただきます。

しかしながら、私がこれまで国保税における国庫負担の増額を求める請願者となってきた経過、そして、国民健康保険税における減免措置、あるいは一部窓口負担金の減免及び徴収猶予を広く住民に広め、なるべく税負担を少なくするよう求めてきた立場からも、反対とします。

以上です。

○議長（石川 修君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） これで、討論を終結いたします。

採決いたします。

反対意見が出ていますので、本案を原案のとおり承認する諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（石川 修君） 挙手多数。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第3、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度美浦村一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第4、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度美浦村一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第5、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
（平成25年度美浦村一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第6、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） まず、この議案に対して、一審水戸地裁判決、二審東京高裁判決を受けた上で上告するということについては、当然のことであろうと理解した上で質問させていただきます。

一審水戸地裁判決が出た時点で私が最も危惧していたことが、新聞報道のあり方について、一審水戸地裁判決の報道のあり方は、パワハラ訴訟、パワハラ裁判、そして、美浦村に33万円の支払いを命ずるといった内容。

二審東京高裁判決でも、パワハラ裁判、パワハラ訴訟、そして33万円から110万円に増額。そして、一審判決になかった職場環境配慮義務というものもつけ加えられました。

私は、これを読んだ人がどう判決を読み取るのか非常に心配していたわけなんですけれども、ことしの2月、たまたま近隣自治体の議員と顔を合わせる場がありまして、13～14名いたかと思うんですが、私は尋ねたわけです。「美浦村の裁判についてどのように理解していますか」全員が、パワハラで美浦村が金の支払いを求められた。そして、そのパワハラというものは、職場環境配慮義務のない、そういった職場環境で起こったという新聞報道だと理解しているということでした。

私はその場で、そうではないと。パワハラについては、訴えた方の主張は誇張が多過ぎて信用できないということで、パワハラは認められていないと。そして、これまでの経過を同僚議員、あるいは他の職員からいろいろ話をしてみると、美浦村の立場には正当性があるときちんと説明しました。

ですが、今現在、近隣自治体の住民、あるいは村民は、あの判決をどのように受け取っているのでしょうか。読み取っているのでしょうか。仮にあの報道のように、報道されたような上辺だけを読み取って、パワハラがあった、パワハラで美浦村は金を払ったと。村民や近隣の住民がそう思っているとしたら不名誉なことであり、残念なことだと考えます。

さらに、報道のあり方について、私はものすごく憤りを感じています。そう読み込まれても仕方のない書き方を新聞がそういう書き方をした。抗議してもいいと私は思っています。

そういった観点から、村として誤解を生じないように、判決の真の意味を村民に伝える

何らかのルートを判じてきたのか、あるいは今後行っていくのか。これは、広報紙に載せるとかそういうことになれば余り適切な手段ではないと考えますが、余りにも誤解が生じているということでしたら、私は残念であります。その観点でまず、村民の意識動向はどうか。そして、その意識動向がパワハラがあったというのが主であれば、それをどう修正していくのかお尋ねします。

○議長（石川 修君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、これまでの経緯については、これまで協議会等々でお知らせしてまいっております。

今の件につきまして、確かにパワハラとか、今回訴えられた件については、パワーハラスメント、それから職場環境の義務違反等々、それから組合等々にもその訴えの趣旨になっておりますけれども、今回その中で特に、全体的には認められてはおりませんけれども、その中で、パワーハラスメントの部分の中で、名誉棄損とそれから損害ですね。損害賠償、損害というか、反訴を行った部分の名誉棄損と、それからその相手についての部分については、70万円が上げられたということで、今回の上告になっております。

今後、まだ全体的な、最終的な判決は出ておりませんが、判決が出た時点で、この点につきましては明確にした上で、今後どういう手段でやるかということとはちょっとわかりませんが、いずれにしても何らかの形で明確に、今回の裁判の経緯も含めたところでの、そういうふうに分明にすることは検討をしていきたいとは思っております。以上です。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員の、この問題については今、人事担当の方の総務課長の方から経緯を話をさせていただきました。これについても、中の、東京高裁までの部分で、要するに本人の職場での仕事上の部分で業務としての的確に行っていなかったという部分も出ております。そういうことも職務に誠実にやっていたのかという部分も、東京高裁の中でも出ましたので、村としては東京高裁で結審というわけにはいきませんので、議員おっしゃるような、きちんとどこに起因してこのパワハラ事件としての取り扱いになったのか、それをよく精査をしていただくという面からも、東京高裁では提訴はしていなかったんですけれども、今回東京高裁の受けた部分で、美浦村も最高裁に控訴したという部分で、お互いどちらもやっている、控訴している部分なので、結審に至っていないという部分ではどちらがどうのという、村としての見解というわけにもいきませんので、先ほど総務課長が話したように、最高裁の部分で結審した部分においては、住民にも、また、その経緯についても説明できるようなものはしていきたいというふうに考えております。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 私は、直ちに近隣住民に対して、あるいは村民に対して何らかの情報、細かい措置をとるべきだという、そういった前提ではないんですが、ただ、どうし

ても近隣住民の意識調査、近隣の自治体の意識的なものを考えますと、危惧されることがあるので質問させていただきました。

村民に、あるいは、どこに伝えるにしても、確かに途中経過でしかないということは理解できます。最高裁の判断がついた後に、きちっとした経過、結論も含めて広めていくということであれば、それも私は尊重したいと思います。

いずれにしても、そういったことも含めて、最高裁の取り組みといっても、上げてしまったから、彼には余りないかと思うんですけれども、いい結果が残るように期待して質問を終わります。

○議長（石川 修君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

下村 宏君。

○9番（下村 宏君） このことについては、平成20年の事件であります。もう25年で、みんな5年経過してくるというような中で、これまでにかけた訴訟の費用、例えば今回これでもし結審していたとしたらば、訴訟の費用なり弁護士の費用、それからここやはり金利もついていきますので、そういうものがどのくらいかかってしまうのか、その辺の数字について一つはお伺いしたいというふうに思います。

それとあともう一つ、職員組合を訴えてきているわけでありまして。私、民間に勤めていたので、民間ではまずこのようなことは考えられないようなことだと私は思います。したがって、そういう中で今後仕事をやっていく上でどのような影響が出る可能性があるのか、その辺についてもあわせて質問したいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 下村議員のただいまの訴訟の弁護士費用、また、今までもしそういう形で結審した場合の損害賠償の費用といったところでご説明を申し上げたいと思います。

まず、弁護士費用といたしまして、これは着手金、弁護士の地裁分の着手金が21万円、そして、弁護士訴訟報酬といたしまして、これは地裁分の報酬でございますけれども、50万5,000円。それと、今度高裁の方の弁護士訴訟の報酬ということで、34万8,000円、そして、上告分の着手金といたしまして13万2,690円、合計いたしまして119万5,690円でございます。

そして、損害賠償費用というところで、これが判決が下つたとすると、判決の賠償費用が110万円でございます。これは平成20年9月からの利息分年5分ということになりますと、これは仮に5年間という形になりますと、8万2,500円となります。これは25年9月9日まで、5年間として計算した場合でございます。その合計が237万8,190円という額となります。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 今現在では237万というふうな金額を計算いただきました。これは、今から高裁までずっと行くわけでありますので、また、この部分についても、顧問費用は別として、弁護士費用等はかさんでくるのかなというふうに思います。

そこでひとつ、まだ回答がないですけれども、村長の方から一言いただければ、これはお願いしたいと思うんですが、職員組合を訴えた中で、村長は今後、職員に対してどのような環境をつくっていかなきゃならないのか、そういう考え方があれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 職員組合の部分もあるということで、それは職員組合については今回の上告という部分では、ないと思います。その辺の訴訟の費用は発生していない。発生していないけれども、職員組合が訴えられたという部分があるかと思います。

これについても今、村の方との最高裁の部分なので、結審をしていない部分ではなかなか見解としては言いませんけれども、実際、職場に皆さんもご存じのように5月27日から復帰をしている。それについては、地方公務員としての意識をきちんと持った上で、職務に戻られたものというふうには認識しておりますけれども、ただ、その中で、職員組合を訴えて、その部分としてその職員組合としてのお互いの意識の部分がどのようにということについては、まだお互いに話はしていない状態だと思います。これは、人事の方の部分で復帰されるときに、再度本人との面接をした上での復帰はしております。

職員組合とのその部分については職員、今、委員長の方の報告は聞いてはおりませんが、職場の中で、お互いの仕事上で何かまた職場義務違反というような部分が発生しないような状況をつくり上げていかなければ、住民に対してのサービスの低下につながってしまうことがありますので、一番の原点は、職員同士じゃなく、上司との関係じゃなく、いかに村民へのサービスを的確に行えるかが一つのとらえ方になってくるんだろうというふうに思っております。

そういう意味では、今、まだ本人の方の話は聞いておりませんが、上司の方からの勤務状況含めて、人事の方で評価をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石川 修君） ほかに。

下村 宏君。

○9番（下村 宏君） いずれにしても税金が使われているわけでありますので、村民に不快を、損を与えないように人事管理だけをしっかりとっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（石川 修君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

山本一恵君。

○7番（山本一恵君） 今、復帰するに当たっての人事とのその面接等があったと思うん

ですけれども、その中での本人の意思表示、あるいはこちらの立場、そういうものはきちっと話されているのか。

今、一番住民のサービスが必要なところにいます。そういうところで適切な人事だったのかというのも思いますので、その辺の本人のそういう意思表示とか、こちらの立場、今まだやっている最中ですけれども、そういうのはちゃんと話し合いができていますのかお聞きしたいと思います。

○議長（石川 修君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、5月27日から実際に復帰しております。その前に人事担当と、それから衛生管理者と、それから直属の担当課の課長ということで、本人と実際に復帰に当たっての面接をしております。

この中では、実際に現在、病状はどうかとか、それから復帰した上での業務上に差し支える面とかがあるのかとか、それから、いろいろと確認をしたわけですが、それから、もちろん通勤するわけですから、通勤の中でそういうまだ完全に治っていないところがあるのであれば、危険なところもあるんだろからその辺はどうかと、そういういろいろな面を確認をさせていただきました。

それから最後に、事実関係のことなので、現在上告をされて公判中ですので、その辺についてはやっぱりそれぞれの立場というものがありますので、しっかりとそこは受けとめて、実際、同じ職場の中にいますけれども、公判中であることをよく身にとめて、その中で業務を執行していただきたい。

それとは別に、やはり裁判とそれから公務、業務執行とは別物ですので、それについてもしっかりと、住民に対してサービスの向上という気持ちをしっかり持ってやってくれということ等々をお話しして、今回、面接の中ではそういうふうにお互いに確認をし合って実際に行いました。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 今の説明は理解させていただきました。

私の方からは、全協等でるる説明いただき、どうしても納得できない1点がありまして、第二審での職場環境配慮義務違反というところが、どうしても理解ができません。

この事件が起こった要因は、村民の立場に立って、住民サービスの立場に立ち、個人的利益とかそういうこととはまた別問題で、住民のためにとということで起こった事件でありますので、その部分でなぜ一審では出てこなかった、二審になりまして職場環境配慮義務違反となるのか、というところが理解できない部分であります。

もう一つは、村また職員組合がきちっと申し述べたにもかかわらず、33万から110万に上がったというこの事実も理解できないんです。そういう意味で、どうしてこのような判決になってしまったのか、その要因は何なのかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員の職場環境配慮義務違反、そして、職員組合も含めて今回高裁の方でも訴えられたということで、議員と同じ気持ちです。納得いかない部分があるから最高裁の方に出したんです。納得いけば上訴しません。議員と同じ気持ちで村としても納得いかない部分があるから、最高裁に上訴して村の配慮義務違反という部分の、どうやって住民のサービスに供するかという部分を考えれば、その辺は本人の職場に対する資質的な部分も問われる部分も、なぜ裁判の中で大きく取り上げられなかったのかなという部分があるので、村としては、東京高裁の判決を見ても納得できるものじゃないということで今回の上訴を決断したということでございます。

○8番（林 昌子君） 要因です。

○村長（中島 栄君） 決定していないので、どこが要因という部分については争っている部分なので、ちょっとここで、こういうことと云っても、お互いがそういう部分で決していないという部分がありますから、決した上での部分では報告できるかなというふうには思います。

〔「係争中だから」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 係争中は理解はしているわけですがけれども、あくまでもその要因を村側として把握していなければ、上告をしてもまた同じ結果になるのではないのでしょうか。それは、まだ公の場所で話せないという意味でのことなのではないでしょうか。ぜひ把握をしていただきたいと思いますが。

○議長（石川 修君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問の中で、その要因ということなんですけれども、今回の判決の中で、要因になるかどうかちょっと私も正確なところはあれなんですけれども。

ここでの、金額が上がった部分についてのところでは、精神的苦痛というのが今回どれだけあったかということなんですけれども、その定義そのものははっきりしないんですが、今回の一つの判決に至ったところの中で、その証拠書類の中で、やはり録音等々の一部分が紹介されました。その紹介された録音の中の一部の文言等々が、いかにも社会生活上不適當であるということが多分認められたのではないかと思います。

これについては、どこまでが社会生活上、一般社会の中で、その言い方等々が正しいかどうかというのは私の方ではわかりませんが、今回のその録音、しゃべっているものと、それからそれを文字に落としたもので実際に比較してみますと、文字の中で落としたものをそのまま読んでみますと、ちょっときつい場面もやはりこの地方の方言等々もあって、会話の中でのきつい部分もあったのかなと思います。それが多分、今回、精神的苦痛ということで認められたのかなということで、その中の一つには上がっております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） その精神的苦痛というのは、社会生活不相当と認識されたその録音の時期、それは一審のときに録音されたものですか。

その時点での本人の精神状態ということですかね。

実際にその事件が起きた当時の精神状態ではなく、裁判中の精神状態なのでしょうか。

でも、現実、裁判で争うべきは、その事件が起きた当時のことに対しての裁判であって、それ以降、どのような精神不安定になるとか、そういうことはまた別問題であると私は判断いたします。そういうところ。

職員の中でもいろいろな生活環境の中で精神的に大変な思いをされている方は、その方だけではないと思います。事件が起きたことでの精神不安定になったのかどうなのか、また、職場環境ということですから、その事件が起きた時点でもう精神不安定と認識されたのか、そういうところの事実確認をきちっと裁判で争われたのかどうかということをお尋ねいたしますが、また、これで最後ですので、今後の裁判にかける思いをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 林議員の水戸地裁、東京高裁、そして最高裁と今、継続の中なので、どこに起因するかという部分は決めつけられない部分があるというふうに思います。どこに原因があったのかという部分は、ここで決められる部分じゃなくて、結果的に判決が出たときに認められるというふうに思いますので、ここで、ここに起因するという部分はちょっと決論的な部分は出せないのかなと。ぜひその辺をご理解いただいて、最高裁が出たときには、どこに原因があったのかという部分の報告はできるものだと思います。

ここで村としての、どこに原因があったという部分としての、ここで村としての見解を出すということについては、これからの判決の中で、村がこういうふうに感じている部分ということの一つの部分が取り上げられる部分が出てくるかもしれませんので、これは最高裁の判決が出たときには、皆さんの方にはご報告を申し上げたいというふうに思います。

○議長（石川 修君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、会議の途中ではございますけれども、暫時休憩といたします。

再開時間は、11時15分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（災害に強い情報連携システム構築業務に係る工事請負変更契約の締結）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第8、議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（災害に強い情報連携システム構築業務に係る物品売買変更契約の締結）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第9、議案第10号 美浦村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第10、議案第11号 平成25年度美浦村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第11、議案第12号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第12、議案第13号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別
会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第13、議案第14号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算
（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第14、議案第15号 美浦村指定金融機関の指定についてから、日程第16、議案第17号 工事請負契約の締結について（木原小空調整備工事）までの3議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 提案理由の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第15号から17号まで一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第15号 美浦村指定金融機関の指定について、ご説明申し上げます。

美浦村指定金融機関の指定につきましては、金融機関の競争意識の醸成による村民サービスの向上に資するとともに、金融機関間の事務引き継ぎの実施によるチェック機能の強化を図るため、村の指定金融機関に株式会社筑波銀行を新たに加え、平成26年4月から、株式会社常陽銀行との二行による3年ごとの交代制にすることについて、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第16号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本議案は、平成24年度繰越事業、大谷小学校空調整備工事の入札公告による予定価格が8,715万円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第2号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

大谷小学校の空調整備工事にかかわる一般競争入札につきましては、5月16日に公告いたしましたして、12社により、6月7日に実施いたしました。入札の結果、株式会社宮本総合設備が7,435万500円で落札いたしました。

工期につきましては、本契約の翌日から平成25年8月31日までとなっており、本日、工事請負契約につきましてご承認いただきまして、本契約を締結し、着工というスケジュールを進めていく予定となっております。詳細な工事工程につきましては、契約後の打ち合わせになってくるかと思いますが、1日も早く着工をし、準備工事を済ませ、夏休みをフルに使い、子供たちに影響するような工事を優先的に実施してまいりたいと考えております。

最後に、議案第17号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本議案は、平成24年度繰越事業、木原小学校空調整備工事の入札公告による予定価格が

6,720万円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第2号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

木原小学校の空調整備工事にかかわる一般競争入札につきましても、5月16日に公告いたしました。12社により、6月7日に実施いたしました。入札の結果、川村工業株式会社が5,712万円で落札いたしました。工期並びに詳細な工事工程につきましては、大谷小学校と同様となっております。

以上、議案第15号から議案第17号まで一括してご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石川 修君） 日程第14、議案第15号 美浦村指定金融機関の指定についての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

塚本光司君。

○1番（塚本光司君） この輪番制を3年としたその根拠をお聞かせください。全協のときに、いろいろと2年、5年という話が出ていましたけれども、3年と明記されてきたところ、根拠をお願いします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 塚本議員の質問にお答えをしたいと思います。

今、輪番制でやっている自治体の指定金融機関は、ほぼ2年で輪番でやっているような話は聞いてございます。

皆さんも議会に付すべきことということで、2年だと、ことし、例えば4月から始まると、次の年にはもう準備しなくちゃいかんということになりますと、準備期間でも半年ぐらいろいろと職員の配置から何からするとかかるということになりますと、やっぱり2年だとほぼ中身は1年ちょっとしかないのかなという部分もありまして、別にこれは2年というふうに決められた年数はないものと判断しまして、ある程度、5年ではちょっと長過ぎるし、3年ぐらいでやると一番中身も理解をできて、配置される人間も落ち着いて仕事ができる部分では、いいのかな。

2年の方が多分、指定金融機関を受けた側も忙しくなる部分があるだろうなというふうな部分もあって、これはどちらも3年ずつということなので、条件的な部分では別に変わりません。よその自治体の2年が果たしていいかどうかというものも、この議論の中ではいろいろなところで話がありましたけれども、村としてはせっかく導入するというのであれば、3年が一番妥当な部分なのかなというところで判断をいたしました。

○議長（石川 修君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） 私も実は、ちょうど3年ぐらいがいいのかなというような思いがあったんですが、実は。全協の中で、2年5年、いろいろお話は出たわけですけども、要するに県内の各自治体の方で、常陽銀行さんは「おごれるものも久しからず」じゃ、まずいですけれども、ほとんどの自治体を常陽銀行さんが扱っているわけなんです、この

間の全協の中でいろいろなATMのいろいろな交渉であるとかその辺をという話は、そのとき出たわけなんですけど、ここでぼんともう出てきたものですから、ここ数日前の話なんですけど。もうここでじゃあ、今度、筑波銀行さんにとりよるような話になってきた場合に、どうせじゃあうちで取り扱うんだなという形でやられちゃっても困るのかなという、交渉の段階ね。

普通、民間でいけば、ちょっとでも経費を抑えようというイメージで本来交渉するわけです。でも、ここに出てきて、執行部サイドとして、自分の懐じゃないんじゃないかなという考えでやられちゃっても困ると。美浦村の台所は自分の懐だよということであって、執行部さんにも強気で交渉してほしいわけです。

それと、要するに例えば牛久市さんなんか、全協のときには何らチェンジする場合に、支障も何もありませんよというふうな話で出てきたんですが、実際、現場にいた職員の方に言わせると、チェンジするときにはすごい大変だそうです。これは本当に、私らと一心同体で、役場執行部さんの方でも、住民の方によりよい利便性があるって、スムーズに行くように、もうその担当の課だけではなくて、チーム美浦村役場というイメージで。例えば会計課に何年か前にもう何年もいたんですよという人がいれば、いろいろな面でバックアップをしてもらいたい。そういう思いがちょっと強いものですから、その辺ちょっとどうでしょうか。私、考えとしては。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） これについては、まだ採決されませんので。でも採決されたということであれば、全協の中でもいろいろな話がありましたけれども、かえたメリットはどこにあるのかということで、この前のときにもそういうことが決定すれば、交渉は村の部分で使いやすく、そして村にメリットがあるようなものを提示して、合意はしていきたいというふうに考えます。

こういう輪番制をとって、村にかえて負担が生じたり、いろいろな面でマイナスな部分が出てくるとすれば、当然、提案した執行部の責任にもなります。ですから、その辺はより住民側の立場にとっても、両行の使い分けがいかによくなったかという部分は結果としてあらわれなければならないだろうというふうに思っております。

そして、初めて指定金融機関のところに参入してくるわけではないので、よその自治体でもやっているということであれば、それほど負荷のかかるような交代ではないというふうに私は考えております。実際そういう指定金融機関をやったことのないような銀行であるとなかなか難しい面もあるかと思えますけれども、よその自治体でもやっておるということですので、その辺については村としては危惧はしていません。

ただ、議員おっしゃるように、村にとって輪番制をとった効果はどのようにしてあらわれるか。そして、サービス面でもいろいろなATM関係のものも設置をするというようなことも積極的に、それもないとサービスとしては向上していきませんので、その辺の部分

はこの条件の中に入れていきたいというふうに思っております。

これも、交渉はすべてこの議案の中を可決をしていただいた上で発生をしてくると思いますので、可決された以上は、執行部として住民の思い、そして議会の思い、議決を指定金融機関の方に話をして、最善のサービスを提供していただけることをこちらからは申し入れをしていきたいというふうに思います。

○議長（石川 修君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 今、交渉をしていくというようなことで返事をいただいたのですが、交渉の中にATMの設置については必ずやっていただきたい。

それと今、前はここにあった常陽銀行のATMがなくなったおかげで、ヨークベニマルさんの前についているんだけど、あれは非常に混んでいると。なかなか時間がかかってしまうというふうな。私も経験をしております。

したがって、ここへATMを置くように要請をしたときは、そのATMが常陽銀行と筑波銀行が相互乗り入れられるようなATMにしてほしい。というのは、手数料なりそういうものがお互い、二行でやる場合は無償になるように、そのような要請をしていってほしいなというふうに思います。

それとあともう一つ、村民にとって本当に有利にしていくのには、預け入れ金利は少しでも高く、借り入れ金利は少しでも安くというようなことで、村が本当のメリットが得られるような対応をしていってほしいというふうに、私の方からこれは要請をしていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 下村議員の両行が使えるようなものということについては、交渉はしていきたいと思います。確約することは、これは両行の中の部分なので、私が頭取だったら、「ああ、やるよ」と言いますが、ちょっと民間会社まで影響力を持っておりませんので、交渉としては、これはやる価値はあるというふうに思います。それができれば、住民サービスはもっと、住民の方にとっては使いやすさが随分幅が広がってくるだろうというふうには思います。でも、確約はしておきませんが、交渉はします。

それと、預け入れは高く、借り入れは安くという部分については、これについては金利上、JAさんの方がちょっといいんじゃないのかなというふうには思いますけれども、でも、その辺も含めて村のペイオフの部分で、ある部分、どうやって安心して預けられる金融機関かということ、不安定な今の世の中じゃない、安定した中の部分であれば、ある程度そういう金利を重視したところに預けることも、私は可能だというふうに思います。今どき、不安定な金融機関が存在するとすれば、これは国の財務省の指導の部分もあるかと思いますが、昔みたいなペイオフにさらされるような部分は、今の中では考えにくいと私は思っております。そういう意味でも、今の基金の預け状態も含めて考えていか

なければならぬというふうに思います。ぜひ、議員おっしゃるような要請が120%通ることを私も望んで交渉していきたいと思いますが、余り期待はしないでいただきたいなと思います。

○議長（石川 修君） ほかに質疑のある方はどうぞ。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15、議案第16号 工事請負契約の締結について（大谷小空調整備工事）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） これは、16号も17号も関連するんですけれども、両方とも入札の落札率をお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、落札率のご質問にお答えします。
大谷小学校でございます。大谷小学校、85.3%でございます。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16、議案第17号 工事請負契約の締結について（木原小空調整備工事）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 済みません。先ほどと全く同じなんですけれども、落札率の方をお願いします。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

木原小学校の空調整備、落札率が85%でございます。

○議長（石川 修君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（石川 修君） 日程第17、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（石川 修君） 以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成25年第2回美浦村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 石 川 修

署 名 議 員 林 昌 子

署 名 議 員 下 村 宏

署 名 議 員 坂 本 一 夫